

# — 第4次 — 京田辺市 総合計画

2020  
▼  
2031

健 康  
Wellness

Collaboration!

田園都市  
Garden City

文化・教育  
Culture & Education

# KYOTANABE

～ 緑豊かで健康な文化田園都市～

安全・  
安心  
Safety

緑  
Rich in nature



— 第4次 —  
京田辺市  
総合計画

令和2年3月

京田辺市



— 豊かな自然に恵まれた京田辺 —



「ココ、ええやん！京たなBEST」認定作品より（R2(2020)年3月）  
【撮影者】上と右下・みるくさん 左中・栗原晋さん 左下・柴家碧さん

## 第4次京田辺市総合計画の策定にあたって



京田辺市長

上村 勲、

「令和」という新たな時代の始まりとともに、本市では住民基本台帳人口が7万人を突破し、今後も子育て世代を中心に転入が続くなど、着実な成長が見込まれています。

このことは、鉄道や高速道路網など優れた交通利便性、里山やまちなかの緑といった豊かな自然環境など、本市の魅力を多くの方々に認めていただいた証です。

そして、これら今日の本市の発展は、今までまちづくりに関わった方々が、京田辺のことを誇りに思い築きあげてこられた努力が結実したものです。

このたび策定いたしました「第4次総合計画」は、これまでのまちづくりを継承し、目指す都市像である「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現に向け、これからまちづくりの基本方向を、「安全・安心」「緑」「健康」「文化・教育」「田園都市」の5つの柱にまとめています。

また、子育て支援をはじめ、私の政策集に関連した重点的な取組みを「5+(プラス)1の重点プロジェクト」にまとめています。

この計画を着実に遂行することで、京田辺のさらなる魅力を創造し、世代を超えて、みんなが住み続けたいと思えるまちとなるよう、市民の皆さんと一緒にまちづくりに取り組んでまいります。

最後になりましたが、計画策定にあたり、約2年間にわたりご審議いただいた総合計画審議会の委員の皆さんをはじめ、ワークショップやアンケート、パブリックコメントにご協力いただいた市民の皆さん、ならびに関係各位に心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

## 策定にあたって

|               |   |
|---------------|---|
| 第1 総合計画の目的と構成 | 2 |
| 第2 社会潮流       | 5 |
| 第3 京田辺市の主な課題  | 8 |

## 基本構想

|                 |    |
|-----------------|----|
| 第1 目指すまちの姿      | 12 |
| 1 理念            | 12 |
| 2 都市像           | 13 |
| 第2 将来人口         | 14 |
| 第3 将来都市構造       | 15 |
| 1 都市構造の考え方      | 15 |
| 2 都市構造          | 16 |
| 3 地域別のまちづくりの方向性 | 18 |
| 第4 目指すまちの実現に向けて | 19 |
| 1 基本姿勢          | 19 |
| 2 基本方向          | 21 |

## まちづくりプラン

### 重点プロジェクト

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 重点プロジェクトとは                         | 26 |
| 重点プロジェクトと施策体系との関係                  | 26 |
| 重点プロジェクトⅠ 生み育てる喜びが感じられる子育て支援と人づくり  | 28 |
| 重点プロジェクトⅡ 市民協働による安全・安心な地域のまちづくり    | 30 |
| 重点プロジェクトⅢ だれもが安心して暮らし続けられる支え合いづくり  | 32 |
| 重点プロジェクトⅣ まちの利点を生かした産業振興と未来への基盤づくり | 34 |
| 重点プロジェクトⅤ 時代の変化に対応した新たな都市づくり       | 36 |
| 重点プロジェクト+1 開かれた行政、市民と未来を創る市役所      | 38 |

### 分野別計画

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 施策の体系                   | 42 |
| (1) 安全で心安らぐ優しいまち【安全・安心】 | 47 |
| 1 防災・減災                 | 48 |
| 2 消防                    | 50 |

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 3 治水                            | 52  |
| 4 交通安全・防犯・消費生活                  | 54  |
| 5 平和・友好交流                       | 56  |
| 6 人権尊重・男女共同参画                   | 58  |
| ⟨2⟩ 緑に包まれた美しいまち【緑】              | 61  |
| 1 自然環境・都市緑化                     | 62  |
| 2 都市景観・生活環境                     | 64  |
| 3 地球温暖化対策・循環型社会                 | 66  |
| ⟨3⟩ いきいき健康で明るいまち【健康】            | 69  |
| 1 健康づくり                         | 70  |
| 2 地域福祉                          | 72  |
| 3 高齢者福祉                         | 74  |
| 4 障がい者福祉                        | 76  |
| 5 社会保障                          | 78  |
| ⟨4⟩ 子育てしやすく未来を育む文化薫るまち【文化・教育】   | 81  |
| 1 子ども・子育て                       | 82  |
| 2 就学前～小・中学校教育                   | 84  |
| 3 文化振興                          | 88  |
| 4 社会教育                          | 90  |
| 5 スポーツ振興                        | 92  |
| ⟨5⟩ 活力にみちた便利で快適なまち【田園都市】        | 95  |
| 1 土地利用・市街地整備                    | 96  |
| 2 道路・公共交通                       | 98  |
| 3 都市環境                          | 100 |
| 4 農業                            | 104 |
| 5 商工業・観光・企業立地                   | 106 |
| ⟨6⟩ まちづくりプランの推進のために【市民協働・行財政運営】 | 109 |
| 1 情報発信・参画協働・コミュニティ活動の推進         | 110 |
| 2 交流・連携の推進                      | 112 |
| 3 持続可能な行財政運営の推進                 | 114 |



— 第4次 —  
京田辺市  
総合計画

◆  
策定にあたって  
◆

# 第1 総合計画の目的と構成

## 1 目的

総合計画は、本市が目指す都市像の実現に向けて、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための市政運営の指針であり、市民、事業者、行政が、それぞれの役割を担いながら、参画、協働してまちづくりに取り組むための指針となるものです。

本市は、昭和59年(1984)の「田辺町総合計画」以降、現行の「第3次京田辺市総合計画」(平成18年(2006)策定)まで、一貫して都市像「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現を目指したまちづくりに取り組んできました。

近年、国内全体の人口減少と少子高齢化の進展、地球規模での環境変化と災害リスクの高まり、情報通信技術(ICT\*)の進展、地方創生の取組みなど、本市をとりまく社会潮流は大きく変化しています。

また、国際連合において、持続可能な開発目標として17の目標(SDGs\*)が掲げられ、国内においても、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、SDGsの視点を最大限に生かしたまちづくりを進めることが求められています。

本市は、今後も10年程度人口増加が見込まれますが、その後は緩やかに減少し少子高齢化が進むものと推計されています。また、今後、新名神高速道路の全線開通や北陸新幹線の新駅設置が計画されています。

このような状況を踏まえ、これまで進めてきたまちづくりを継承し、さらなる推進と深化のために、様々な社会経済情勢の変化や時代の潮流、直面する課題などに的確に対応した新たなまちづくりの指針として、第4次京田辺市総合計画を策定します。

---

\*『ICT』Information and Communication Technology の略。通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術  
\*『SDGs』Sustainable Development Goals の略。国際連合において、持続可能な開発目標として17のゴールが掲げられ、国内においても、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、SDGsの視点を最大限に生かしたまちづくりを進めることが求められている。17のゴールと169のターゲットから構成

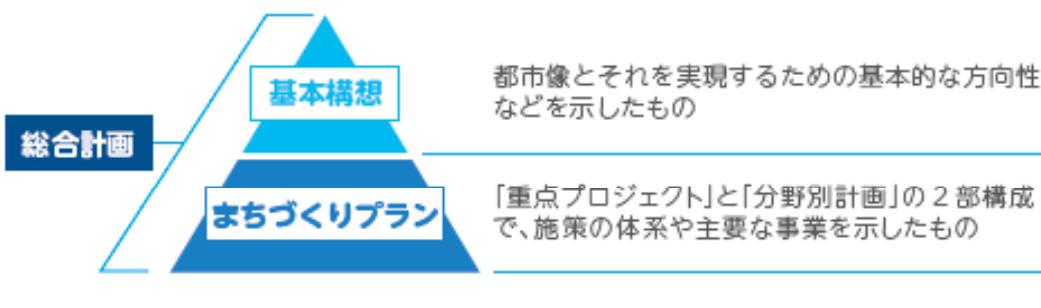
## 2 構成

本計画は、京田辺市総合計画条例(平成30年京田辺市条例第1号)に基づき、「基本構想」と「まちづくりプラン」の2階層で構成します。

基本構想は、まちづくりの基本的な理念や施策展開の基本的な方向性、目標を示すものとします。

まちづくりプランは、基本構想に基づき、基本施策の体系や施策を実現するための主要な事業を示すものとして、「重点プロジェクト」と「分野別計画」の2部構成とし、市長マニフェストと連動したものとします。

市が別に策定する個別の行政分野における計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合に留意します。



### 3 計画期間

長期的なまちづくりの基本指針である基本構想の計画期間は、令和2年度(2020)から令和13年度(2031)までの12年間とします。

まちづくりプランの計画期間は、前期、中期、後期のそれぞれ4年間とします。



【総合計画の計画期間】

### 4 進行管理

まちづくりプランの進行管理にあたっては、施策の実行性を確保するため、予算編成、事務事業評価、行政改革、組織目標、人事評価など、既存の行政管理システムを最大限活用したPDCAマネジメントサイクル\*によって施策の進行管理を行います。重点プロジェクトについては目標指標を設定し、施策の進行管理を確実に実施します。

---

\*『PDCAマネジメントサイクル』Plan(計画)Do(実行)Check(評価)Action(改善)のPDCAを一連の流れとして繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく管理手法

## 第2 社会潮流

### 1 人口減少・少子高齢化の進行

- ・我が国の総人口は平成20年(2008)をピークに減少に転じており、特に生産年齢人口は、少子高齢化の進行によって平成7年(1995)をピークに減少しています。
- ・今後も、年少人口、生産年齢人口は減少を続ける一方、老人人口は令和24年(2042)まで増加し、高齢化率は、令和47年(2065)には38.4%に達して、国民の約2.6人に1人が65歳以上の高齢者になると見込まれています。
- ・特に、地方の人口減少は顕著で、生活関連サービスの縮小、雇用機会の減少、税収減による行政サービス水準の低下、地域公共交通の撤退や縮小、空家、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地などの増加、地域コミュニティの機能低下などが危惧されています。

### 2 環境変化と災害リスクの高まり

- ・IPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)によると、21世紀末までに世界の平均気温は、 $2.6^{\circ}\text{C} \sim 4.8^{\circ}\text{C}$ 上昇すると予測されており、気象災害が激化するなか、世界経済も気候変動を最大のグローバルリスクの一つとして認識しています。
- ・我が国においても、近年の気候変動に伴い、短時間強雨の発生回数が増加するなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、大規模な土砂災害も発生しています。
- ・平成26年(2014)6月に「国土強靭化基本計画」が閣議決定され、防災、減災などの取組みが進められています。

### 3 情報通信技術(ICT)の進展

- ・情報通信技術(ICT)の進展により、情報、モノ、資本などのあらゆるものが結びつき、相互に影響を与える時代が始まっています。
- ・ロボットや人工知能(AI\*)が産業や身近な商品、サービスなど、生活の様々な場面に使われ、生産性の向上や人手不足の解消が期待されており、インターネットを媒体として様々な情報とモノがつながる仕組み(IoT\*)の活用も進められています。
- ・一方で、サイバー攻撃\*やインターネットの利用に伴う消費者トラブルなどが増加し、社会経済活動や普段の日常生活がおびやかされていることから、より一層のセキュリティ対策と消費者保護の推進が必要となっています。

### 4 地方創生への取組み

- ・平成26年(2014)11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、少子高齢化への対応と、人口減少の歯止め、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保することで、活力ある地域社会を維持していくこととされました。
- ・それを受け「地方創生推進交付金」が創設されるなど、各地で地方創生に関する取組みが進められています。
- ・また、平成28年(2016)3月に取りまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」では、「観光は、真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識のもと、関係省庁が連携しながら施策に取り組んでいます。

\*『AI』Artificial Intelligence の略。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術  
\*『IoT』Internet of Things の略。人を使わず、モノが自動的にインターネットと繋がる技術  
\*『サイバー攻撃』ネットワークを通じ、コンピュータに対して破壊活動やデータの改ざんなどを行う行為

## 5 公共施設・インフラの老朽化

- ・我が国においては、高度経済成長期に大量の公共施設、道路、橋梁などが建設されており、今後、それらの公共施設などが一斉に更新時期を迎えることが見込まれています。
- ・一方、地方財政は依然として厳しい状況にあり、各地方公共団体において、所有しているすべての公共施設などの維持補修や更新財源を確保していくことは、一層困難になると想定されます。
- ・平成26年(2014)に国からの要請により、地方公共団体では、公共施設などの管理計画を策定し、公共施設などの現況や将来見通しを基に、施設の集約化、複合化や長寿命化、管理運営の効率化など、公共施設マネジメントを推進することが求められています。

## 6 働き方改革

- ・平成28年(2016)6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、働く人一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るよう、多様な働き方のなかで、自分の未来を自ら創造できる社会を創り、意欲ある人に多様なチャンスを生み出すこととしています。
- ・平成29年(2017)に「働き方改革実行計画」が閣議決定され、女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備、病気の治療や子育て・介護などと仕事の両立、障がいのある人や高齢者の就業促進、外国人材の受入れなどについて取組みが進められています。
- ・平成30年(2018)7月には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保などについての法整備も行われています。

## 第3 京田辺市の主な課題

### 1 安全・安心

- ・だれもが安全に安心して生活できるよう、防災施設・設備の整備、治水対策の推進などによる防災力の強化と、交通安全や地域防犯対策の推進が求められています。
- ・普段から市民の防災意識の向上を図るとともに、災害時の円滑な避難のために、自治会など地域組織、ボランティア組織のネットワークの育成を進めることができます。
- ・災害発生時に市民への被害や影響を最小化するため、迅速に応急、復旧対応ができる体制づくりを行うことが求められています。
- ・一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、人権が尊重される社会を形成するとともに、社会のあらゆる分野に男女が均等に参画できる男女共同参画社会の基盤づくりが求められています。

### 2 環境

- ・自然環境を保全するとともに、地域の豊かな自然と共に存する緑あふれるまちづくりが求められています。
- ・持続可能な社会を創出するために、市民や事業者との協力による、ごみ減量化などの循環型社会の推進と、省エネなどによる地球温暖化対策の推進が求められています。

### 3 健康・福祉

- ・市民が自ら健康の維持増進に取り組めるよう、ライフステージに応じた健康づくりを推進することが求められています。
- ・子育て世代、子ども、障がいのある人、高齢者などが、孤立することのないよう地域のなかで住民同士がつながる交流の場を増やす取組みが求められています。
- ・高齢者、障がいのある人など、だれもが住み慣れた地域で自立して住み続けることができるよう、医療・福祉サービスの充実と、働く場の確保が求められています。
- ・高齢者が元気で生きがいをもって暮らせるよう、これまで培ってきた知識や経験を生かす機会や、多世代と交流する場の確保が求められています。

## 4 子育て・教育・文化

- ・若者、子育て世代が住んでみたい、住み続けたいまちになるための、結婚、出産、子育てしやすい環境と仕組みづくりが求められています。
- ・特色ある学校教育の推進による教育水準の維持・向上や中学校給食実施に向けた取組みが求められています。
- ・市民の文化ネットワークの拠点整備や、伝統と文化の継承による地域への愛着や誇りの醸成が求められています。
- ・大学のあるまちとして、学生との心れあいなどを通した、学研都市ならではの教育・生涯学習環境やスポーツ環境などの充実が求められています。

## 5 都市・生活基盤・産業

- ・交通利便性を生かした、北部、中部、南部それぞれの拠点への都市機能の集積と、鉄道や高速道路などの広域交通ネットワークを生かし、京都府南部の広域的な拠点としての役割を担うためのまちづくりが求められています。
- ・北陸新幹線新駅の設置により、その効果をまちづくりに最大限に生かすため、インフラ整備の検討を進めるなど、準備に取り組むことが求められています。
- ・良好な住環境の維持・充実とともに、鉄道によるさらなる交通利便性の向上、バス交通ネットワークの維持に向けた利用促進が求められています。
- ・上下水道をはじめとした都市基盤の耐震化と長寿命化が求められています。
- ・将来の担い手育成や、本市の特産品などを生かした地域ブランドの確立、大学や研究機関との連携などによる、農業や商業、工業の活性化が求められています。
- ・豊かな自然資源や歴史・文化・スポーツ資源など、本市の魅力を生かしたインバウンド\*にも対応できる観光の創出が求められています。
- ・交通利便性と増加する労働力人口を生かした、企業立地の促進が求められています。
- ・市民みんなが交流できる場づくりや中心市街地の活性化などを通して、まちのにぎわいを創出することが求められています。

---

\*『インバウンド』訪日外国人旅行

## 策定にあたって

### 6 魅力発信・協働・行財政運営

- ・本市に多くの人が興味を持ち訪れてもらえるように、市の魅力を発信していくことが求められています。
- ・地域活動やまちづくりを担う団体の取組みの活性化を図るため、活動意欲のある市民(団体)が活躍できる環境整備を進めることができます。
- ・効率的・効果的な行政サービスを提供するため、限られた財源の有効活用、公共施設マネジメントの推進、民間活力の導入や大学、高校との連携によるまちづくりが求められています。
- ・確実にまちづくりを進めるため、企業誘致や公共料金(上下水道など)の適正化など、安定した財源を確保することが求められています。

— 第4次 —  
京田辺市  
総合計画

◆  
基 本 構 想  
◆

# 第1 目指すまちの姿

## 1 理念

本市は、まちづくりの理念として、市民憲章を制定しており、第4次総合計画においても、その理念を踏襲するものとします。

### 京田辺市市民憲章

わたくしたちは、未来に向かって、明るく住みよい緑豊かなまちづくりを進めていくために、市民憲章を定めます。

わたくしたちは、自然環境をまもり、美しいまちづくりを進めます。

わたくしたちは、産業と生活をはぐくみ、快適な田園都市をめざします。

わたくしたちは、心のふれあう、健康で明るい福祉のまちを築きます。

わたくしたちは、歴史と文化を大切にし、心豊かな人づくりに努めます。

わたくしたちは、世界と手をつなぎ、力を合わせて平和なまちをつくります。

(昭和41年10月1日制定)

## 2 都市像

本市は、昭和59年(1984)に策定した「田辺町総合計画」で都市像を「緑豊かで健康な文化田園都市」に設定し、以後30年以上にわたり、一貫してこの都市像を目指したまちづくりを進めてきました。

第4次総合計画においても、引き続き、この都市像を目指して、美しい品格のあるまちづくりを進めていきます。

### 緑豊かで健康な文化田園都市



#### <都市像のイメージ>

- ・甘南備山や木津川の豊かな自然と田園風景に囲まれ、四季の移ろいを身近に感じながら、子どもから高齢者まで、だれもがいきいきと健康に暮らしているまち。
- ・京田辺の歴史文化や、関西文化学術研究都市から創造される新たな文化に触れながら暮らしているまち。
- ・大阪市や京都市などの大都市と鉄道や高速道路で便利に結ばれ、農業や工業、商業などの産業が活気にあふれ、だれもが充実したワーク・ライフ・バランス\*を確立して暮らしているまち。

---

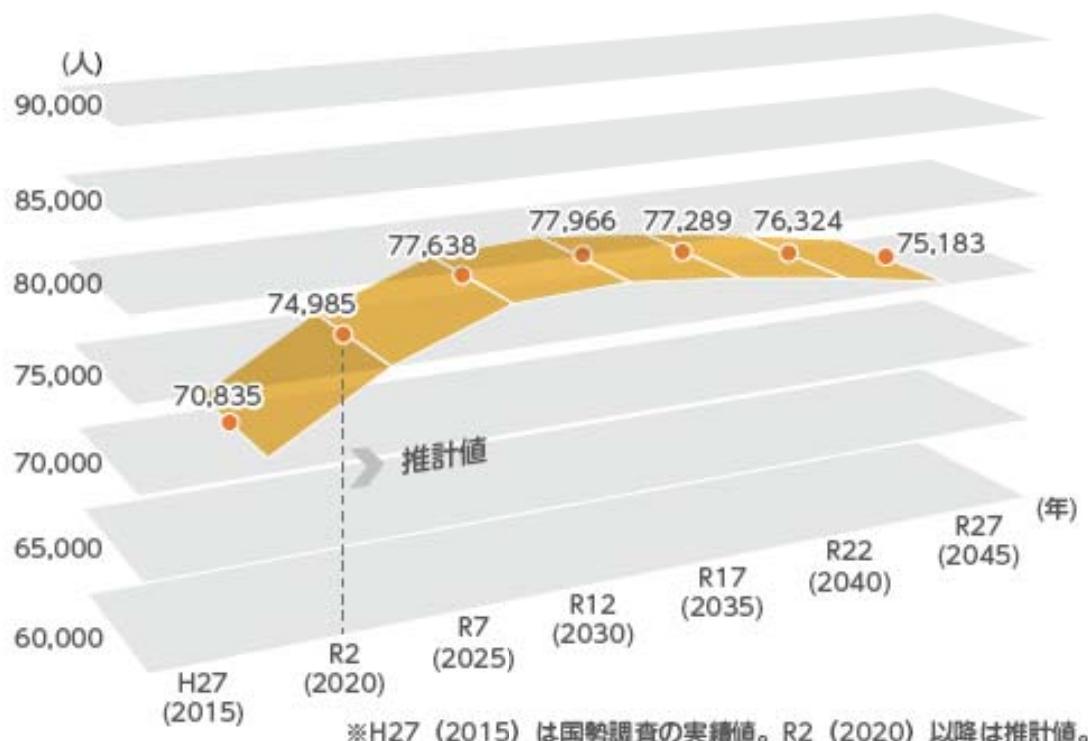
\*『ワーク・ライフ・バランス』一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できること

## 第2 将来人口

本市は、第3次総合計画において、人口フレームを80,000人としたまちづくりを進めてきました。

本計画の策定にあたり人口推計を行った結果、全国的に人口減少が進むなか、本市では、利便性の高さや子育て支援の充実などにより、市北部や南部で計画的に進められる住宅開発地などへ子育て世代を中心に転入が続き、今後も10年程度は人口が増加し、令和12年(2030)に約78,000人になると推計されます。

この推計結果を踏まえ、本計画期間(R2～R13)においても、人口フレーム80,000人のまちづくりを進めていくこととします。

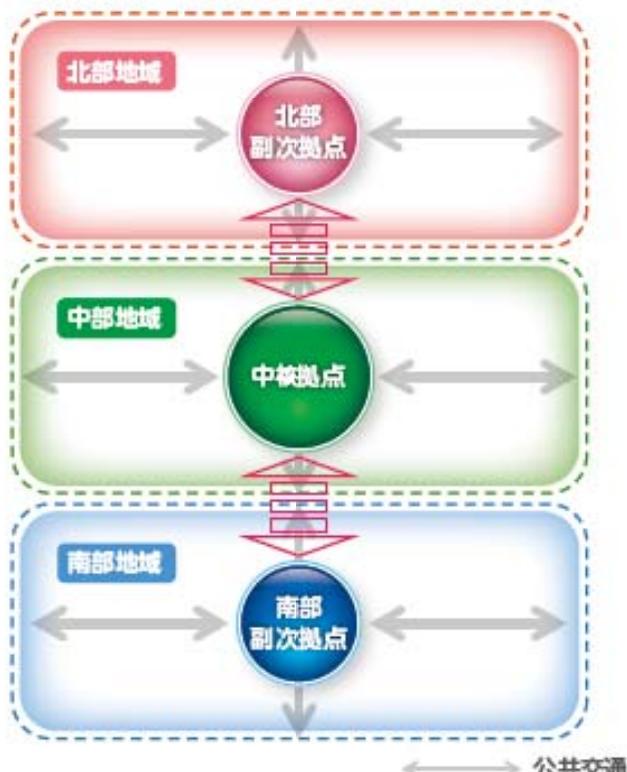


【将来人口推計結果】

## 第3 将来都市構造

### 1 都市構造の考え方

- ・都市像を実現する上で都市構造はその基礎となるものです。また、土地は限られた貴重な資源であり、将来に引き継ぐべき大切な資産であることから、第3次総合計画における都市構造の考え方を継承し、長期的な展望のもとに計画的な土地利用を進めます。
- ・本市の貴重な資源である甘南備山系などの自然や優良な農地の保全を図りながら、北部、中部、南部の3つの拠点による利便性の高いコンパクトな都市構造を形成するとともに、高速道路網を生かして工業・流通拠点の充実を図るなど、自然環境、人々の暮らし、都市機能が調和した土地利用を目指します。
- ・さらに、新名神高速道路の全線開通や将来的な北陸新幹線の新駅設置を見据え、人との大きな流れを呼び込むための取組みを進め、広域的な結節点としての発展を図ります。



【都市構造の考え方】

## 2 都市構造

都市構造は、以下のゾーン、拠点、軸の3つの要素で構成します。

### ■ ゾーン

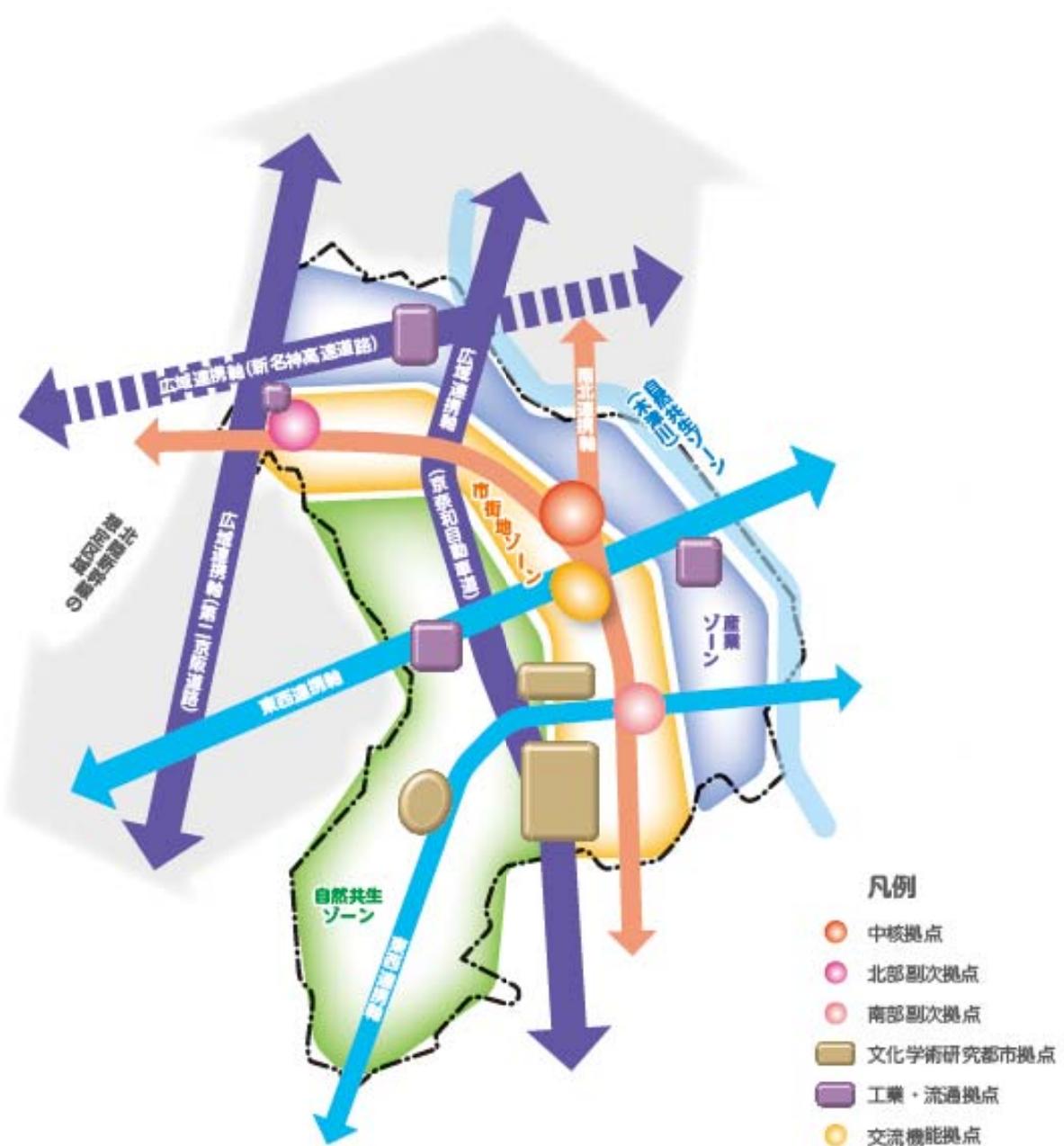
| 名 称     | 内 容   |
|---------|---|
| 自然共生ゾーン | 自然と共生した暮らしが営まれる地域の形成を図りつつ、自然環境や景観の保全の取組みを進めるとともに、健康づくり、レクリエーションを楽しめる空間づくりを進めます。   |
| 産業ゾーン   | 周辺環境や自然環境に配慮しながら、農地と工業地をバランス良く配置し、自然と産業が調和した土地利用を図ります。  |
| 市街地ゾーン  | 周辺の自然との調和や市街地内における自然の確保、ゆとりと魅力のある都市環境を形成し、住宅地や商業・業務地などがバランスよく配置されたコンパクトな都市構造の形成を図ります。<br>ゾーン内では、北部、中部、南部の各地域の拠点を中心とした都市構造を形成し、3つの拠点間は公共交通などを活用して連携するとともに、住宅地から各地域内の拠点へのアクセスの向上を図ることで、コンパクト+ネットワークの利便性の高い都市構造を目指します。 |

### ■ 拠点

| 名 称        | 内 容   |
|------------|---|
| 中核拠点       | 近鉄新田辺駅及びJR京田辺駅周辺については、本市の中核的な拠点として、市の玄関口にふさわしい景観を形成し、広域的な観点に立った商業・業務・サービス機能や行政サービス・文化拠点機能などの集積と都市基盤の整備・充実を図ります。                     |
| 北部副次拠点     | JR松井山手駅周辺については、本市の副次的な拠点として、統一感のある魅力的な景観を形成し、市北部地域の市民生活を支える商業・業務・サービス機能などの集積を図ります。  |
| 南部副次拠点     | 近鉄三山木駅及びJR三山木駅周辺については、本市の副次的な拠点として、また関西文化学術研究都市の北の玄関口にふさわしい景観を形成し、市南部地域の市民生活を支える商業・業務・サービス機能などの集積を図ります。                             |
| 文化学術研究都市拠点 | 関西文化学術研究都市にふさわしい景観を形成し、ゆとりのある住宅地、文化学術研究施設と自然環境が融合した土地利用を図ります。<br>今後、南田辺西・東地区において、基盤整備が進むこと見込まれることから、同地区における文化学術研究施設の立地を促進します。       |
| 工業・流通拠点    | 京田辺松井IC工業地区、大住工業地区、田辺西工業地区、草内工業地区を工業・流通拠点とします。<br>広域幹線道路網の整備による利便性と北陸新幹線新駅設置のインパクトを生かし、周辺の自然や農地、集落などと調和した工業・流通機能の拡充を図りながら、集積を促進します。 |
| 交流機能拠点     | 京田辺市役所を核として、公共公益施設が集積する地区を交流機能拠点とします。<br>市域のほぼ中央部に位置する立地条件と山手幹線や国道307号などの交通機能を生かして、市民が集い、憩い、交流する場として機能の充実を図ります。                     |

## ■ 軸

| 名 称   | 内 容   |
|-------|---|
| 広域連携軸 | 第二京阪道路、京奈和自動車道と新名神高速道路を広域連携軸に位置づけ、京都、大阪、奈良、名古屋などの主要な都市との連携を促進します。                     |
| 南北連携軸 | 近鉄及びJRの各鉄道、山手幹線を南北連携軸に位置づけ、北部、中部、南部の地域間の交流を支えるとともに、周辺地域(鉄道においては周辺地域と主要な都市)との連携を促進します。 |
| 東西連携軸 | 国道307号、主要地方道生駒井手線を東西連携軸に位置づけ、市内の東西間の交流を支えるとともに、周辺地域との連携を促進します。                        |



\*北陸新幹線の想定区域はR2(2020)年3月時点のものです。

【都市構造図】

### 3 地域別のまちづくりの方向性

北部、中部、南部の地域別まちづくりの方向性を以下に示します。

#### ■ 地域

| 地 域  | 将来のまちづくりの方向性  |
|------|---|
| 北部地域 | <p>JR松井山手駅周辺を北部地域の拠点とします。</p> <p>農業集落と計画的に整備された住宅地が共生するとともに、本市の活性化に資する工業地を備えた、調和のとれた地域生活圏の形成を図ります。</p> <p>新名神高速道路の開通による広域からのアクセス向上を生かし、産業立地を促進します。</p> <p>北陸新幹線新駅設置を見据え、そのインパクトを市全体の活力に生かせるよう準備を進めます。</p> |
| 中部地域 | <p>近鉄新田辺駅及びJR京田辺駅周辺を中部地域の拠点とします。</p> <p>中核拠点及び交流機能拠点においては、交通利便性を生かした商業、医療、公共サービス、文化拠点などの都市機能が集積するとともに、木津川沿いの豊かな農地、甘南備山や酬恩庵一休寺などのシンボル的な資源を生かし、交流を育む地域生活圏の形成を図ります。</p>                                      |
| 南部地域 | <p>近鉄三山木駅及びJR三山木駅周辺を南部地域の拠点とします。</p> <p>関西文化学術研究都市の一翼を担うにふさわしい良好な住宅地と同志社大学をはじめとする文化学術研究施設が立地するとともに、その北の玄関口にふさわしい魅力的な市街地と農業集落が調和した、表情豊かな地域生活圏の形成を図ります。</p>   |



## 第4 目指すまちの実現に向けて

### 1 基本姿勢

本市は、今後も10年程度人口増加が見込まれることから、さらなる行政サービスの充実を進めるとともに、少子高齢化の進行や将来的な人口減少を見据え、複雑多様化する地域の課題を解決するため、次の基本姿勢\*に基づきまちづくりを推進します。

#### (1) 魅力発信・参画と人のつながりによるまちづくりの推進

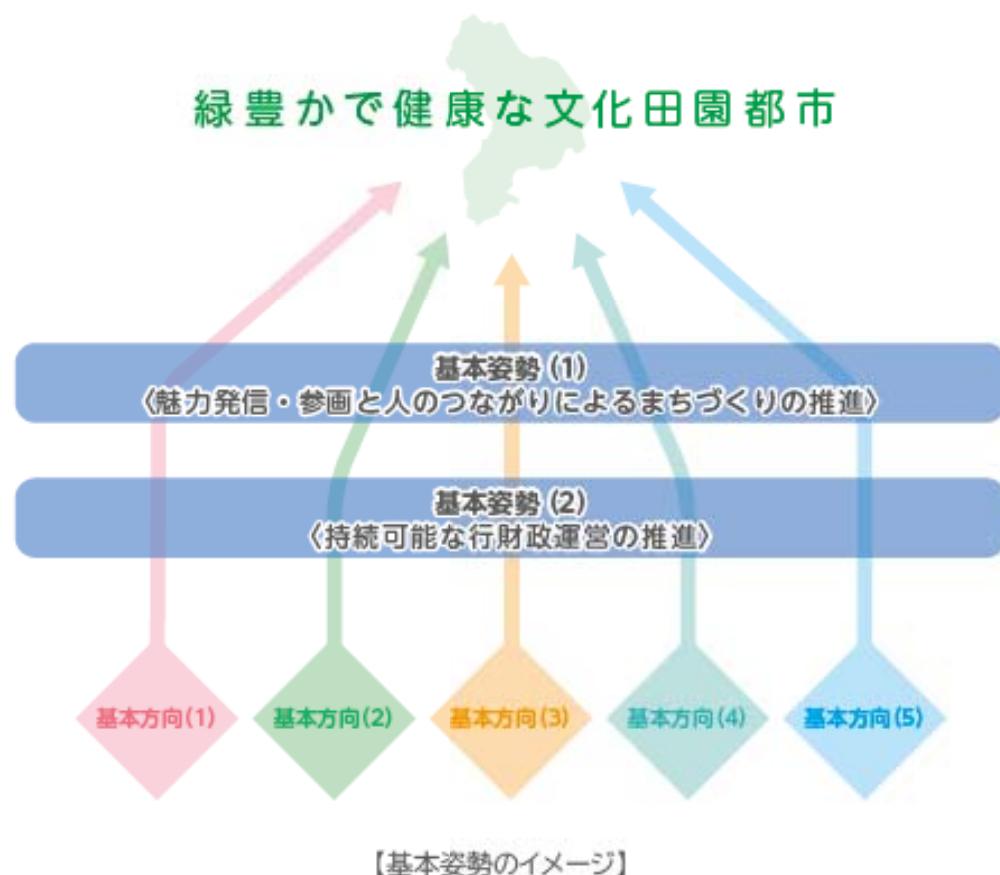
- ・市内外へまちの魅力を発信しイメージを高めることにより、まちへの誇りと愛着を育むとともに、様々な分野での交流を促進することで、まちの活性化に取り組みます。
- ・市民、事業者、大学、区・自治会、NPO、各種団体などと行政が市民生活やまちづくりに関わる情報を共有し、連携を深めることで、それぞれの役割と責任を果たしながら、参画と協働によるまちづくりを進めます。
- ・「まちづくりは人づくり」を基本に、だれもが郷土愛をもって、まちづくりの主体的な担い手となり、人と人のつながりを育みながら、お互いに支え合うまちを目指します。
- ・広域的な課題解決のほか、本市の強みをさらに生かしていくため、関係自治体との連携を強化することにより、効率的・効果的な施策の実施に取り組みます。

---

\*「基本姿勢」まちづくりの推進にあたって、すべての基本方向に共通する基本的な取組みの考え方を示すもの

## (2) 持続可能な行財政運営の推進

- 複雑多様化する市民ニーズに対応した行政サービスを効率的に提供するため、市民への説明責任を果たしながら、「選択と集中」、「スクラップ・アンド・ビルト\*」の視点をより一層重視し、限られた財源の有効活用や、公共施設マネジメントを推進するなど、持続可能な行財政運営に取り組みます。
- 事業者や大学などの民間活力やノウハウを活用し、効率的で質の高いまちづくりを進めます。
- 行政内部においては、職員一人ひとりの能力を向上させるとともに、チームワークを強化し、行政サービスの向上に取り組みます。



\*『スクラップ・アンド・ビルト』社会潮流や市民ニーズに対応した新たな事業を実施するにあたって、効果や必要性が低くなった既存の事業を縮小・廃止するなど見直しを加えるという考え方

## 2 基本方向

基本方向は、市民・中学生アンケートの結果などを踏まえ、最も関心の高い「安全・安心」と、都市像である「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現に向け、「緑」「健康」「文化・教育」「田園都市」の5つの柱に分けて示します。

### (1) 安全で心安らぐ優しいまち〈安全・安心〉

- ・地震や風水害などの自然災害に対し、防災・減災体制の強化や治水対策を推進するなど、災害に強いまちを目指します。
- ・市民、行政、警察との連携のもと、交通安全対策の推進や地域防犯対策を充実するなど、交通事故や犯罪のないまちを目指します。
- ・性別や障がいのあるなし、国籍などにとらわれず、お互いの人権を認め合い、多様性を受け入れながら、だれもが平和に安心して暮らせるまちを目指します。

### (2) 緑に包まれた美しいまち〈緑〉

- ・木津川や甘南備山、まちなかの緑など、自然を守り育て、市民が自然にふれ合う機会を充実するなど、自然と共生し、豊かな自然環境を次世代につなぐまちを目指します。
- ・ごみの減量化や省エネルギー、新エネルギーの推進により地球温暖化防止と循環型社会の実現に貢献するとともに、良好な都市景観の形成やまちの美化活動を促進するなど、環境に配慮した美しいまちを目指します。

### (3) いきいき健康で明るいまち〈健康〉

- ・市民が自ら健康づくりに取り組むとともに、支え合いによる地域の絆を育むなど、だれもがいつまでも健康で自分らしく生きられるまちを目指します。
- ・医療、介護、年金など、生活の基盤となる社会保障制度のもとに、安定した生活を営み安心して暮らせるまちを目指します。

## (4) 子育てしやすく未来を育む文化薫るまち〈文化・教育〉

- ・子どもが生まれる前から子育てに寄り添い、仕事との両立を支援し、地域全体で子育てを支えるなど、安心して子どもを生み育てられ、すべての子どもが健やかに成長するまちを目指します。
- ・確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。
- ・市民が文化に気軽にふれ、活動できる機会を充実するなど、京田辺らしい文化を創造し未来へ継承する、文化の薫るまちを目指します。
- ・市民が学びやスポーツに参加する機会を充実するなど、だれもが生きがいをもって学び続けるまちを目指します。

## (5) 活力にみちた便利で快適なまち〈田園都市〉

- ・自然と調和したコンパクトな都市構造と、道路網、鉄道網やバス路線のネットワークを充実するなど、だれもが便利に暮らせるまちを目指します。
- ・上下水道をはじめとした都市基盤の長寿命化など、将来にわたって、だれもが快適に暮らせるまちを目指します。
- ・地域の特性を生かして、農業、商業、工業、観光の活性化を図るとともに、各産業間の連携や企業立地を促進するなど、市民とのつながりのなかで、多様な働き方ができ、産業が持続的に発展するまちを目指します。

## ■ 総合計画の構成（全体）





— 第4次 —  
京田辺市  
総合計画

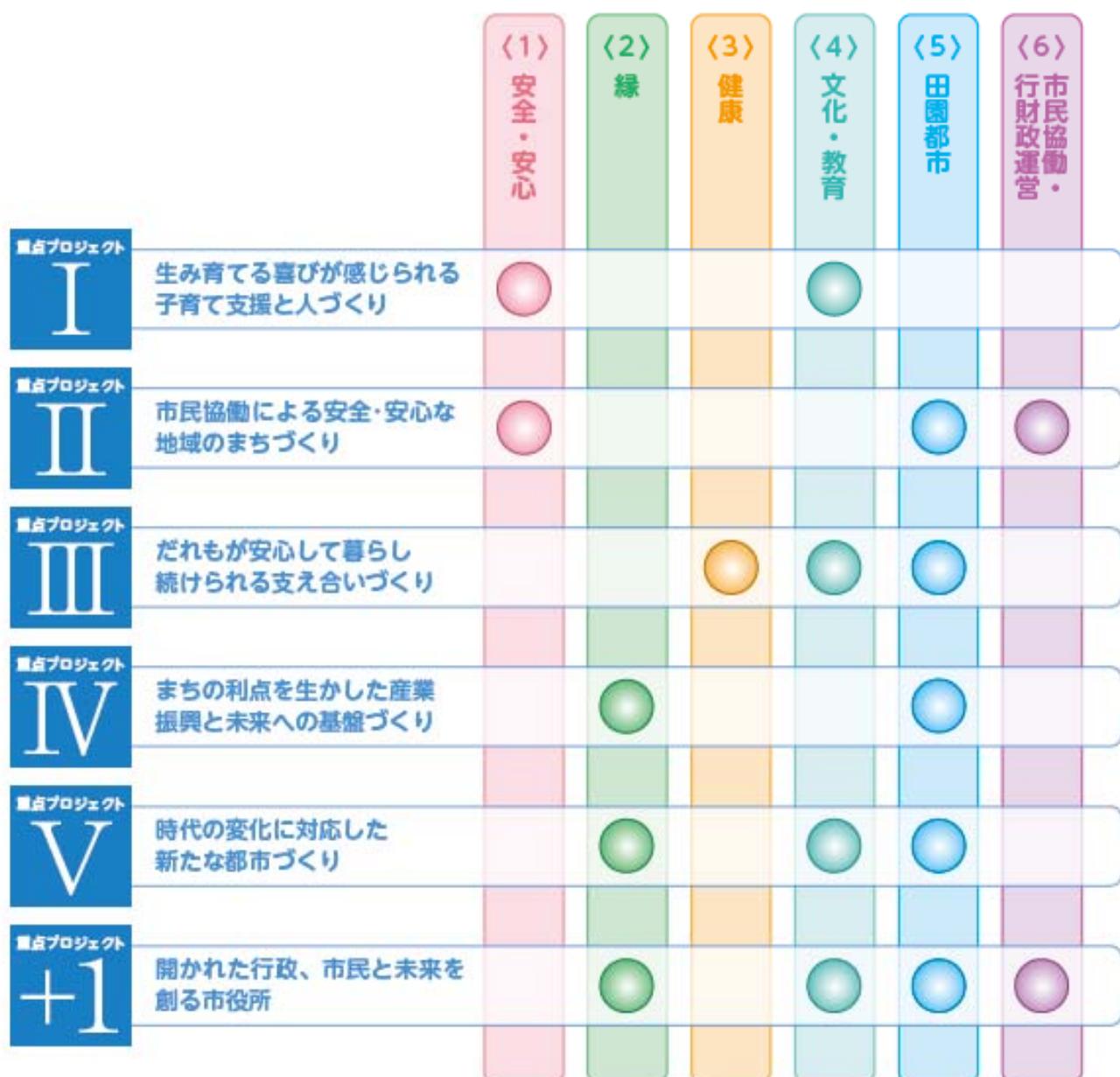
◆  
『まちづくりプラン』  
重点プロジェクト  
◆

## 「まちづくりプラン」重点プロジェクト

### ▶ 重点プロジェクトとは

- ・都市像である「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現に向け、基本構想の方向性に沿った「まちづくりプラン」の施策事業を展開していくなかで、今後4年間で重点的に取り組むプロジェクトのことです。
- ・市長が政策集に示す5つの重点政策を基に、ワークショップなどの市民の意見を踏まえ、「まちづくりプラン」施策体系の分野を横断して、戦略的、重点的に取り組めるよう、「5つのプロジェクト」と「+1」にまとめたものです。

### ▶ 重点プロジェクトと施策体系との関係



## SDGsのアイコンの掲載について

国際連合が持続可能な開発目標として掲げるSDGsと、市の総合計画とはその方向性において共通する部分が多く、総合計画の取組みを推進することで、SDGsの目標の達成に貢献することができると考えられることから、次ページ以降の重点プロジェクト及び施策の体系ごとに関連する主なアイコンを掲載しています。

**SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS**



## SDGs の 17 の目標

### 1 : 貧困をなくそう

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。

### 2 : 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

### 3 : すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

### 4 : 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

### 5 : ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女兒の能力強化を行なう。

### 6 : 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

### 7 : エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。

### 8 : 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。

### 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

### 1 0 : 人や国の不平等をなくそう

国内及び各国家間の不平等を是正する。

### 1 1 : 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

### 1 2 : つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する。

### 1 3 : 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

### 1 4 : 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

### 1 5 : 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

### 1 6 : 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

### 1 7 : パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

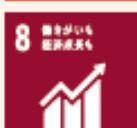
(資料：「持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取組」外務省国際協力局)

## 「まちづくりプラン」重点プロジェクト

Collaboration!

重点プロジェクト

I

生み育てる喜びが感じられる  
子育て支援と人づくり関連する主な  
SDGs

## ▶目的・ねらい

- 待機児童を発生させない安心の子育てシステムと、質の高い教育による次世代への投資を進めます。
- 安全・安心で快適な食育環境の確保を図り、子どもにおいしい給食を提供します。
- 地域ぐるみで子どもの安全を守るとともに、ワーク・ライフ・バランスの啓発を推進し、子育てしやすい環境づくりを進めます。



## 〈市民・地域・事業者とともに進めたい取組み〉

- 子どもが安心して過ごすことができる地域の見守り、ワーク・ライフ・バランスの推進など

## ■ 成果指標

| 指標名            | 現状値  | 目標値                           |
|----------------|--|-------------------------------|
| 子育て支援に関する市民満足度 | 71.2%<br>(H29年度(2017)市民満足度調査『安心して子どもを生み育てられる環境づくり』で「満足」「おおむね満足」と答えた人の割合) | ↗ ※増加させる<br>(R4年度(2022)に調査予定) |
| 待機児童数          | 0人<br>(H31年(2019)4月1日)   | 0人<br>(各年4月1日)                |

## ■ 事業メニュー

| アクション                   | 重点取組み                                 | 事業名                  | 担当課      |
|-------------------------|---------------------------------------|----------------------|----------|
| 1 待機児童を発生させないための取組み     | 市立幼保連携型認定こども園*の整備                     | 認定こども園整備事業<br>4-2-2* | 輝くこども未来室 |
|                         | 民間保育園などの整備促進                          | 民間保育園等整備事業<br>4-2-2  | 輝くこども未来室 |
| 2 保育サービスの充実             | 市立保育所などにおける看護師配置                      | 各種保育サービス事業<br>4-2-1  | 輝くこども未来室 |
| 3 中学校完全給食の早期実現          | 中学校完全給食の早期実現                          | 中学校給食施設整備事業<br>4-2-6 | 学校教育課    |
| 4 「地域・学校・行政」一体での児童の安全対策 | 地域・学校と連携した小学校通学路の安全対策                 | 通学路等安全対策事業<br>4-2-5  | 学校教育課    |
| 5 ワーク・ライフ・バランスの推進       | 男性の家事・育児参画促進と、市民、事業所向けワーク・ライフ・バランスの啓発 | 男女共同参画推進事業<br>1-6-3  | 人権啓発推進課  |

\*事業名の後の数字は、分野別計画における施策体系を表しています。例えば4-2-2の場合、施策の体系(4)文化・教育の、分野2 就学前～小・中学校教育の、施策展開 ②就学前教育・保育施設の整備(P86)に掲載している事業です

\*『幼保連携型認定こども園』学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ施設。3歳以上であれば保護者の就労の有無に関わらず通うことができる

## 重点プロジェクト

II

市民協働による安全・安心な  
地域のまちづくり関連する主な  
SDGs

## ▶目的・ねらい

- 身近なまちの課題を市民が自分の事としてとらえ、課題解決のために意見交換を行いながら、職員と地域とのつながりを深め、一緒に地域の課題を解決できるよう市民協働の進化を目指します。
- 市民とともに、地域の防災力強化、防犯対策を推進することで、災害に強いシステムの構築と安心のまちを目指します。
- 防災広場の整備や河川改修による治水対策の推進など、災害に強い基盤づくりを進めます。



## 〈市民・地域・事業者とともに進めたい取組み〉

- 地域課題の解決、自主防災組織と連携した防災訓練の実施、防災・減災に対する意識の啓発、防犯啓発活動や防犯カメラ設置など

## ■ 成果指標

| 指標名                            | 現状値  | 目標値                           |
|--------------------------------|--|-------------------------------|
| 防災・減災に関する市民満足度                 | 71.9%<br>(H29年度(2017)市民満足度調査「災害に強いまちづくり」で「満足」「おおむね満足」と答えた人の割合) | ↗ ※増加させる<br>(R4年度(2022)に調査予定) |
| 市内刑法犯総数(田辺署管内で井手・宇治田原町の数を除く件数) | 512件<br>(H29年(2017))   | ↘ ※減少させる<br>(R5年(2023))       |

## ■ 事業メニュー

| アクション                         | 重点取組み                                   | 事業名                   | 担当課            |
|-------------------------------|---|-----------------------|----------------|
| 1 市民とともに課題解決・市民協働の進化          | 市民による主体的な地域課題解決に向けた仕組みづくり               | 市民協働推進事業<br>6-1-3     | 市民参画課          |
| 2 市民との連携による危機管理体制の充実          | 防災情報伝達の充実と避難環境の整備                       | 防災・減災・危機管理事業<br>1-1-1 | 安心まちづくり室       |
|                               | 災害ボランティアセンターなどの広域連携体制強化                 | 防災・減災・危機管理事業<br>1-1-1 | 安心まちづくり室       |
| 3 消防団・自主防災組織などによる地域防災力のさらなる向上 | 自主防災組織の強化と地域の防災リーダーとなる防災士の資格取得助成        | 防災・減災・危機管理事業<br>1-1-1 | 安心まちづくり室       |
|                               | 消防団組織の充実と強化                             | 消防団育成・強化事業<br>1-2-1   | 消防総務課          |
| 4 地域住民と連携しながら進める防犯・交通安全対策     | 地域住民との連携による防犯啓発活動と防犯カメラ、防犯灯の設置など防犯環境の整備 | 防犯推進事業 1-4-2          | 安心まちづくり室       |
|                               | 段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置などバリアフリーの推進        | バリアフリー基本構想整備事業 5-2-4  | 都市整備課<br>計画交通課 |
| 5 まちの特徴を生かした住宅施策・空家対策の推進      | 空家に関する相談会、除却・改修補助などの実施                  | 空家等対策事業 5-3-1         | 開発指導課          |
|                               | 若者と高齢者が同居し交流するソリデール事業*の実施               | 空家等対策事業 5-3-1         | 開発指導課          |
| 6 防災拠点の整備                     | 京奈和自動車道田辺西IC西側における防災広場の整備               | 防災広場整備事業 1-1-1        | 安心まちづくり室       |
| 7 災害に強い都市基盤の整備                | 水害からの安全性の確保に向けた治水対策の推進                  | 河川改修事業 1-3-2          | 都市整備課          |

\*『自主防災組織』「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、地域で自主的に結成する防災組織

\*『ソリデール事業』京都府地域創生戦略に基づく新しい住宅施策として、高齢者宅の空き室に低廉な負担で若者が同居・交流する次世代下宿「京都ソリデール」事業を普及推進している。若者(一人暮らしの大学生等)へ低廉で質の高い住宅確保と自宅の一室を提供する高齢者との交流を図る、同居マッチングシステムを構築し運用。同居をとおして学生と地域の交流が深まるケースもある

## III

だれもが安心して暮らし続けられる  
支え合いづくり

## ▶目的・ねらい

- 京田辺に、だれもが住み続け、また戻ってきたいと思えるような、安心で全世代型の支え合いシステムを構築します。
- 年齢を重ねたり、障がいがあっても、住み慣れた地域で健康に安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。



## 〈市民・地域・事業者とともに進めたい取組み〉

- 高齢者や障がいのある人、子育て世代など、だれもが安心して暮らせるようお互いに支え合うことのできる地域づくり、公共交通の利用促進など

## ■ 成果指標

| 指標名                   | 現状値   | 目標値                           |
|-----------------------|---|-------------------------------|
| 高齢者福祉、障がい者福祉に関する市民満足度 | 66.8%<br>(H29年度(2017)市民満足度調査『高齢者や障がいのある方が安心して暮らせるまちづくり』で「満足」「おおむね満足」と答えた人の割合) | ↗ ※増加させる<br>(R4年度(2022)に調査予定) |
| 地域子育て支援拠点施設*の利用者数     | 16,129人<br>(H30年度(2018))  | 21,000人<br>(R5年度(2023))       |
| 認知症サポーター養成講座受講累計者数    | 7,833人<br>(H30年度(2018))   | 12,000人<br>(R5年度(2023))       |

## ■ 事業メニュー

| アクション                   | 重点取組み                                       | 事業名                                  | 担当課    |
|-------------------------|---|--------------------------------------|--------|
| 1 持続可能な地域公共交通ネットワークの形成  | まちづくりと連携した持続可能な公共交通ネットワークの形成(再掲)            | 地域公共交通計画策定事業 5-2-2                   | 計画交通課  |
| 2 関係機関の連携による障がいのある人への支援 | 障がいのある人の生活を地域社会全体で支えるサービス提供体制の構築            | 地域生活支援事業(障がい者福祉サービス) 3-4-1           | 障がい福祉課 |
| 3 子育て世代へのサポートの充実        | 子育て世代包括支援センター*の機能向上<br>地域子育て支援拠点施設の利用促進     | 母子保健事業 4-1-1<br>児童育成事業(育児支援関連) 4-1-1 | 子育て支援課 |
| 4 地域包括ケアシステム*の深化と推進     | 高齢者の社会参加と生きがいづくり<br>高齢者の身近な居場所づくり支援事業 3-3-3 | 高齢者いきいきポイント事業 3-3-3<br>高齢者支援課        | 高齢者支援課 |
|                         | 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり                       | 認知症施策推進事業 3-3-2                      | 高齢者支援課 |

\*『地域子育て支援拠点施設』子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供することを目的とした施設

\*『子育て世代包括支援センター』主に妊娠婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整などを行う施設

\*『地域包括ケアシステム』高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするための包括的な支援・サービス提供体制

重点プロジェクト  
**IV****まちの利点を生かした産業振興と  
未来への基盤づくり**

## ▶目的・ねらい

- 本市が持つ強みである「環境」「文化」「産業」を活用し、融合させる仕組みを構築することにより、地域特性を生かした産業振興を図ります。
- 家庭や事業所における地球温暖化対策の促進や、環境負荷の少ない可燃ごみ広域処理施設の整備により、未来に向けて持続可能なまちづくりを推進します。
- 新名神高速道路の全線開通に向け、企業立地のための基盤整備などの促進に取り組みます。



## 〈市民・地域・事業者とともに進めたい取組み〉

- 地球の未来を考えた環境に優しい暮らし・事業活動の実践、市民と市内企業との交流など

## ■ 成果指標

| 指標名                              | 現状値                                     | 目標値                                       |
|----------------------------------|---|---|
| 新たに、市内工業地域に立地した企業とD-eggに入居した企業の数 | —                                       | 10事業者<br>(R2~5年度(2020~2023))              |
| 市内温室効果ガス排出量                      | 40.9万t-CO <sub>2</sub><br>(H27年度(2015)) | 36.6万t-CO <sub>2</sub> 以下<br>(R5年度(2023)) |

## ■ 事業メニュー

| アクション               | 重点取組み                                   | 事業名                  | 担当課              |
|---------------------|---|----------------------|------------------|
| 1 同志社などと連携した新たな産業創出 | 起業家支援施設(D-egg)への入居あっせんや入居費を補助           | 産業創出事業 5-5-5         | 産業振興課            |
| 2 工コな暮らし、工コな事業活動の促進 | 家庭のエコ支援(太陽光と蓄電池の設置補助)とCOOL CHOICE*の普及啓発 | 地球温暖化対策推進事業 2-3-1    | 環境課              |
| 3 環境負荷の少ないごみ処理施設の整備 | 枚方市との広域化による可燃ごみ広域処理施設の整備(再掲)            | 可燃ごみ広域処理施設整備事業 2-3-2 | ごみ広域処理推進課        |
| 4 企業立地のための基盤整備の促進   | 学研都市(南田辺西・東地区)の整備促進                     | 学研都市建設等促進事業 5-5-6    | 企画調整室            |
|                     | 自主財源の確保と雇用創出に向けた大住工業専用地域の拡大             | 産業基盤整備事業 5-5-6       | 産業振興課<br>建設政策推進室 |
| 5 市民と企業、事業者との交流の促進  | 市民と市内企業との相互理解を進め域内での人材サイクルを構築           | 市民・企業連携推進事業 5-5-3    | 産業振興課            |

\*『COOL CHOICE』2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていくという国民運動での取組のこと

## 「まちづくりプラン」重点プロジェクト

Collaboration!

重点プロジェクト

V

時代の変化に対応した  
新たな都市づくり関連する主な  
SDGs6 持続可能な  
生活とトイレ  
を世界中に8 経済成長  
と雇用9 経済と技術革新の  
ための産業と  
基础设施11 住み置ける  
まちづくり

## ▶目的・ねらい

- 甘南備山をはじめとした緑豊かな自然環境や街なかの公園など、身近に自然を感じることのできる緑あふれるまちづくりを推進します。
- 自然と調和したコンパクトな都市構造の形成を進め、JR京田辺駅・近鉄新田辺駅周辺では、文化拠点機能をもった新市街地整備と、駅前の再整備によって魅力ある中核拠点の整備を進めます。
- 快適な移動・交通環境の整備を進めるとともに、都市基盤の耐震化・長寿命化を進めます。
- 持続可能な農業の創造と観光分野における多様な連携を推進します。



## 〈市民・地域・事業者とともに進めたい取組み〉

- 身近な公園・緑地の維持管理など緑あふれるまちなみの形成と、文化活動の推進など都市格を高めるための取組み、農業の後継者の育成、農産物の地産地消の推進など

## ■ 成果指標

| 指標名             | 現状値   | 目標値                           |
|-----------------|---|-------------------------------|
| 自然環境、緑に関する市民満足度 | 64.2%<br>(H29年度(2017)市民満足度調査『豊かな自然の保全と緑の再生』で「満足」「おおむね満足」と答えた人の割合) | ↗ ※増加させる<br>(R4年度(2022)に調査予定) |
| 居住誘導区域*内の人口密度   | 73.6人/ha<br>(H27年(2015))  | → ※維持する<br>(R5年(2023))        |
| 観光消費額           | 7.4億<br>(H30年(2018))  | 10億円<br>(R5年(2023))           |

## ■ 事業メニュー

| アクション                       | 重点取組み                             | 事業名                        | 担当課                       |
|-----------------------------|-----------------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 1 緑あふれるまちづくりの推進             | 農福連携をテーマとした公園整備                   | 田辺公園拡張整備事業<br>2-1-2        | 緑のまちづくり室<br>障がい福祉課<br>農政課 |
|                             | 緑を楽しみ水辺に憩いながら、ウォーキングできる環境づくり      | 水辺の散策路環境整備事業<br>2-1-3      | 緑のまちづくり室<br>健康推進課         |
|                             | 市民協働による身近な公園や緑地の維持管理の推進           | すてきなまちなみ支援事業<br>2-1-4      | 施設管理課<br>緑のまちづくり室         |
| 2 魅力あるコンパクトシティの推進と新たな都市づくり  | 田辺地区における組合施行の土地区画整理事業による新市街地整備の促進 | 田辺中央北地区新市街地整備促進事業<br>5-1-2 | 都市みらい室                    |
|                             | 新田辺駅東側における生活利便性の高い市街地再整備の促進       | 新田辺駅東地区まちづくり促進事業<br>5-1-2  | 都市みらい室                    |
| 3 文化発信の拠点構築                 | 文化施設を核とした複合型公共施設の整備               | 文化施設整備事業<br>4-3-4          | 都市みらい室<br>文化・スポーツ振興課      |
| 4 快適な移動・交通環境の整備             | 市北部地域の道路の交通対策                     | 幹線道路整備促進事業<br>5-2-1        | 建設政策推進室                   |
|                             | 都市計画道路大住草内線の整備推進                  | 幹線道路整備事業<br>5-2-1          | 都市整備課                     |
|                             | まちづくりと連携した持続可能な公共交通ネットワークの形成(再掲)  | 地域公共交通計画策定事業<br>5-2-2      | 計画交通課                     |
| 5 持続可能な都市基盤の維持・整備           | 水道管基幹管路などの更新・耐震化                  | 老朽水道管更新事業<br>5-3-4         | 上水道課                      |
|                             | 下水道施設の長寿命化                        | 下水道施設長寿命化事業<br>5-3-5       | 下水道課                      |
| 6 持続可能な農業の創造と観光分野での多様な連携の推進 | 農業の担い手となる認定農業者など農業後継者の育成支援        | 農業経営活性化支援事業<br>5-4-1       | 農政課                       |
|                             | 玉露・碾茶、ナス、えびいもなどの農産物のブランド化を支援      | 農業特産物振興事業<br>5-4-2         | 農政課                       |
|                             | お茶の京都DMO*との連携による広域的な観光施策の推進       | 広域観光事業<br>5-5-4            | 産業振興課                     |

\*『居住誘導区域』子育て層や高齢者などが歩いて暮らせる生活が続けられるよう居住を誘導すべき区域。京田辺市立地適正化計画で区域を設定している  
\*\*『お茶の京都DMO』観光地域づくりの総合プロデューサーとして地域のネットワーク強化と活性化を図る(一社)京都山城地域振興社の通称名

## 「まちづくりプラン」重点プロジェクト

Collaboration!

重点プロジェクト  
+1開かれた行政、  
市民と未来を創る市役所関連する主な  
SDGs17 パートナーシップで  
目標を達成しよう

## ▶目的・ねらい

- 市民がまちづくりの一員として、積極的に参画できるオープンな市政運営を目指すとともに、市の情報発信の充実と、効率的でスピーディーな行政運営、住民福祉向上のために、ICTやAIなどの最新技術の活用を進めます。
- 多額の財政需要が見込まれるなか、持続可能な行財政運営を推進するため、新たな財源確保や歳出削減など、行財政改革をさらに推進し、PDCAサイクルの評価により施策事業の選択と集中を進めます。
- 大学や事業者、関係自治体と連携し、効率的・効果的なまちづくりを進めます。



## 〈市民・地域・事業者とともに進めたい取組み〉

- 市SNSの利活用、まちの魅力発信、大学と地域の連携、マイナンバーカードの取得推進など

## ■ 成果指標

| 指標名                 | 現状値                     | 目標値                     |
|---------------------|-------------------------|-------------------------|
| 市SNS*を利用するユーザー数     | 約3,000人<br>(R1年度(2019)) | 約4,000人<br>(R5年度(2023)) |
| 行政改革実行計画に掲げる事業の達成状況 | －                       | 100%<br>(R5年度(2023))    |
| 重点プロジェクトの達成状況       | －                       | 100%<br>(R5年度(2023))    |

## ■ 事業メニュー

| アクション                      | 重点取組み   | 事業名                        | 担当課              |
|----------------------------|---|----------------------------|------------------|
| 1 市民と情報を共有する効果的な広報広聴の推進    | 広報紙のリニューアル                                    | 広報広聴事務 6-1-1               | 秘書広報課            |
|                            | SNSを活用した情報発信の推進                               | 広報広聴事務 6-1-1               | 秘書広報課            |
|                            | “咲(ば)える”スポット、モノなどを発信                          | 広報広聴事務 6-1-1               | 秘書広報課            |
| 2 ICTなどの活用による効率的・効果的な行政の推進 | AI-OCR*、RPA*などによる事務作業の効率化推進                   | 情報化推進事業 6-3-1              | 管財情報課            |
|                            | AIIによる保育所マッチングの実施                             | 各種保育サービス事業 4-2-1           | 輝くこども未来室         |
|                            | 個人番号(マイナンバー)*カードの取得推進                         | マイナンバーカード発行支援・取得推進事業 6-3-1 | 市民年金課<br>市民政策推進室 |
| 3 行財政改革の推進                 | 市民との協働、質の高い行政サービス、効率的な行財政運営などに取り組む行政改革実行計画の推進 | 行政改革推進事業 6-3-3             | 企画調整室            |
|                            | 下水道使用料の適正化                                    | 下水道使用料適正化事業 5-3-7          | 経営管理室            |
| 4 PDCAサイクルによる評価の推進         | 第4次総合計画まちづくりプランレビューによる重点プロジェクトなどの進捗管理         | 第4次総合計画まちづくりプランレビュー 6-3-1  | 企画調整室            |
| 5 大学・学研都市などとの産学公連携の推進      | 同志社などとの連携推進                                   | 地学連携推進事業 6-2-1             | 市民参画課            |
|                            | 市民向けイベントなど学研都市と連携したまちづくりを推進                   | 学研都市建設等促進事業 6-2-1          | 企画調整室            |
| 6 広域行政の推進                  | 枚方市との広域化による可燃ごみ広域処理施設の整備(再掲)                  | 可燃ごみ広域処理施設整備事業 2-3-2       | ごみ広域処理推進課        |

\*『SNS』インターネット上での情報発信手法の一つ

\*『AI-OCR』OCR(Optical Character Recognition:光学的文字認識)にAI(人工知能)技術を組み合わせたもの。手書き文字も認識できる

\*『RPA』「Robotic Process Automation」の略語で、これまで人がPCなどを用いて行っていた作業を自動化できる「ソフトウェアロボット」のこと

\*『個人番号(マイナンバー)』日本に住民票を有するすべての方(外国人の方も含まれる。)が持つ12桁の番号



— 第4次 —  
京田辺市  
総合計画

◆  
『まちづくりプラン』  
分野別計画  
◆

## 「まちづくりプラン」分野別計画

Collaboration!

## ▶ 施策の体系

分野別の施策の体系を以下に示します。

## ⟨1⟩ 安全で心安らぐ優しいまち【安全・安心】

| 基本方向  | 分野(関連する主なSDGs*)           | 施策展開  |
|---|---------------------------|---|
| 地震や風水害などの自然災害に対し、防災・減災体制の強化や治水対策を推進するなど、災害に強いまちを目指します。                  | <b>1 防災・減災</b><br>        | (1)防災・減災・危機管理体制の強化<br>(2)災害に強いまちづくり             |
|   | <b>2 消防</b><br>           | (1)消防体制の充実強化<br>(2)火災予防の充実強化<br>(3)救急救助体制の充実強化  |
|   | <b>3 治水</b><br>           | (1)河川整備・治水対策の促進<br>(2)小河川等の整備                   |
| 市民、行政、警察との連携のもと、交通安全対策の推進や地域防犯対策を充実するなど、交通事故や犯罪のないまちを目指します。             | <b>4 交通安全・防犯・消費生活</b><br> | (1)交通安全対策の推進<br>(2)地域防犯対策の推進<br>(3)消費者被害対策の推進   |
| 性別や障がいのあるなし、国籍などにとらわれず、お互いの人権を認め合い、多様性を受け入れながら、だれもが平和に安心して暮らせるまちを目指します。 | <b>5 平和・友好交流</b><br>      | (1)平和都市の推進<br>(2)国際交流の促進と外国人が暮らしやすいまちづくりの推進     |
|   | <b>6 人権尊重・男女共同参画</b><br>  | (1)人権教育・啓発の推進<br>(2)人権擁護体制の充実<br>(3)男女共同参画社会の実現 |

## ⟨2⟩ 緑に包まれた美しいまち【緑】

| 基本方向  | 分野(関連する主なSDGs)         | 施策展開  |
|---|------------------------|---|
| 木津川や甘南備山、まちなかの緑など、自然を守り育て、市民が自然にふれ合う機会を充実するなど、自然と共生し、豊かな自然環境を次世代につなぐまちを目指します。 | <b>1 自然環境・都市緑化</b><br> | (1)里山の緑の保全と再生<br>(2)公園の整備<br>(3)街なかで水や緑に親しむ環境整備<br>(4)市民協働による緑あふれるまちづくり |

\*国際連合が持続可能な開発目標として掲げるSDGsと、市の総合計画とはその方向性において共通する部分が多く、総合計画の取組みを推進することで、SDGsの目標の達成に貢献することができると考えられることから、関連する主なアイコンを掲載しています。

## 〈2〉 緑に包まれた美しいまち【緑】

| 基本方向  | 分野(関連する主なSDGs)   | 施策展開  |
|---|--|---|
| ごみの減量化や省エネルギー、新エネルギーの推進により地球温暖化防止と循環型社会の実現に貢献するとともに、良好な都市景観の形成やまちの美化活動を促進するなど、環境に配慮した美しいまちを目指します。 | 2 都市景観・生活環境<br>     | (1) 良好な市街地景観の形成<br>(2) まちの美化<br>(3) 水質・騒音等の監視<br>(4) 不法投棄の未然防止  |
|   | 3 地球温暖化対策・循環型社会<br> | (1) 温室効果ガスの排出削減<br>(2) ごみ減量化・再資源化・適正処理の推進<br>(3) 市民協働による環境施策の推進 |

## 〈3〉 いきいき健康で明るいまち【健康】

| 基本方向   | 分野(関連する主なSDGs)  | 施策展開  |
|--|---|---|
| 市民が自ら健康づくりに取り組むとともに、支え合いによる地域の絆を育むなど、だれもがいつまでも健康で自分らしく生きられるまちを目指します。 | 1 健康づくり<br>  | (1) 生涯を通じた健康づくりの推進<br>(2) 健康管理の促進<br>(3) 地域医療体制の充実<br>(4) 感染症対策の推進                  |
|  | 2 地域福祉<br>   | (1) 地域ぐるみの福祉のまちづくり<br>(2) 地域福祉の推進体制の充実<br>(3) 地域福祉活動拠点の充実                           |
|  | 3 高齢者福祉<br>  | (1) 高齢者の生活支援と介護予防の推進<br>(2) 高齢者等に対する包括的な支援<br>(3) 高齢者の社会参加と生きがいづくり                  |
|  | 4 障がい者福祉<br> | (1) 障がい者福祉サービスの充実<br>(2) 障がいのある人の社会参加の促進<br>(3) 障がい者団体の育成と支援                        |
| 医療、介護、年金など、生活の基盤となる社会保障制度のもとに、安定した生活を営み安心して暮らせるまちを目指します。             | 5 社会保障<br>   | (1) 介護保険<br>(2) 国民健康保険<br>(3) 後期高齢者医療制度<br>(4) 国民年金<br>(5) 医療費等助成<br>(6) 生活困窮者の自立支援 |

## 「まちづくりプラン」分野別計画

Collaboration!

**〈4〉子育てしやすく未来を育む文化薫るまち【文化・教育】**

| 基本方向   | 分野(関連する主なSDGs)<br>  | 施策展開   |
|--|--|--|
| 子どもが生まれる前から子育てに寄り添い、仕事との両立を支援し、地域全体で子育てを支えるなど、安心して子どもを生み育てられ、すべての子どもが健やかに成長するまちを目指します。 | <b>1 子ども・子育て</b><br>  | (1)妊娠・出産・育児に対する切れ目のない支援<br><br>(2)子どもが健やかに育つ環境づくり  |
| 確かな学力と豊かな人間性、たくましく健やかな体を育むなど、質の高い教育により一人一人が輝く京田辺っ子が育つまちを目指します。                         | <b>2 就学前～小・中学校教育</b><br>  | (1)子どもの健やかな成長を育む質の高い就学前教育・保育の推進<br><br>(2)就学前教育・保育施設の整備<br><br>(3)知・徳・体の調和と個性を伸ばす小・中学校教育の推進<br><br>(4)社会の変化に対応する教育の推進<br><br>(5)教育支援の充実と地域と学校の連携推進<br><br>(6)学校施設の長寿命化と学校給食の充実 |
| 市民が文化に気軽にふれ、活動できる機会を充実するなど、京田辺らしい文化を創造し未来へ継承する、文化の薫るまちを目指します。                          | <b>3 文化振興</b><br>   | (1)文化にふれる機会の充実・文化活動の支援・人材育成<br><br>(2)文化情報の発信<br><br>(3)文化資源の活用<br><br>(4)文化施設の整備と活用   |
| 市民が学びやスポーツに参加する機会を充実するなど、だれもが生きがいをもって学び続けるまちを目指します。                                    | <b>4 社会教育</b><br><br><b>5 スポーツ振興</b><br> | (1)青少年の健全育成<br><br>(2)生涯学習の機会の充実・活動支援・人材育成<br><br>(3)生涯学習拠点機能の充実<br><br>(1)生涯スポーツの機会の充実・活動支援・人材育成<br><br>(2)スポーツによるまちの魅力づくり<br><br>(3)スポーツ・レクリエーション活動拠点の充実                     |

## 〈5〉 活力にみちた便利で快適なまち【田園都市】

| 基本方向  | 分野(関連する主なSDGs)  | 施策展開  |
|---|---|---|
| 自然と調和したコンパクトな都市構造と、道路網、鉄道網やバス路線のネットワークを充実するなど、だれもが便利に暮らせるまちを目指します。                                | <b>1 土地利用・市街地整備</b><br><br><b>2 道路・公共交通</b><br> | (1)計画的な土地利用とコンパクトシティの推進<br>(2)市街地の整備・再生<br>(3)文化学術研究都市拠点の整備促進   |
| 上下水道をはじめとした都市基盤の長寿命化など、将来にわたって、だれもが快適に暮らせるまちを目指します。   | <b>3 都市環境</b><br>   | (1)住宅地の環境整備<br>(2)市営住宅の維持管理<br>(3)市営墓地の運営等<br>(4)安全で安定的な水道水の確保と省エネルギー対策の推進<br>(5)下水道の整備<br>(6)その他の汚水処理<br>(7)持続可能な上下水道事業の経営               |
| 地域の特性を生かして、農業、商業、工業、観光の活性化を図るとともに、各産業間の連携や企業立地を促進するなど、市民とのつながりのなかで、多様な働き方ができ、産業が持続的に発展するまちを目指します。 | <b>4 農業</b><br><br><b>5 商工業・観光・企業立地</b><br> | (1)安定的な担い手の育成<br>(2)特產品の振興と販路開拓<br>(3)幅広い食育・地産地消の推進<br>(4)農地の保全と多様な活用   |
|   |   | (1)商工業の担い手の支援・育成と経営支援の強化<br>(2)商業施設等が集積した便利で魅力ある空間形成<br>(3)市民・企業の連携強化<br>(4)観光資源の開発と広域的な観光施策の推進<br>(5)产学連携による新産業の創出<br>(6)利便性を生かした企業立地の促進 |

## 「まちづくりプラン」分野別計画

Collaboration!

**(6) まちづくりプランの推進のために【市民協働・行財政運営】**

| 基本姿勢   | 分野(関連する主なSDGs)  | 施策展開   |
|--|---|--|
| <p><b>&lt;魅力発信・参画と人のつながりによるまちづくりの推進&gt;</b></p> <p>市内外へまちの魅力を発信しイメージを高めることにより、まちへの誇りと愛着を育むとともに、様々な分野での交流を促進することで、まちの活性化に取り組みます。</p> <p>市民、事業者、大学、区・自治会、NPO、各種団体などと行政が市民生活やまちづくりに関わる情報を共有し、連携を深めることで、それぞれの役割と責任を果たしながら、参画と協働によるまちづくりを進めます。</p> <p>「まちづくりは人づくり」を基本に、だれもが郷土愛をもって、まちづくりの主体的な担い手となり、人と人のつながりを育みながら、お互いに支え合うまちを目指します。</p> <p>広域的な課題解決のほか、本市の強みをさらに生かしていくため、関係自治体との連携を強化することにより、効果的・効率的な施策の実施に取り組みます。</p> | <b>1 情報発信・参画協働・コミュニティ活動の推進</b><br> | (1)広報広聴の充実とまちの魅力発信<br>(2)開かれた市政の推進<br>(3)市民参画・協働の推進と地域コミュニティの活性化<br>(4)活動拠点の充実 |
| <p><b>&lt;持続可能な行財政運営の推進&gt;</b></p> <p>複雑多様化する市民ニーズに対応した行政サービスを効率的に提供するため、市民への説明責任を果しながら、「選択と集中」、「スクラップ・アンド・ビルト」の視点をより一層重視し、限られた財源の有効活用や、公共施設マネジメントを推進するなど、持続可能な行財政運営に取り組みます。</p> <p>事業者や大学などの民間活力やノウハウを活用し、効率的で質の高いまちづくりを進めます。</p> <p>行政内部においては、職員一人ひとりの能力を向上させるとともに、チームワークを強化し、行政サービスの向上に取り組みます。</p>   | <b>2 交流・連携の推進</b><br>             | (1)大学等との交流・連携推進<br>(2)広域行政・都市間交流等の推進   |
|  | <b>3 持続可能な行財政運営の推進</b><br>       | (1)効率的・効果的な行政運営の推進<br>(2)職員の人材育成<br>(3)持続可能な財政運営の推進<br>(4)公共施設マネジメントの推進        |

〈1〉

## 安全で心安らぐ 優しいまち

【安全・安心】

## 〈1〉 安全で心安らぐ優しいまち【安全・安心】

### 1 防災・減災

#### 〈現状と課題〉

- 国内では、東日本大震災や熊本地震などの大地震、集中豪雨や大型の台風などによる災害が各地で発生しています。
- 本市では、天井川や内水河川による水害の危険性、木津川などの浸水、生駒断層や南海トラフなどによる大地震の恐れがあります。
- これまで、避難所運営訓練などを実施し、地域版防災マップの策定を進めるとともに、発災時においては、防災メールや電話、FAXなど様々な手段を用いて情報提供に努めてきました。
- 市が進める防災とともに、災害発生前、発生時、発生後の各段階で、市民自ら自助・共助により被害を小さくする減災の取組みが急務となっています。
- 木造住宅への耐震診断士の派遣、耐震改修費補助を進めるとともに、橋梁や上下水道施設などインフラの耐震化を進めています。

#### 〈基本方針〉

- 市民、行政、関係機関が連携して適切に対応する防災・減災体制の強化に努めるとともに、迅速・確実な防災情報の伝達と地域防災力の強化、災害ボランティアセンターとの連携をより密にするなど、危機管理体制の強化を図ります。また、災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進します。
- 木造住宅の耐震化を促進し、橋梁や上下水道施設などインフラの耐震化を進め、災害に強いまちづくりを進めます。
- いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会が構築されるよう、国土強靭化の取組みを推進します。



避難所運営訓練

## | 施策展開

### ① 防災・減災・危機管理体制の強化

| 主要事業                          | 事業概要  | 担当課      |
|-------------------------------|---|----------|
| 防災・減災・危機管理事業<br>【重点II-2,II-3】 | 避難所運営訓練の実施、自主防災組織の育成支援、防災士資格取得支援、防災情報伝達の充実と避難環境の整備による地域防災力の強化。職員の訓練や研修などによる庁内体制の充実。災害ボランティアセンターなど関係機関と連携した広域受援体制の整備 | 安心まちづくり室 |
| 防災広場整備事業<br>【重点II-6】          | 京奈和自動車道田辺西IC西側における災害復興活動拠点として防災広場の整備を推進   | 安心まちづくり室 |

### ② 災害に強いまちづくり

| 主要事業                | 事業概要  | 担当課            |
|---------------------|---|----------------|
| 住宅耐震化等促進事業          | 木造住宅耐震診断士派遣、耐震改修費補助及びブロック解などの撤去費補助事業の実施   | 開発指導課          |
| 橋梁長寿命化修繕・耐震補強事業     | 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の補修工事を行うとともに、跨道橋及び跨線橋について、耐震補強及び落橋防止対策を行うことにより、道路交通の安全を確保し、また維持管理経費を節減 | 施設管理課<br>都市整備課 |
| 老朽水道管更新事業<br>(再掲)   | 水道管の老朽化更新に合わせた耐震性の強化により、地震時の応急復旧期間を短縮するため、基幹管路(導水管、送水管、配水管)を中心に更新などを推進                  | 上水道課           |
| 水道施設維持管理事業<br>(再掲)  | 水道施設の耐震化を進め、災害時でも安定して給水できる強い水道を構築。ポンプや電気設備の更新時における省エネルギー、高効率機器の導入を推進                    | 上水道課(蔚浄水場)     |
| 下水道施設長寿命化事業<br>(再掲) | 下水道施設の老朽化対策を進め、施設の長寿命化を図るとともに、耐震性を強化  | 下水道課           |

## | 関連計画

- 京田辺市地域防災計画
- 京田辺市建築物耐震改修促進計画
- 京田辺市橋梁長寿命化修繕計画
- 京田辺市水道ビジョン
- 京田辺市下水道ビジョン
- 京田辺市国土強靭化地域計画

## 〈1〉 安全で心安らぐ優しいまち【安全・安心】

### 2 消防

#### 〈現状と課題〉

- 複雑多様化する災害や事故から市民の安全を守るために、高機能消防指令システムや耐震性防火水槽の設置、消防車両の更新など、消防施設と消防資機材の充実を図っています。
- 人口増加、企業の進出などにより高まる火災予防の重要性、災害の増加、大規模化などへの対応のためさらなる消防力の充実強化が必要です。
- 地域における防災の要となる消防団については、団員の確保が困難となるなか、女性、学生、市内在勤者を含め、広く入団を促進し消防団員を確保することが必要です。
- 高齢化の進展などにより、市内の救急出場回数は増加傾向にあります。

#### 〈基本方針〉

- 消防体制の充実強化のため、常備消防力の強化や消防団員の確保、消防団組織の育成、強化により、総合的に消防力を高めるとともに、市民や事業所の防火意識の高揚を図ることによって火災予防を進めます。
- 救急救助体制の充実強化のため、救急救命士の育成とともに、市民に対して心肺蘇生法や自動体外式除細動器(AED)\*の取扱いなど、救命処置の普及を進めます。



水防訓練

\*『自動体外式除細動器(AED)』Automated(自動化された)External(体外式の)Defibrillator(除細動器)

## | 施策展開

### ① 消防体制の充実強化

| 主要事業                   | 事業概要   | 担当課   |
|------------------------|--|-------|
| 消防体制検討事業               | まちづくりの状況や人口状況及び変化する災害状況などを考慮した消防体制の検討                        | 消防総務課 |
| 消防団育成・強化事業<br>【重点II-3】 | 消防団員の加入促進、消防に必要な知識技術の習得、小型動力ポンプ付積載車の更新整備など、消防団組織の充実と育成、強化を推進 | 消防総務課 |
| 消防資機材充実事業              | 複雑多様化する災害に迅速に対応するため、消防施設や消防資機材の充実を図り、常備消防力を強化                | 警防課   |
| 耐震性防火水槽整備事業            | 地震に伴う火災発生時の対応として、整備計画に基づき、耐震性防火水槽を整備                         | 警防課   |
| 消防車両購入事業               | 人口増加や複雑多様化する火災などに、迅速に対応するため、更新計画に基づき消防車両を更新し、常備・非常備消防力を強化    | 警防課   |
| 消防指令システム部分更新事業         | 高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線の部分更新、指令台のIP化                          | 通信指令室 |

### ② 火災予防の充実強化

| 主要事業     | 事業概要  | 担当課 |
|----------|---|-----|
| 防火防災啓発事業 | 火災予防を推進するため、各種広報媒体などを活用した広報を実施。住宅火災における焼死者などを無くすことを目的として、火災を早期発見できる住宅用火災警報器の設置促進。事業所の防災力を向上 | 予防課 |
| 防火意識啓発事業 | 防火査察・広報活動など防火啓発による、市民・事業所の防火意識の高揚を推進  | 消防課 |

### ③ 救急救助体制の充実強化

| 主要事業       | 事業概要   | 担当課 |
|------------|--|-----|
| 消防職員技能向上事業 | 救急救助活動体制の充実強化に向け、救急救命士の養成をはじめ、各種資格取得や技能講習などの受講、各種訓練を実施し、消防職員の知識・技能を向上  | 警防課 |
| 応急手当普及啓発事業 | 市民や事業所などに対して、心肺蘇生法や自動体外式除細動器(AED)の取扱いなど、普通救命講習、上級救命講習などを実施し、救命処置の普及を推進 | 警防課 |

## 〈1〉 安全で心安らぐ優しいまち【安全・安心】

Collaboration!

### 3 治水

#### 〈現状と課題〉

- 本市は、断面の狭小な天井川や、木津川の水位上昇に伴う排水樋門の閉鎖によって内水排除が困難となる浸水想定区域を多く抱えています。
- 近年の局地的大雨や大型の台風は、従来の想定をはるかに超えたものとなっており、市民の安全・安心を確保するために、治水対策を重点的に進めることができます。

#### 〈基本方針〉

- 天井川の切下げ改修や断面拡幅などによる河川整備や、樋門改修や強制排水施設の整備による内水排除対策を促進します。
- 市内各所に存在する排水困難地について、小河川及び排水路の整備を進めます。



河川改修(遠藤川)

## | 施策展開

### ① 河川整備・治水対策の促進

| 主要事業        | 事業概要   | 担当課     |
|-------------|--|---------|
| 内水排除対策等促進事業 | 木津川の堤防補強、防賀川の改修、天津神川の拡幅、馬坂川の切下げなどの河川整備や、新西浜樋門の整備、飯岡久保田樋門への強制排水ポンプ設置などの内水排除対策に関する、国・京都府など関係機関への要望及び協議 | 建設政策推進室 |

### ② 小河川等の整備

| 主要事業               | 事業概要  | 担当課   |
|--------------------|---|-------|
| 河川改修事業<br>【重点II-7】 | 水害からの安全性の確保に向けて、安全・安心のまちづくりの骨格をなす都市基盤施設である小河川(吉原川)についての整備改修 | 都市整備課 |
| 排水路整備事業            | 安心して暮らせる住環境整備として、近年の豪雨に対応するため、草内美泥、奥戸地区などの排水路を整備            | 都市整備課 |

## | 関連計画

- 京田辺市国土強靭化地域計画



排水路整備(草内美泥)

## 〈1〉 安全で心安らぐ優しいまち【安全・安心】

### 4 交通安全・防犯・消費生活

#### 〈現状と課題〉

- 市内の交通事故の発生は、減少傾向にありますが、交通管理者や地域住民などと情報共有を図りながら、交通事故「ゼロ」を目指に取り組むことが必要です。
- 駅周辺などにおける防犯カメラの設置、地域の要望に応じた防犯灯の設置など、地域防犯対策について、さらなる充実が求められています。
- 消費者問題の複雑多様化に対して、消費生活相談室を設置し、周知・啓発活動を進めてきました。近年、金融商品やインターネットに関するトラブル、高齢者が巻き込まれる詐欺事件などが増加傾向にあり、消費者被害の未然防止の取組みが必要です。

#### 〈基本方針〉

- 警察や関係行政機関と連携のもと、本市で発生した交通事故を調査、分析し、効果的な対策を実施します。特に、子どもや高齢者を交通事故から守るために、市民や学校など、関係団体と情報共有を図りながら、交通安全対策を推進します。
- 市民、行政、警察の連携のもと、街頭犯罪を抑止できる地域防犯体制の充実と、防犯灯や防犯カメラの設置など防犯環境の整備により、地域防犯対策を推進します。
- 消費生活相談体制の充実によって消費者の権利の尊重と自立の支援に取り組むとともに、生産者、事業者、行政の連携を図るなど、消費者被害対策を推進します。

## | 施策展開

### 1 交通安全対策の推進

| 主要事業     | 事業概要  | 担当課   |
|----------|---|-------|
| 交通安全対策事業 | 交通安全啓発事業の推進、啓発看板などの作成、警察や関係行政機関と連携した交通安全対策の実施。また、公共交通の利用促進や道路交通などの安全性向上に向けた市民の自主的な取組みへの支援 | 計画交通課 |

### 2 地域防犯対策の推進

| 主要事業               | 事業概要  | 担当課      |
|--------------------|---|----------|
| 防犯推進事業<br>【重点II-4】 | 警察などの関係機関・団体、防犯ボランティアと連携した防犯啓発活動による地域防犯力の強化。防犯情報の発信による啓発、防犯カメラ、防犯灯の設置などの防犯環境の整備 | 安心まちづくり室 |

### 3 消費者被害対策の推進

| 主要事業      | 事業概要  | 担当課   |
|-----------|---|-------|
| 消費者行政推進事業 | 消費生活トラブルの被害の未然防止のための、消費生活相談体制の充実、消費者意識の啓発(各種講座、消費生活展の開催など)、消費者団体の育成を支援。高齢者を見守る地域の連携ネットワーク構築への参画 | 産業振興課 |



防犯啓発活動

## 〈1〉 安全で心安らぐ優しいまち【安全・安心】

Collaboration!

### 5 平和・友好交流

#### 〈現状と課題〉

- 本市は、平成23年(2011)に非核平和都市宣言を行うとともに、平和首長会議へ加盟しました。また、小・中学生対象のひろしま訪問事業のほか、平和のつどい・平和展を開催するなど取組みを進めています。
- 戦争体験者が高齢化しているなかで、後世へ語り継ぐ取組みが必要です。
- 市民の国際理解の推進のため、国際交流員の配置や、同志社大学と連携した市民と留学生との交流事業、同志社女子大学と連携した国際交流プロモーターを活用した子ども同士の交流などに取り組んでいます。
- 同志社大学グローバルコミュニケーション学部の開設などにより、留学生が増加したことにより加え、近年、技能実習を目的とした外国人住民も増加傾向にあることから、多文化交流による相互理解の促進や外国人が暮らしやすい環境づくりが求められています。

#### 〈基本方針〉

- 戦争の記憶を風化させず、平和の尊さを広く市民に訴えていくため、平和都市推進協議会と連携を図りながら、各種平和施策を推進します。
- 市民が行う国際交流の取組みへの支援などを通じて、交流の輪を拡げ、市民の国際理解の促進に努めるとともに、行政情報の「やさしい日本語」化や多言語化など、外国人が暮らしやすいまちづくりを進めます。

## | 施策展開

### ① 平和都市の推進

| 主要事業     | 事業概要  | 担当課 |
|----------|---|-----|
| 平和都市推進事業 | 市民の平和意識の高揚などを目的とし、平和都市推進協議会との共催により平和のつどい、平和展、小・中学生ひろしま訪問事業などを実施 | 総務室 |

### ② 国際交流の促進と外国人が暮らしやすいまちづくりの推進

| 主要事業   | 事業概要  | 担当課   |
|--------|---|-------|
| 友好交流事業 | 海外都市との交流を積極的に進めることにより、市民とりわけ子どもたちの国際理解、国際感覚を醸成。「やさしい日本語」化や多言語化によるわかりやすい情報発信などを通じ、外国人が暮らしやすいまちづくりを推進 | 市民参画課 |



小・中学生ひろしま訪問

## 〈1〉 安全で心安らぐ優しいまち【安全・安心】

### 6 人権尊重・男女共同参画

#### 〈現状と課題〉

- 人権問題研修会や小・中学校などでの人権に関する校内研修会の実施など、人権教育・啓発を進めるとともに、市民相談などの人権擁護の取組みを進めています。
- 社会変化に対応した新たな人権問題への対応など、多様性を受け入れられるよう、さらに取組みを進める必要があります。
- 男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、意識啓発を進めるとともに、女性交流支援ルームを活用した様々な事業を展開しています。
- 性別に基づく固定的な役割分担意識が根強くあることから、男女共同参画意識のさらなる啓発が重要です。また、働き方改革\*の取組みとして、ワーク・ライフ・バランスを確立できる環境づくりが求められます。

#### 〈基本方針〉

- 人権意識の高揚を図るとともに、生涯を通じて人権の大切さを学ぶ人権教育・啓発を推進します。また、新たに生じている様々な人権問題に対応する施策を推進します。
- 人権侵害をはじめとする様々な相談に、迅速に対応ができるよう、人権擁護体制を充実します。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、市民への意識啓発を行うとともに、市民、事業者、行政などによる全市横断的な推進体制の強化に努めます。



カジダン(家事男子の略)講座

\*『働き方改革』働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指した取組み

## | 施策展開

### ① 人権教育・啓発の推進

| 主要事業         | 事業概要  | 担当課              |
|--------------|---|------------------|
| 人権啓発推進事業     | 同和問題をはじめ、障がいのある人、外国人、性的少数者などに対する差別などのあらゆる人権問題を解決するため、ヒューマン映画上映会・人権問題研修会など人権教育と啓発を実施     | 人権啓発推進課          |
| 人権教育推進事業     | 人権に関する学習活動、人権に関する講演会であるハートフルフェスタの開催、各幼稚園の園児、小・中学校の児童生徒が作成した人権に関する作品展の開催                 | 社会教育課<br>人権啓発推進課 |
| 三山木福祉社会館運営事業 | 人権と福祉のまちづくりの拠点施設として三山木福祉社会館を活用し、地域交流を通じた住民間相互理解を深める取組み、人権尊重のための講座開催及び広報啓発活動、各種生活相談などを実施 | 人権啓発推進課          |

### ② 人権擁護体制の充実

| 主要事業   | 事業概要  | 担当課     |
|--------|---|---------|
| 市民相談事業 | 人権擁護委員・行政相談委員による「なやみごと相談」、弁護士による「無料法律相談」、職員による「各種相談」の実施 | 人権啓発推進課 |

### ③ 男女共同参画社会の実現

| 主要事業                  | 事業概要  | 担当課     |
|-----------------------|---|---------|
| 男女共同参画推進事業<br>【重点I-5】 | 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、市民、事業者、行政が連携した家庭、地域、学校、職場における取組みの促進、男性の家事・育児参画促進など、ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍の推進。活動拠点整備に向けた検討 | 人権啓発推進課 |
| 女性交流支援ルーム運営事業         | 男女共同参画を推進するための拠点施設として、情報ライブラリー、交流スペース、女性のための相談室を備えた女性交流支援ルームを運営。各種相談の実施、関係団体を対象とした情報交換の場の提供や団体の育成         | 人権啓発推進課 |

## | 関連計画

- 京田辺市人権教育・啓発推進計画
- 京田辺市男女共同参画計画



〈2〉

## 緑に包まれた 美しいまち

【緑】

## 〈2〉 緑に包まれた美しいまち【緑】

### 1 自然環境・都市緑化

#### 〈現状と課題〉

- 本市は、甘南備山の緑や木津川の水辺空間をはじめとした豊かな自然環境に恵まれています。
- 一方で、放置林、放置竹林などによる自然環境への影響が懸念されており、市民、事業者、行政が一体となった取組みが必要です。
- 府農業総合研究所跡地において、農福連携をテーマとした公園の整備を進めるとともに、「水辺の散策路」の整備を進めています。
- すてきなまちなみ支援事業により、市民協働による緑化活動や公園美化活動を促進しています。
- これからも本市の魅力である、緑あふれるまちづくりを推進していくことが求められています。

#### 〈基本方針〉

- 市民、事業者、行政が協働して、甘南備山をはじめとする里山の緑の保全と再生に向けた取組みを促進します。
- 引き続き、農福連携をテーマとした公園の整備や計画的な公園施設の更新を進めるとともに、街なかで水や緑に親しむ環境整備を進め、市民の健康づくりを促進します。
- 市民協働により、公園や緑地、生垣など、身近なまちなみの緑化に取り組み、緑あふれるまちづくりを推進します。
- 街路や緑地など、身近なまちなみの緑を適正に管理する維持管理手法の検討を進めます。



甘南備山とかかし

## | 施策展開

### 1 里山の緑の保全と再生

| 主要事業   | 事業概要  | 担当課 |
|--------|---|-----|
| 森林保全事業 | 薪甘南備山の豊かな自然環境を守り育てるため、生活環境保全林の維持管理、市造林地の間伐、モデルフォレスト運動を実施。森林環境譲与税を財源とした基金による人工林整備の検討 | 農政課 |

### 2 公園の整備

| 主要事業                  | 事業概要  | 担当課                       |
|-----------------------|---|---------------------------|
| 田辺公園拡張整備事業<br>【重点V-1】 | 子どもから高齢者、障がいのある人まですべての市民が交流できる拠点として、また障がいのある人が公園の管理や運営に携わることで、社会的自立を支援する拠点となる農福連携をテーマとした公園の整備 | 緑のまちづくり室<br>障がい福祉課<br>農政課 |
| 公園施設長寿命化対策事業          | 公園施設長寿命化対策計画に基づき、公園施設の更新を適正な時期に行い、施設を長寿命化することで維持管理費のコストを縮減                                    | 緑のまちづくり室                  |

### 3 街なかで水や緑に親しむ環境整備

| 主要事業                    | 事業概要   | 担当課               |
|-------------------------|--|-------------------|
| 水辺の散策路環境整備事業<br>【重点V-1】 | 緑を楽しみ水辺に憩いながら、ウォーキングを通じた健康づくりが広がるように水辺の散策路の整備を推進 | 緑のまちづくり室<br>健康推進課 |

### 4 市民協働による緑あふれるまちづくり

| 主要事業                    | 事業概要   | 担当課               |
|-------------------------|--|-------------------|
| 緑化推進事業                  | 公共緑地の保全と緑化意識の啓発やコミュニティぐるみの緑化に関する取組み(市民記念植樹祭、誕生記念樹配布など)を促進するとともに、適正な維持管理手法を検討 | 緑のまちづくり室<br>施設管理課 |
| 生垣設置奨励補助事業              | 道路、公共施設や公益施設などに面して設置される生垣の設置費用を助成  | 緑のまちづくり室          |
| すてきなまちなみ支援事業<br>【重点V-1】 | 市民協働による身近な公園や緑地の維持管理を推進  | 施設管理課<br>緑のまちづくり室 |

## | 関連計画

- 京田辺市緑の基本計画
- 京田辺市公園施設長寿命化対策計画

## 〈2〉 緑に包まれた美しいまち【緑】

### 2 都市景観・生活環境

#### 〈現状と課題〉

- 本市では、新たなまちづくりに合わせ、地区計画により良好な市街地景観の形成を促進しています。
- 市民一斉清掃を実施するなど、市民協働によるまちの美化活動を推進しています。
- 水質、騒音などの環境調査や、市内河川の水質検査などを継続的に実施し、良好な生活環境の保全に努めています。また、環境パトロールなどにより、不法投棄の防止に取り組んでいます。
- 人口増加や都市化の進展、交通量の増加などによって、身近な生活騒音や振動の発生が懸念されることから、適切な指導と啓発が必要です。

#### 〈基本方針〉

- 新たなまちづくりに合わせた良好な市街地景観の形成を促進し、美しく品格のあるまちを目指します。
- 美しい環境のなかで、だれもが快適に暮らせるよう、市民協働によるまちの美化を促進するとともに、水質や騒音、不法投棄などへの監視体制の強化に努めます。



市民一斉清掃

## | 施策展開

### ① 良好な市街地景観の形成

| 主要事業         | 事業概要   | 担当課   |
|--------------|--|-------|
| 都市計画推進事業(再掲) | 都市計画マスター・プラン及び立地適正化計画の進捗管理。地区計画による優良な市街地環境の保持及び美観上の配慮を実施 | 計画交通課 |

### ② まちの美化

| 主要事業               | 事業概要  | 担当課 |
|--------------------|---|-----|
| 環境保全事業             | 地域による市内の道路・公園・河川などを対象とした市民一齊清掃の推進。管理されていない空き地内の除草について、土地所有者に対して指導。無秩序な土採取や埋立等事業を抑制するための条例に基づく技術的な指導 | 環境課 |
| 動物適正飼養啓発推進・狂犬病予防事業 | 動物の適正な飼養の啓発を促進するとともに、狂犬病の予防及びまん延の予防を推進  | 環境課 |

### ③ 水質・騒音等の監視

| 主要事業         | 事業概要   | 担当課 |
|--------------|--|-----|
| 水質・騒音・振動調査事業 | 市内主要河川の水質検査及び騒音規制法第18条の規定による自動車騒音の現地調査や面的解析などによる常時監視 | 環境課 |

### ④ 不法投棄の未然防止

| 主要事業          | 事業概要   | 担当課 |
|---------------|--|-----|
| 不法投棄等監視体制強化事業 | 環境パトロールの実施と監視カメラなど監視システムの効果的な運用により、不法投棄の未然防止を図るとともに、野焼きなどに対する監視を強化 | 環境課 |

## | 関連計画

- 京田辺市環境基本計画

## 〈2〉 緑に包まれた美しいまち【緑】

### 3 地球温暖化対策・循環型社会

#### 〈現状と課題〉

- 「きょうたなべ環境市民パートナーシップ」との連携事業など、市民団体による環境活動が活発になっています。また、公共施設への太陽光発電の導入促進と、住宅用蓄電池と太陽光発電システムの同時設置による補助を行っています。
- 市民一人一日あたりのごみ排出量は減少傾向にあります。また市民プランティア団体「京田辺エコパークかんなび」との協働によるリユース事業が大きな効果をあげています。
- 地球温暖化をはじめ気候変動問題が深刻化しており、環境負荷を可能な限り少なくし、持続可能な社会を形成するために、さらなる取組みが求められています。
- 環境衛生センター甘南備園ごみ焼却施設が更新時期を迎えており、新たな施設の整備が喫緊の課題となっています。

#### 〈基本方針〉

- 市民、事業者、行政が相互に連携しながら、環境に配慮した省エネルギーへの取組みや再生可能エネルギーを活用して、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化対策の取組みを推進します。また、市民団体による環境保全活動を支援し、市民協働による環境施策を推進します。
- ゴミの減量化・再資源化や適正な処理を推進するとともに、環境負荷が少ないごみ処理施設の整備を目指し、枚方市との可燃ごみ処理の広域化による取組みを進めます。



京田辺エコパークかんなび

## | 施策展開

### 1 温室効果ガスの排出削減

| 主要事業                    | 事業概要   | 担当課 |
|-------------------------|--|-----|
| エコオフィス推進事業              | 市自らが一事業所として率先して温室効果ガスの排出を削減  | 環境課 |
| 地球温暖化対策推進事業<br>【重点IV-2】 | 温室効果ガスの排出削減に向け、住宅用蓄電池・太陽光発電システム設置の補助、COOL CHOICE 普及啓発を図るなど、市民、事業者、行政が相互に連携しながら、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー化を促進 | 環境課 |

### 2 ごみ減量化・再資源化・適正処理の推進

| 主要事業                            | 事業概要  | 担当課       |
|---------------------------------|---|-----------|
| ごみ適正処理事業                        | 一般廃棄物の適正処理、安全・安心、安定的な中間処理及び最終処分                               | 清掃衛生課     |
| ごみ減量化推進事業                       | ごみの減量化・再資源化に関する市民啓発、ごみ発生抑制のため、京田辺エコパークかんなびの活動推進、再生資源集団回収の推進など | 清掃衛生課     |
| 可燃ごみ広域処理施設整備事業<br>【重点IV-3.+1-6】 | 環境衛生センター甘南備園ごみ焼却施設に代わる環境負荷の少ない新たなごみ処理施設の整備                    | ごみ広域処理推進課 |

### 3 市民協働による環境施策の推進

| 主要事業       | 事業概要   | 担当課 |
|------------|--|-----|
| 環境保全活動支援事業 | 総合的な環境施策の推進を図るために、環境フェスタや参加・体験型イベントなど、市民団体が行う環境保全活動を支援 | 環境課 |

## | 関連計画

- 京田辺市環境基本計画
- 京田辺市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
- 京田辺市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
- 京田辺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
- ごみ処理施設整備基本構想
- 可燃ごみ広域処理施設整備基本計画



〈3〉

## いきいき健康で 明るいまち

【健康】

### 〈3〉 いきいき健康で明るいまち【健康】

Collaboration!

## 1 健康づくり

### 〈現状と課題〉

- 本市では、「健やか」「幸せ」という言葉を組み合わせた「健幸」をテーマに、歩く健幸づくりや食育、健幸パスポート事業など、健康への意識啓発と健康管理を促進しています。また、疾病がある人も重症化を予防し健康寿命の延伸が図れるような取組みを進めています。
- 健康づくりや地域医療に対する市民のニーズは極めて高く、市民が生涯を心身ともに健康で暮らせる環境づくりと、市民一人ひとりが主体的に、すべてのライフステージにつながる健康づくりに取り組むことが求められています。
- 国内における自殺者数は年間3万人を超える深刻な状況が続いているため、生きるために包括的な支援が必要となっています。

### 〈基本方針〉

- 生涯を通じた健康づくりを基礎として、ライフステージごとに健康課題を明確にし、その解決に向けた疾病予防や早期発見、早期治療などができる健康管理を促進します。また、誰もが自殺に追い込まれないまちを実現するため「生きる支援」の取組みを進めます。
- 医療機関、事業所などの関係機関との連携を推進し、災害時にも対応できる地域医療体制の充実に努めます。
- 予防接種や感染症予防の正しい知識の普及啓発など、感染症対策を進めます。

## Ⅰ 施策展開

### ① 生涯を通じた健康づくりの推進

| 主要事業      | 事業概要  | 担当課    |
|-----------|---|--------|
| 健康づくり事業   | 歩く健幸づくり事業、こころの健康づくり事業、受動喫煙防止の推進、健幸パスポート事業など市民の積極的な健康づくりを支援するとともに、食生活改善推進員協議会と連携し、食育を推進      | 健康推進課  |
| 生きる支援推進事業 | “生きる”支援計画(自殺対策計画)に基づき、心身の健康づくり、地域や社会とのつながりづくり、孤立させない仕組みづくりなど、市民一人ひとりが自分らしくいきいきと生活するための支援を推進 | 障がい福祉課 |

## 2 健康管理の促進

| 主要事業              | 事業概要  | 担当課   |
|-------------------|---|-------|
| 成人保健事業            | 各種検(健)診、健康教育及び健康相談などの保健指導を通じて、生活習慣病の疾病予防や重症化予防を図ることで、市民の健康寿命の延伸、生活の質の向上 | 健康推進課 |
| 国民健康保険特定健康診査等事業   | 国民健康保険被保険者への特定健康診査、人間ドックの助成の実施及びデータ管理、重症化予防                             | 国保医療課 |
| 後期高齢者健康診査事業       | 後期高齢者医療被保険者への高齢者健康診査の実施   | 国保医療課 |
| 後期高齢者医療人間ドック等助成事業 | 後期高齢者医療被保険者への人間ドックなどの助成   | 国保医療課 |

## 3 地域医療体制の充実

| 主要事業       | 事業概要   | 担当課   |
|------------|--|-------|
| 診療所運営事業    | 休日応急診療所を開設し、休日における市民の初期救急医療を実施   | 健康推進課 |
| 医師会等との連携事業 | 健康づくりや健康管理など市民の健康の保持・増進を図るために、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携。また、災害時の医療救護活動など協力体制を強化 | 健康推進課 |

## 4 感染症対策の推進

| 主要事業    | 事業概要   | 担当課   |
|---------|--|-------|
| 感染症対策事業 | 感染症のまん延及び重症化予防のため、予防接種事業を実施。また、エイズなど感染症の正しい知識の普及啓発、新型インフルエンザ対策など感染症対策の充実 | 健康推進課 |

## 関連計画

- 京田辺市健康増進計画・食育推進計画
- 京田辺市健康増進計画・食育推進計画中間評価報告書
- 京田辺市“生きる”支援計画(自殺対策計画)



食生活改善推進員の活動

### 〈3〉 いきいき健康で明るいまち【健康】

Collaboration!

## 2 地域福祉

### 〈現状と課題〉

- これまで、きめ細かい福祉サービスの提供や施設整備などを進め、福祉の充実に取り組んできました。
- 各地区民生児童委員協議会との連携により、地域の見守り事業などの強化に取り組んでいます。
- 地域ごとの関係機関の連絡体制の構築とボランティアを含めたネットワーク体制づくりが必要です。
- 中核となる社会福祉協議会と連携して、地域におけるボランティア団体の育成支援と、市民のボランティア参加の促進に向けた環境づくりに取り組むことが必要です。

### 〈基本方針〉

- 地域住民主体の福祉活動と様々な団体、企業などがそれぞれの特徴を生かしながら協力し合う仕組みを構築し、地域ぐるみの福祉のまちづくりを推進します。
- 民生委員・児童委員の活動強化に取り組むなど、地域福祉活動の推進体制の充実を図るとともに、社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動拠点の充実に努めます。



民生委員・児童委員による子育てサロン

## | 施策展開

### 1 地域ぐるみの福祉のまちづくり

| 主要事業       | 事業概要   | 担当課   |
|------------|--|-------|
| 地域福祉活動支援事業 | 地域の高齢者、障がいのある人、子どもなどの見守りと生活支援を行うため、地域住民主体の福祉活動と様々な団体、企業などがそれぞれの特徴を生かしながら協力し合うネットワーク（縦ネット）を構築し、地域全体で見守り活動などを支援。社会福祉協議会へ委託 | 社会福祉課 |

### 2 地域福祉の推進体制の充実

| 主要事業                   | 事業概要  | 担当課   |
|------------------------|---|-------|
| 民生委員・児童委員及び民生児童委員協議会事業 | 民生委員・児童委員の活動を強化する目的で、各地区に単位民生児童委員協議会があるほか、市全体の取りまとめ機関として市民生児童委員協議会があり、これらへの活動支援及び委員の資質向上に向けた研修の実施 | 社会福祉課 |
| 社会福祉協議会の運営支援事業         | 地域福祉増進のため、地域に根ざした活動を展開している京田辺市社会福祉協議会の活動への支援  | 社会福祉課 |

### 3 地域福祉活動拠点の充実

| 主要事業           | 事業概要  | 担当課   |
|----------------|---|-------|
| 地域福祉活動の拠点づくり事業 | 福祉関係団体やボランティア団体などの地域福祉活動の拠点として市社会福祉センターを管理。同センターの管理運営については、京田辺市社会福祉協議会を指定管理者として運営 | 社会福祉課 |

## | 関連計画

- 京田辺市地域福祉計画

### 〈3〉 いきいき健康で明るいまち【健康】

Collaboration!

## 3 高齢者福祉

### 〈現状と課題〉

- 本市の高齢化率は、全国や京都府に比べ低いものの、すでに24%を超え超高齢社会に入っており、高齢者の一人暮らし世帯や、高齢夫婦世帯、要支援・要介護認定者数も増加傾向にあります。
- 高齢者の認知症患者数有病率の将来推計によると、認知症患者は令和2年には高齢者の6人に1人になると推計されています。
- 高齢者が生涯を不安なく、生きがいを持って住み続けることができる地域社会を形成するために、高齢者を地域全体で支えていく仕組みづくりが必要です。
- 高齢者が社会の一員として、生活を楽しみ、生きがいを持って、地域社会に貢献できる環境づくりが求められています。

### 〈基本方針〉

- 高齢者の生活支援と介護予防を推進し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを目指します。
- 地域包括ケアシステムを充実させるため、医療、介護、福祉の関係機関の連携を進めるなど、高齢者などに対する包括的な支援を推進します。
- 高齢者の健康維持、社会参加の促進、生きがいづくりに向けた取組みを進めます。

## I 施策展開

### ① 高齢者の生活支援と介護予防の推進

| 主要事業               | 事業概要   | 担当課    |
|--------------------|--|--------|
| 新しい介護予防・日常生活支援総合事業 | すべての高齢者を対象にした介護予防に関する正しい知識の啓発のための介護予防事業。地域の実情に応じて多様なサービスを充実させ、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者などに対する生活支援サービスを実施                | 高齢者支援課 |
| 高齢者在宅生活支援事業        | 高齢者生活支援ヘルパー派遣、手すりの設置、段差解消などの居住設備改善補助、緊急通報装置・福祉電話の設置、電磁調理器などの日常生活用具の給付、給食サービス事業、ふとん丸洗い事業などを実施する社会福祉協議会への補助、在宅医療・介護の連携 | 高齢者支援課 |

## 2 高齢者等に対する包括的な支援

| 主要事業                 | 事業概要  | 担当課    |
|----------------------|---|--------|
| 認知症施策推進事業<br>【重点Ⅲ-4】 | 認知症となっても地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームを設置するなど、当事者と家族に対して支援を行うとともに、認知症サポーターの養成など、地域や職域で認知症への理解を深めるための啓発活動を推進 | 高齢者支援課 |
| 地域包括支援センター運営事業       | 地域包括支援センターを運営し、総合相談業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメントなどを推進   | 高齢者支援課 |
| 生活支援体制整備事業           | 協議体の設置及び生活支援コーディネーターの配置を行い、高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実と強化、高齢者の社会参加を推進  | 高齢者支援課 |
| 高齢者見守り事業             | 喜寿、米寿、白寿、紀寿を迎える人に対し、誕生日月に訪問をして祝金(紀寿は祝品も)の贈呈を行い、併せて生活状況などの聞き取り調査を行い実態を把握   | 高齢者支援課 |

## 3 高齢者の社会参加と生きがいづくり

| 主要事業                         | 事業概要   | 担当課    |
|------------------------------|--|--------|
| 高齢者いきいきポイント事業<br>【重点Ⅲ-4】     | 高齢者の社会参加及び生きがいづくりを支援し、介護予防の推進を図るとともに、地域におけるボランティア活動を奨励、推進するため、ボランティア活動に対して奨励金を交付 | 高齢者支援課 |
| 高齢者の身近な居場所づくり支援事業<br>【重点Ⅲ-4】 | 歩いて通れる範囲において高齢者が集うことができるような居場所づくりを支援   | 高齢者支援課 |
| 老人福祉センター等運営事業                | 高齢者に憩いの場、交流の場として、安心・快適な環境を提供して高齢者の社会参加機会を充実                                      | 高齢者支援課 |
| 老人クラブ助成事業                    | 高齢者の地域での社会奉仕活動や友愛訪問活動などの老人クラブ活動の支援を行うため、老人クラブ連合会及び地域の単位老人クラブに助成を行い、組織の育成を推進      | 高齢者支援課 |
| シルバー人材センター助成事業               | 高齢者福祉の増進などのため、シルバー人材センターが実施する高年齢者能力活用事業に要する経費の一部を補助                              | 高齢者支援課 |

## 関連計画

- 京田辺市高齢者保健福祉計画  
(介護保険事業計画)



元気いきいき体操

### 〈3〉 いきいき健康で明るいまち【健康】

Collaboration!

## 4 障がい者福祉

### 〈現状と課題〉

- 平成28年(2016)に「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、障がいのある人が自ら望む生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援のさらなる充実と障がいのある児童に対する支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するよう求められています。
- 地域における生活の維持・継続の推進を図るために、地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、相談支援の質の向上が求められています。

### 〈基本方針〉

- 障がい者(児)の日常生活や社会参加に必要な一人ひとりに応じた支援を、個人や家族だけの課題とするのではなく、地域全体の理解と協力のもとで受けることができるよう、障がい者福祉サービスの充実を図るとともに、障がいのある人の自立と社会参加を促進します。また、障がい者団体の育成、支援を進めます。



就労事業所などの製品

## | 施策展開

### ① 障がい者福祉サービスの充実

| 主要事業                            | 事業概要   | 担当課    |
|---------------------------------|--|--------|
| 自立支援給付事業                        | 障がいのある人の自立支援と福祉の向上を図るため、障害者総合支援法(旧障害者自立支援法)に基づき介護給付費、訓練等給付費、補装具費、自立支援医療費などを支給                    | 障がい福祉課 |
| 地域生活支援事業(障がい者福祉サービス)<br>【重点Ⅲ-2】 | 障がいのある人の地域での自立を支援するため、障がいの種別に応じて様々なサービスを提供(相談支援事業、日常生活用具給付事業など)。障がいのある人の生活を地域社会全体で支えるサービス提供体制の構築 | 障がい福祉課 |
| 特別障害者手当等給付事業                    | 精神又は身体に重度の障がいのある児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障がいのある人に特別障害者手当を支給                              | 障がい福祉課 |
| 障害児通所給付事業                       | 障がいのある児童に対する支援や自立の促進などを図るために、児童福祉法に基づき障害児通所給付費、障害児相談支援給付費などを支給                                   | 障がい福祉課 |

### ② 障がいのある人の社会参加の促進

| 主要事業             | 事業概要   | 担当課    |
|------------------|--|--------|
| 地域生活支援事業(社会参加促進) | 障がいのある人の地域での社会参加や就労を支援するため、意思疎通支援、手話奉仕員等養成、移動支援、地域活動支援センター、わんすてっぷ雇用など、障がいの種別に応じて様々なサービスを提供 | 障がい福祉課 |
| 障害者権利擁護推進事業      | 障がいのある人の尊厳を守り、障がいのある人の自立及び社会参加を促進するため、虐待防止センター事業、成年後見制度利用支援事業など、権利擁護に対する必要な援助を実施           | 障がい福祉課 |

### ③ 障がい者団体の育成と支援

| 主要事業          | 事業概要                                 | 担当課    |
|---------------|--------------------------------------|--------|
| 障がい者団体活動等支援事業 | 障がい者団体の活動を支援することにより、障がい者団体の自立へつなげるもの | 障がい福祉課 |

## | 関連計画

- 京田辺市障害者基本計画
- 京田辺市障害福祉計画
- 京田辺市障害児福祉計画

### 〈3〉 いきいき健康で明るいまち【健康】

## 5 社会保障

### 〈現状と課題〉

- 少子高齢化、家族のあり方や雇用環境の変化など社会構造の変化により、市民が生涯にわたって安定した生活を営み、安心して暮らすことのできる社会保障の役割は、ますます重要になっています。
- 今後も持続可能な社会保障制度の確立のため制度改正などが予測されることから、適切に対応することが必要です。
- 生活困窮者への相談体制の強化を図るとともに、生活保護に至る前の支援の充実が必要です。

### 〈基本方針〉

- 市民が生涯にわたって安定した生活を営み、安心して暮らすことのできる介護保険や国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金などの制度に対する周知と啓発を進め、制度の健全で適正な運営を推進します。また、生活困窮者への自立支援を推進します。

## Ⅰ 施策展開

### 1 介護保険

| 主要事業     | 事業概要  | 担当課   |
|----------|---|-------|
| 介護保険運営事務 | 介護保険事業の安定的、継続的な運営のための、保険料徴収、介護認定、計画作成、保険給付その他介護保険に関する事務 | 介護保険課 |

### 2 国民健康保険

| 主要事業     | 事業概要   | 担当課   |
|----------|--|-------|
| 国民健康保険事務 | 国民健康保険税の賦課徴収、口座振替の促進、未納世帯への督促状の送付、京都地方税機構との連携、短期証の発行、広報などによる納付勧奨、後発医薬品利用推進など | 国保医療課 |

### 3 後期高齢者医療制度

| 主要事業      | 事業概要                                | 担当課   |
|-----------|-------------------------------------|-------|
| 後期高齢者医療事務 | 広域連合との連携による保険料の賦課徴収、窓口業務、制度の周知と啓発など | 国保医療課 |

## 4 国民年金

| 主要事業   | 事業概要  | 担当課   |
|--------|---|-------|
| 国民年金事務 | 国民年金加入者に対し、老齢年金の受給権を確保し、安定した将来生活を保障するため、保険料納付の大切さを理解してもらい、着実な納付に結びつけるよう、窓口での勧奨や広報による周知を推進 | 市民年金課 |

## 5 医療費等助成

| 主要事業                  | 事業概要                              | 担当課   |
|-----------------------|-----------------------------------|-------|
| 老人医療費助成事業             | 65歳以上70歳未満で一定の要件を満たす人への医療費窓口負担の助成 | 国保医療課 |
| 重度心身障害者・ひとり親家庭医療費助成事業 | 重度心身障がい児(者)やひとり親家庭への医療費自己負担額の助成   | 国保医療課 |
| 重度心身障害老人健康管理事業        | 重度障がいのある後期高齢者への医療費自己負担額の助成        | 国保医療課 |
| 高齢者はり・きゅう・マッサージ助成事業   | 65歳以上の人へのはり、きゅう、マッサージの施術費助成       | 国保医療課 |

## 6 生活困窮者の自立支援

| 主要事業       | 事業概要  | 担当課   |
|------------|---|-------|
| 生活保護事業     | 失業などによる収入の減少や疾病などにより就業できないなど、生活困窮となった人に対し、最低生活の保障と自立の助長を目的として、生活保護法に基づき保護を実施、健康管理支援チームによる被保護者の自立を推進 | 社会福祉課 |
| 自立促進総合対策事業 | 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に係る自立相談支援の実施、住居確保給付金の支給、子どもに対する学習支援、生活困窮者貸付事業、その他の生活困窮者の自立を支援                   | 社会福祉課 |

## 関連計画

- 京田辺市国民健康保険データヘルス計画
- 京田辺市高齢者保健福祉計画  
(介護保険事業計画)



一休さんウォーク



〈4〉

## 子育てしやすく 未来を育む 文化薫るまち

【文化・教育】

## 〈4〉子育てしやすく未来を育む文化薫るまち【文化・教育】

Collaboration!

### 1 子ども・子育て

#### 〈現状と課題〉

- 子育て世代包括支援センターと地域子育て支援拠点施設の開設や、ファミリー・サポート・センター\*事業など、子育て支援の充実を図っています。
- 子どもとの接触経験の少なさから、育児に不安を抱える保護者が多く見受けられるため、子育て支援のさらなる充実と、地域住民が積極的に子育てに関わることが求められます。
- 子育て支援医療費助成制度の対象年齢を15歳まで拡大し、子育て世帯の経済的負担を軽減していますが、今後、対象年齢を拡大するかどうかについて検討が必要です。
- 児童虐待対応件数が増加し、市の役割が大きくなっています。職員の専門性の向上と体制強化が求められています。
- 児童館では親子教室やふれあい広場のほか、高齢者や大学生との協働事業を実施しています。

#### 〈基本方針〉

- 子育て世代包括支援センターの機能向上や、気軽に地域子育て支援拠点施設を利用できる仕組みづくり、ファミリー・サポート・センター事業の援助会員の増員をはじめ、地域全体で子育てを支えながら、妊娠・出産・育児に対する切れ目のない支援を推進します。
- 各種保育サービスの充実や、子育て支援医療費助成、児童虐待未然防止など、子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組みます。



地域子育て支援拠点施設



大住児童館

\*『ファミリー・サポート・センター』子育ての援助を受けたい人と子育ての援助をしたい人がお互いに支えあう会員組織

## | 施策展開

### ① 妊娠・出産・育児に対する切れ目のない支援

| 主要事業                      | 事業概要  | 担当課    |
|---------------------------|---|--------|
| 母子保健事業<br>【重点Ⅲ-3】         | 子育て世代包括支援センターの機能向上、不妊治療助成、母子健康手帳の交付、妊娠婦健康診査、パパママセミナー、産前産後ヘルパー派遣事業、こんにちはあかちゃん事業、乳幼児発達相談事業などを実施                         | 子育て支援課 |
| 乳幼児健診事業                   | 3か月児、1歳6か月児、3歳6か月児の節目の時期に心身、歯科などの健康診査を行い、心身の異常や疾病などを早期に発見し、適切な助言指導などを実施。また、保護者の相談や育児不安に対する支援の実施                       | 子育て支援課 |
| 予防接種事業                    | 感染予防、発症予防、症状の軽減、病気のまん延などを防止するため、予防接種法に基づいた各種予防接種事業の実施   | 子育て支援課 |
| 児童発達支援事業                  | 就学前の心身の発達に弱さやつまづき、障がいがあるなど育ちのための支援を必要とする子どもに対し、発達上の課題に応じた療育の実施  | 子育て支援課 |
| 児童育成事業(育児支援関連)<br>【重点Ⅲ-3】 | 核家族化の進行に伴う育児不安の増大などに対応するため、地域子育て支援拠点施設(地域子育て支援センターなど)を開設し、子育てに関する情報提供や相談を実施。ファミリー・サポート・センター事業では、会員の相互援助活動に関する連絡、調整の実施 | 子育て支援課 |

### ② 子どもが健やかに育つ環境づくり

| 主要事業               | 事業概要  | 担当課      |
|--------------------|---|----------|
| 子育て支援医療費助成事業       | 乳幼児、児童及び生徒の健康保持や増進を図ることを目的に、0歳から中学生までの対象児に係る医療費を保護者に代わり一部負担   | 子育て支援課   |
| ひとり親家庭支援事業         | 自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金の給付。高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施  | 子育て支援課   |
| 児童館事業              | 個別的・集団的な遊びを通じて、児童の健康増進、情操を育むための事業(なかよしクラブ)を実施。また、0~2歳児を対象に親子教室を開催。就学前の乳幼児とその保護者を対象に親子で自由に遊べるふれあい広場などを開催 | 子育て支援課   |
| 児童育成事業(児童虐待未然防止関連) | 児童虐待未然防止を目的に、要保護児童対策地域協議会を設置し、家庭児童相談室が中心となり要保護児童や要支援児童などに対する支援を行うとともに、児童虐待未然防止に関する広報、啓発を実施              | 子育て支援課   |
| 各種保育サービス事業<br>(再掲) | 市内在住の保育を必要とする就学前児童の保護者の子育てと就労の両立を支援するため、一時的保育事業、病児保育事業の実施、市立保育所などにおける看護師の配置、AIによる保育所マッチングの実施など          | 輝くこども未来室 |
| 留守家庭児童会運営事業        | 学校の放課後に就労などで、家庭での保護が適切に受けられない児童の健全な育成を図るために、留守家庭児童会を運営  | 社会教育課    |

## | 関連計画

- 京田辺市子ども・子育て支援事業計画
- こどもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針

## 2 就学前～小・中学校教育

### 〈現状と課題〉

- 子ども・子育て支援新制度により、すべての子ども・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を総合的に提供していくこととされました。また、幼児教育・保育の無償化がスタートしました。
- 女性の社会進出などにより、幼稚園の園児数が減少傾向にある一方、保育所(園)の園児数は増加傾向にあります。
- 待機児童が発生しないよう、民間認定こども園の新設や保育園舎増築を支援し、定員を拡大してきました。今後、さらに、待機児童対策に取り組みつつ、将来的な就学前児童数の減少も見据えた対応が必要です。
- 質の高い幼児期の教育・保育を提供するとともに、多様な教育・保育ニーズに対応していくため「幼保連携型認定こども園」の導入を進めるほか、市立幼稚園及び保育所施設の老朽化対策が必要です。
- 「教育実践モデル校事業」など特色ある学校づくりを進めたほか、小・中学校に学校図書館司書を配置するなど、充実を図りました。引き続き、社会の変化に対応できる力を育むための教育の推進が求められています。
- 不登校やいじめ問題、児童虐待や子どもの貧困など、様々な問題が顕在化しています。また、子どもが安全に通学できる環境づくりが求められています。
- 中学校給食について早期の実現が求められています。
- 昭和40年代から50年代に建設した学校施設が、一斉に更新時期を迎えつつあり、長寿命化の対応が急務です。
- 児童生徒数について、ほとんどの学校が減少しているものの、一部の小・中学校において増加しており、その差が顕著に表れています。



認定こども園入園式



幼稚園プール遊び

### 〈 基本方針 〉

- 幼児の豊かな情操や個性を伸ばし、社会性を育むとともに、小学校へ直接繋がる質の高い就学前教育・保育を提供します。
- 地域の拠点となる市立幼保連携型認定こども園や民間保育園などの整備を進めるとともに、幼稚園・保育所施設の老朽化対策を幼保連携型認定こども園の整備などに併せて計画的に実施します。
- 豊かな人間性をもち、多様なライフステージで活躍できる京田辺っ子を育むため、知・徳・体の調和と、個性を伸ばしながら学力を高める教育を基本として、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育を推進します。
- 不登校やいじめ問題を解決するための支援体制を充実するとともに、地域と学校の連携による通学路の安全対策などを推進します。
- 子どもを取り巻く環境や人口動向などを踏まえた教育体制の充実や学校施設の長寿命化を進めるとともに、中学校給食について、早期実現を目指します。

## I 施策展開

### ① 子どもの健やかな成長を育む質の高い就学前教育・保育の推進

| 主要事業                                | 事業概要   | 担当課      |
|-------------------------------------|--|----------|
| 就学前教育・保育充実事業                        | 就学前の子どもに小学校へ直接繋がる質の高い就学前教育・保育を提供するため、幼小接続カリキュラムなど市独自のカリキュラムの展開と充実を図るとともに、就学前教育・保育施設の教員、保育士などを対象とした合同研修会を開催 | 輝くこども未来室 |
| 市立保育所運営事業                           | 市内在住の保育を必要とする就学前児童の保護者の子育てと就労の両立を支援するため、市立保育所における保育事業、延長保育、健康管理などを実施                                       | 輝くこども未来室 |
| 民間保育園・認定こども園運営支援事業                  | 民間保育園・認定こども園を利用する児童に要する費用の給付及び民間保育園などにおける保育事業への支援  | 輝くこども未来室 |
| 各種保育サービス事業<br>(再掲)<br>【重点 I-2,+1-2】 | 市内在住の保育を必要とする就学前児童の保護者の子育てと就労の両立を支援するため、一時的保育事業、病児保育事業の実施、市立保育所などにおける看護師の配置、AIによる保育所マッチングの実施など             | 輝くこども未来室 |
| 市立幼稚園運営事業                           | 市立幼稚園における幼児教育の充実、園児が安全、快適に過ごせる環境の確保を目指すとともに、預かり保育事業や保護者ニーズに対応した幼稚園サービスの向上、小学校との連携強化を推進                     | 輝くこども未来室 |
| 幼稚園健康管理事業                           | 幼児の健康を保持するため、内科、歯科、眼科、耳鼻科健診などの健診を実施  | 輝くこども未来室 |

## 〈4〉子育てしやすく未来を育む文化薫るまち【文化・教育】

Collaboration

### ② 就学前教育・保育施設の整備

| 主要事業                  | 事業概要   | 担当課               |
|-----------------------|--|-------------------|
| 認定こども園整備事業<br>【重点I-1】 | 市北部地域の市立大住幼稚園を、建て替えに併せて地域の拠点となる市立幼保連携型認定こども園として整備するほか、市中部地域における市立幼保連携型認定こども園の整備を検討         | 輝くこども未来室          |
| 民間保育園等整備事業<br>【重点I-1】 | 今後も就学前教育児童数の増加が見込まれるなか、待機児童の発生を抑止するため、保育園などを民設民営方式で整備                                      | 輝くこども未来室          |
| 学校施設長寿命化改良事業(再掲)      | 学校施設長寿命化計画に基づき、建物の耐久性を高めるとともに、省エネルギー化や多様な活動が可能な環境づくりを進め、施設の長寿命化と管理運営の効率化を図るなど、適切なマネジメントを推進 | 学校教育課<br>輝くこども未来室 |

### ③ 知・徳・体の調和と個性を伸ばす小・中学校教育の推進

| 主要事業          | 事業概要   | 担当課   |
|---------------|--|-------|
| 小学校・中学校運営事業   | 小・中学校教育の充実を図るため、適正な人員配置、教材整備など、小・中学校の管理運営を行うもの | 学校教育課 |
| 小学校・中学校健康管理事業 | 児童生徒の健康を保持するため、内科、歯科、眼科、耳鼻科、心臓健診などの健診を実施       | 学校教育課 |

### ④ 社会の変化に対応する教育の推進

| 主要事業             | 事業概要   | 担当課         |
|------------------|--|-------------|
| 学校教育における国際理解教育事業 | 国際化社会に対応した教育施策の一環として、外国人の外国语指導助手を導入することにより、生きた外国语(英語)や外国文化・生活に触れる機会を提供し、コミュニケーション能力の向上と国際感覚を養成 | こども・学校サポート室 |
| 情報教育推進事業         | 学校のICT環境を整備し活用を進め、より効果的な授業を実現し、子どもたちが情報社会に主体的に対応できる「情報活用能力」を育成。また、増加し複雑化する小・中学校の校務の情報化を推進      | 学校教育課       |



小学校・初めての通知書

## 5 教育支援の充実と地域と学校の連携推進

| 主要事業                  | 事業概要   | 担当課         |
|-----------------------|--|-------------|
| 教育相談事業                | 臨床心理士やスクールカウンセラーの配置による教育相談活動の充実  | こども・学校サポート室 |
| 適応指導教室充実事業            | 不登校児童生徒の適応指導を進める適応指導教室(ポットラック)*の機能の充実  | こども・学校サポート室 |
| 小学校・中学校就学支援事業         | 経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に就学援助事業(学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費などの支給)を実施                  | 学校教育課       |
| コミュニティ・スクール推進事業       | 普賢寺小学校で小規模特認校制度による市内全域からの入学を受け入れるとともに、学校運営協議会の設置により、保護者及び地域住民の学校運営への参画を進め児童生徒を健全育成 | 学校教育課       |
| 通学路等安全対策事業<br>【重点I-4】 | 地域と学校、行政が協力し、児童が安全に安心して通学できるように、通学路の通学方法や危険箇所の把握と改善対策を実施するとともに、児童に対する防犯対策を推進       | 学校教育課       |

## 6 学校施設の長寿命化と学校給食の充実

| 主要事業                   | 事業概要   | 担当課   |
|------------------------|--|-------|
| 学校施設長寿命化改良事業(再掲)       | 学校施設長寿命化計画に基づき、建物の耐久性を高めるとともに、省エネルギー化や多様な活動が可能な環境づくりを進め、施設の長寿命化と管理運営の効率化を図るなど、適切なマネジメントを推進                 | 学校教育課 |
| 中学校給食施設整備事業<br>【重点I-3】 | 中学校完全給食の早期実現と、ゆとりを持った給食時間のなかで、地産地消などによる京田辺らしい食育を実現するため、施設整備と運営手法について、最も効率的、効果的な方法を検討し、受入中学校への搬入路、受入設備などを整備 | 学校教育課 |
| 地産地消を推進する小学校給食運営事業     | 市立小学校の給食施設の適正な維持管理を行い、安全・安心で快適な食育環境の確保を図り、児童が安心できる学校給食を提供。地元産農産物を利用し地産地消を推進                                | 学校教育課 |

## 関連計画

- 京田辺市子ども・子育て支援事業計画
- こどもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針
- 京田辺市学校施設長寿命化計画

\*『適応指導教室(ポットラック)』学校に行きたくても行けない状況にある市内の小・中学生が、「ありのままの自分」で居ることができる場所。ポットラックでは、元気を回復し、自立する力をつけることを目標にしている

### 3 文化振興

#### 〈現状と課題〉

- 美術公募展を中心に身近な文化イベントの充実を図るとともに、市指定文化財の修理保存や伝統文化の保存と継承を支援しています。
- 文化財の保護・活用事業として、文化財案内板の整備や、文化財に関する講座を開講しています。
- ポータルサイト\*において文化団体などの情報やインターネットミュージアムの開設により地域の文化情報を発信しています。
- ふるさとへの誇りや愛着を育み、都市格を高めることを目指して、さらなる文化振興に取り組むとともに、新たな文化施設の整備に向けた検討を進める必要があります。

#### 〈基本方針〉

- 市民が気軽に文化にふれることができる機会づくりや個性豊かな文化活動に対する支援に取り組むとともに、これから文化振興を担う人材の育成、文化情報の発信を進めます。
- 伝統文化や文化財の保存と継承に努めるとともに、文化資源を市民共通の財産として、その活用に努めます。また、引き続き、市史編さん事業を進めます。
- 質の高い鑑賞空間や多様な文化活動を行うことができる機能を備え、多彩な事業の展開を通じて文化ネットワークの中心となる文化施設の整備を進めます。

## | 施策展開

### ① 文化にふれる機会の充実・文化活動の支援・人材育成

| 主要事業              | 事業概要   | 担当課        |
|-------------------|--|------------|
| 市民文化祭・絵画展・菊花展開催事業 | 市民文化祭、絵画展、菊花展を同時開催し、市民に文化活動の発表の場を提供するとともに、文化活動への積極的な参加と文化の相互交流を促進し、市の特色を生かした文化振興と新たな文化の創造を図るもの | 文化・スポーツ振興課 |
| 文化活動を担う人材育成・発掘事業  | 市公募事業を開催し、芸術家の創作活動の振興を図るとともに、市民に鑑賞機会を提供。市の文化の発展と人材発掘に寄与  | 文化・スポーツ振興課 |
| 文化施設利用助成事業        | 合唱、舞踊、演劇などの文化活動をしている団体の日頃の練習の成果を市立施設以外で発表する際に、その施設の使用料の一部を助成                                   | 文化・スポーツ振興課 |

\*『ポータルサイト』ポータル(Portal)は「玄関」や「入り口」という意味。インターネットにアクセスするときの入り口となるよう、様々なサービスや情報を集約して簡単にアクセスできるようにまとめた Web サイトのこと

## 2 文化情報の発信

| 主要事業     | 事業概要   | 担当課        |
|----------|--|------------|
| 文化情報発信事業 | 文化団体、文化財情報などを市内外に発信する文化・芸術ポータルサイトの管理運営及びインターネットミュージアムの開設 | 文化・スポーツ振興課 |

## 3 文化資源の活用

| 主要事業             | 事業概要  | 担当課        |
|------------------|---|------------|
| 無形民俗文化財等保存継承補助事業 | 大住隼人舞やすいき神輿など、市指定無形民俗文化財の保存、継承への助成  | 文化・スポーツ振興課 |
| 埋蔵文化財発掘調査事業      | 各種文化財の調査、市文化財の新指定   | 文化・スポーツ振興課 |
| 文化財保護・活用事業       | 指定等文化財の修理などへの助成、文化財案内板の設置及び修繕、文化財に関する講座の開講                                  | 文化・スポーツ振興課 |
| 京田辺市史編さん事業       | 最新の知見に基づく見直しや市制施行を経た本市の歴史を辿ることを通じて、ふるさとへの誇りや愛着を育み、地域の将来像を描く基礎とするため京田辺市史を編さん | 文化・スポーツ振興課 |

## 4 文化施設の整備と活用

| 主要事業                    | 事業概要   | 担当課                  |
|-------------------------|--|----------------------|
| 文化施設整備事業(再掲)<br>【重点V-3】 | 複合化・多機能化を目指して、文化施設を核とした新たな複合型公共施設を整備。中央公民館、中央図書館の後継施設として、ホール・生涯学習・図書館機能のほか、行政サービス、コミュニティ関連などの新たな機能を付与。民間活力の導入を積極的に推進 | 都市みらい室<br>文化・スポーツ振興課 |

## 関連計画

- 京田辺市文化振興計画



京田辺市展

## 4 社会教育

### 〈現状と課題〉

- 子ども・若者育成支援推進法により、すべての子ども・若者が健やかに成長し、自立、活躍できる社会を目指して、本市では青少年の健全育成事業や家庭教育の推進に取り組んでいます。社会環境が目まぐるしく変化するなかで、引き続き、青少年を地域社会全体で見守り、育てることが求められています。
- 市民への生涯学習を推進するため「京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ」を同志社大学と連携して実施するとともに、「生涯学習だより・学びの情報誌」を発行し、市民への生涯学習に関する情報提供に取り組んでいます。また、市の未来を支える幅広い人材を、生涯学習を通じて育成していくことが求められます。

### 〈基本方針〉

- 次代を担う青少年が、様々な立場の人々との交流を通じて社会への理解を深めることができるよう、社会貢献や社会参加に関わる機会の創出に努めます。また、家庭、地域、学校、事業者、行政などが連携して、悩みや相談に対応できる体制を整備するなど、青少年が明るく健全に育つ環境づくりを推進します。
- 市民が「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」学べる生涯学習の充実に向け、学習機会の充実や市民や団体による活動を支援し、その担い手となる人材の育成に努めるとともに、拠点機能の充実を図ります。



京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ

## | 施策展開

### ① 青少年の健全育成

| 主要事業      | 事業概要   | 担当課   |
|-----------|--|-------|
| 青少年健全育成事業 | 地域・学校パートナーシップ事業、放課後子ども教室事業(放課後子どもプラン)、成人式などの実施 | 社会教育課 |
| 家庭教育推進事業  | 地域子育てセミナー、子育て理解講座、地域子育て井戸端会議を実施                | 社会教育課 |

### ② 生涯学習の機会の充実・活動支援・人材育成

| 主要事業          | 事業概要   | 担当課   |
|---------------|--|-------|
| 生涯学習推進・支援事業   | 生涯学習社会の実現を目指すため、子どもの居場所づくり事業、人材バンクの派遣登録、ヒューマンカレッジの実施など、学習環境の総合的な整備、充実及び心豊かな社会をつくる自発的な学習活動を推進 | 社会教育課 |
| 中央公民館の講座等開設事業 | 市民ニーズに即した講座や教室の開設及びサークル活動の活性化の担い手となる人材育成のための講座を開設  | 社会教育課 |
| 社会教育関係団体等支援事業 | 地域活動の活性化を図る上で重要な役割を果たしている社会教育関係団体について、団体の自主性を尊重しつつ、主体的な活動ができるよう育成と支援を実施                      | 社会教育課 |
| 図書館管理運営事業     | 中央図書館、分室及び移動図書館の運営を行い、図書館資料を収集、整理、保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーションなどに資する事業を実施                 | 社会教育課 |

### ③ 生涯学習拠点機能の充実

| 主要事業             | 事業概要   | 担当課            |
|------------------|--|----------------|
| 住民センター管理運営事業(再掲) | 市民のコミュニティ活動の推進、生活文化の向上、福祉及び健康の増進のため、北部・中部住民センターの機能充実と南部地域のコミュニティ活動などの拠点機能の確保       | 市民参画課<br>社会教育課 |
| 分館公民館維持管理事業(再掲)  | 分館公民館の新築、改築、増築、改造、敷地の造成工事及び外溝工事を行う場合、市の負担基準に基づき負担金を交付。市民にとって安全・快適な環境づくり及び地域活動拠点を充実 | 社会教育課          |

## 5 スポーツ振興

### 〈現状と課題〉

- 市民のスポーツ・レクリエーションへのニーズが多様化するなか、防賀川公園にフットサル場及びテニスコートを整備するなど、施設の拡充や機会づくりを進めてきました。今後も、スポーツ・レクリエーション施設におけるさらなる市民サービスの向上が求められています。
- 「ツアーオブ・ジャパン\*京都ステージ」の開催を契機とした自転車を活用した地域づくりの推進など、特色ある取組みをさらに進め、まちの魅力を高めていく必要があります。
- 市民のだれもがそれぞれのライフステージ、体力、目的や意欲などに応じ、生涯にわたって、健康で健全な生活を実現するため、生活の一部としてスポーツを取り入れられるよう施策を展開することが必要です。

### 〈基本方針〉

- ライフステージごとに楽しめるスポーツ機会の充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブをはじめ、スポーツ団体の活動支援やスポーツを支える人材の育成と確保に努めます。
- 市の特色あるスポーツイベントなどを契機とした、スポーツによるまちの魅力づくりに取り組みます。
- 市民ニーズに対応した、スポーツ施設の管理、運営の充実、野外活動センターの活用など、スポーツ・レクリエーション活動拠点の充実に努めます。



生涯スポーツフェスティバル

\*『ツアーオブ・ジャパン』Tour of Japan(略称 TOJ)毎年5月に日本で行われる国際自転車ロードレース大会。第1ステージ堺から、第2ステージ京都、第8ステージ東京までのステージ制で行われる。平成28年(2016)から京都ステージが、京田辺市と精華町をコースとして開催される

## | 施策展開

### ① 生涯スポーツの機会の充実・活動支援・人材育成

| 主要事業      | 事業概要   | 担当課        |
|-----------|--|------------|
| スポーツ推進事業  | 生涯スポーツ機会の充実に向け、小学生向けハンドボール教室、市マラソン大会、市民駅伝競走大会、市陸上競技大会の開催など、各種スポーツ・レクリエーションイベントの開催や小学生スポーツ活動、高齢者スポーツ活動を促進     | 文化・スポーツ振興課 |
| 社会体育活動事業  | 市民が生涯にわたって健康で充実した生活が送れるよう、また、市民のスポーツ活動の水準を高めるため「生涯スポーツ」と「競技スポーツ」を推進  | 文化・スポーツ振興課 |
| 体育団体等育成事業 | NPO法人京田辺市社会体育協会や京たなべ・同志社スポーツクラブの支援、市民総合体育大会や全国小学生ハンドボール大会の開催支援など、スポーツ振興に関する団体を育成し活動を支援するとともに、各種競技会への参加、開催を支援 | 文化・スポーツ振興課 |

### ② スポーツによるまちの魅力づくり

| 主要事業                  | 事業概要  | 担当課        |
|-----------------------|---|------------|
| 自転車を活用した地域づくり推進事業(再掲) | 国際自転車ロードレース「ツアーオブジャパン京都ステージ」の開催。日常的に自転車を楽しめる取組みを推進し、自転車のまちとして聖地化を推進 | 文化・スポーツ振興課 |

### ③ スポーツ・レクリエーション活動拠点の充実

| 主要事業       | 事業概要  | 担当課        |
|------------|---|------------|
| 有料公園施設運営事業 | 市民のスポーツニーズに応えるため、より良いスポーツ環境づくりを目指し、田辺中央体育館及び有料公園施設などの管理運営、田辺公園プールの管理運営など、有料運動公園施設の管理及び運営を充実 | 文化・スポーツ振興課 |
| 野外活動施設整備事業 | 広く市民の余暇活動の支援を図り、より利用者が安全かつ快適に過ごせるよう、民間のアイデアなどを生かしてセンターの管理運営方法を見直し                           | 文化・スポーツ振興課 |

## | 関連計画

- 京田辺市スポーツ推進計画



〈5〉

## 活力にみちた 便利で快適なまち

【田園都市】

## 〈5〉活力にみちた便利で快適なまち【田園都市】

### 1 土地利用・市街地整備

#### 〈現状と課題〉

- 豊かな自然環境や優良な農地とのバランスを大切にしながら、大都市近郊や学研都市の一翼という立地環境や交通条件を生かして、活力あるコンパクトなまちづくりを進めてきました。
- 平成29年(2017)には、都市計画マスタープランを部分改正し、平成31年(2019)には、立地適正化計画を公表しており、今後も、豊かな自然とのバランスを大切にしながら、利便性が高く、質の高い集約型都市構造を形成していくことが必要です。
- 少子高齢化の進行や人口減少社会の到来に備え、持続可能なまちづくりを進めるため、拠点駅周辺においては、必要な都市機能の一層の集積を図り、さらなる市街地整備と再生を進めることができます。また、関西文化学術研究都市の建設を促進することが必要です。

#### 〈基本方針〉

- 計画的な土地利用とコンパクトシティによるまちづくりを推進します。また、新たな土地利用の際には、地区計画などを併せて決定するなど、優良な市街地環境を形成するために、より細やかな規制、誘導を行います。
- 拠点駅周辺において、魅力的な都市環境を備えた利便性の高い市街地の整備、再生を進めます。また、文化学術研究都市拠点の計画的な整備を促進します。

## | 施策展開

### ① 計画的な土地利用とコンパクトシティの推進

| 主要事業         | 事業概要  | 担当課   |
|--------------|---|-------|
| 都市計画推進事業(再掲) | 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の進捗管理。地区計画による優良な市街地環境の保持及び美観上の配慮を実施 | 計画交通課 |

### ② 市街地の整備・再生

| 主要事業                             | 事業概要  | 担当課    |
|----------------------------------|---|--------|
| 田辺中央北地区新市街地整備促進事業(再掲)<br>【重点V-2】 | 組合施行の土地区画整理事業を促進し、商業、業務、文化、行政サービスなどの多種多様な都市機能が集積した新市街地を形成 | 都市みらい室 |
| 新田辺駅東地区まちづくり促進事業(再掲)<br>【重点V-2】  | 駅前広場や安全・安心な歩行空間の整備及び商業施設などの活性化による生活利便性の高い市街地再整備の促進        | 都市みらい室 |

### ③ 文化学術研究都市拠点の整備促進

| 主要事業                | 事業概要   | 担当課   |
|---------------------|--|-------|
| 学研都市建設等促進事業<br>(再掲) | 関西文化学術研究都市の建設を進めるため、関係協議会・機関と連携を取り、未着手クラスターである南田辺西地区、南田辺東地区の整備を促進。市民向けのイベントなど学研都市と連携したまちづくりを推進 | 企画調整室 |

## | 関連計画

- 京田辺市都市計画マスタープラン
- 京田辺市立地適正化計画



同志社山手の街並み

## 〈5〉活力にみちた便利で快適なまち【田園都市】

**2 道路・公共交通**

## 〈現状と課題〉

- 広域幹線道路が整備され、山手幹線が開通するなど、骨格となる幹線道路の整備が進んでいます。今後も、新たな市街地整備や産業活動の促進など、持続的なまちの発展を支えるために、道路網の整備を進めることができます。
- 公共交通ネットワークについては、路線バスの減便など、深刻な課題があります。また、駅周辺の駐輪場の適正利用などに関する検討が必要です。
- バリアフリー基本構想に基づく整備をはじめ、市内の様々な施設においてバリアフリー化が進められています。また、ハード面の整備と併せて、心のバリアフリーを推進することも必要です。
- 京田辺市(松井山手)附近に、北陸新幹線の新駅設置が決定されています。

## 〈基本方針〉

- 市の産業活力軸となる広域幹線道路や都市の骨格を形成する幹線道路の整備を促進するとともに、集落間や主要道路との接続道路の整備を進め、道路ネットワークの強化に努めます。
- バス交通をはじめ、鉄道やタクシーなどの事業者との連携を図る会議体を設置し、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を目指します。また、駅周辺の放置自転車対策や、駐輪場の適正な利用を推進します。
- 公共施設などのバリアフリー化を進めるとともに、ソフト面では様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」の啓発を推進します。
- 京都府を中心に関係団体と連携しながら、北陸新幹線の整備を促進します。

## | 施策展開

## ① 道路の整備促進

| 主要事業                  | 事業概要  | 担当課     |
|-----------------------|---|---------|
| 幹線道路整備促進事業<br>【重点V-4】 | 京奈和自動車道4車線化、国道307号線形改良、都市計画道路松井大住線(府道八幡木津線)、三山木普賢寺線(府道生駒井手線)整備などの国、府など関係機関への要望及び協議、並びに市北部地域の交通混雑の解消に向けた新たな道路ネットワーク整備の検討 | 建設政策推進室 |
| 幹線道路整備事業【重点V-4】       | 都市計画道路大住草内線測量設計など、幹線道路網の整備  | 都市整備課   |
| 道路改良事業                | 集落間や主要道路との接続道路(町田富ノ前線、鳥羽田浅池線など)の整備  | 都市整備課   |
| 舗装維持修繕事業              | 舗装修繕計画に基づき、計画的かつ効率的な舗装修繕工事を行うことにより、道路利用者の安全で快適な通行を確保し、また、道路維持管理費を節減   | 施設管理課   |

## 2 持続可能な地域公共交通ネットワークの形成

| 主要事業                         | 事業概要  | 担当課   |
|------------------------------|---|-------|
| 地域公共交通計画策定事業<br>【重点Ⅲ-1, V-4】 | まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成事業。地域公共交通活性化協議会の設置、計画の策定、計画に基づく進捗管理 | 計画交通課 |

## 3 駐輪場対策

| 主要事業      | 事業概要  | 担当課   |
|-----------|---|-------|
| 放置自転車対策事業 | 自転車等放置禁止区域の啓発及び放置自転車の整理、撤去などを実施するとともに、駐輪場の利用適正化についての取組みを進め、公共の場所における自転車などの駐車秩序を確立 | 計画交通課 |

## 4 バリアフリー化の推進

| 主要事業                      | 事業概要   | 担当課             |
|---------------------------|--|-----------------|
| バリアフリー基本構想推進事業            | バリアフリー基本構想重点整備地区の整備進捗率の把握。京田辺市バリアフリー基本構想推進市民会議の開催。「心のバリアフリー」啓発活動 | 計画交通課<br>障がい福祉課 |
| バリアフリー基本構想整備事業<br>【重点Ⅱ-4】 | 高齢者や障がいのある人などすべての人に安全・安心な歩行空間を確保するため、段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックなどを整備     | 都市整備課<br>計画交通課  |

## 5 北陸新幹線新駅の整備促進

| 主要事業        | 事業概要   | 担当課   |
|-------------|--|-------|
| 北陸新幹線整備促進事業 | 北陸新幹線の早期整備を促進するために、府を中心に関係機関と連携した建設促進に係る活動を展開。府立田辺高等学校による「北陸新幹線ミニ鉄道」の運行支援などPR活動の展開 | 企画調整室 |

## 関連計画

- 京田辺市都市計画マスタープラン
- 京田辺市立地適正化計画
- 京田辺市バリアフリー基本構想
- 京田辺市国土強靭化地域計画



道路改良(南田辺三山木駅前線)

## 〈5〉活力にみちた便利で快適なまち【田園都市】

### 3 都市環境

#### 〈現状と課題〉

- 将来的に空家の増加に伴う諸問題が顕在化、深刻化することが懸念されており、予防策に重点を置いた対策が必要です。
- 市営住宅の長寿命化に向けた修繕や改善工事を進めており、さらなる推進が必要です。
- 市民の墓地需要に応えるため、市営墓地の運営を行っており、今後とも維持管理が必要です。
- 水道施設の耐震化と定期的な改修を進めるとともに、環境負荷低減の取組みが必要です。
- 公共下水道(污水)の整備がほぼ完了していますが、排水区域の拡大部分への対応や、未整備箇所への取組みが必要です。また、これまでに整備した公共下水道や農業集落排水施設の老朽化による機能低下に備え、計画的な維持管理が必要です。
- 環境衛生センター・緑泉園へのし尿などの搬入量は、公共下水道の普及に伴い年々減少しており、老朽化する施設の更新について検討が必要です。
- 下水道事業が公営企業となり、持続可能な経営を進めるため、使用料の適正化などが必要です。

#### 〈基本方針〉

- 住宅のライフサイクルに応じた空家対策など、住宅地の環境整備を進めるとともに、市営住宅の計画的な維持管理に努めます。
- 墓地需要に応じた市営墓地の運営に努めます。
- 安全で安定的な水道水の確保のため、老朽化した管路の更新と耐震化などを推進するとともに、設備の省エネルギー対策に取り組みます。
- 公共下水道(污水)の事業計画に基づく整備を進めるとともに、これまでに整備した施設を安定的に利用できるよう、長寿命化事業などを計画的に実施することで、ライフサイクルコストの縮減に努めます。また、農業集落排水施設の適切な維持管理に努めます。
- し尿及び浄化槽汚泥などについて、適かつ効率的な処理を進めます。
- 下水道使用料の適正化などによって、経営の健全化を図り、持続可能な上下水道経営を進めます。

## | 施策展開

### ① 住宅地の環境整備

| 主要事業               | 事業概要  | 担当課   |
|--------------------|---|-------|
| 空家等対策事業<br>【重点Ⅱ-5】 | 住宅のライフサイクルに応じた空家等対策(空家に関する相談会、除却・改修補助など)の実施。若者(大学生など)と高齢者が同居し交流するソリデール事業の実施 | 開発指導課 |

### ② 市営住宅の維持管理

| 主要事業          | 事業概要                               | 担当課   |
|---------------|------------------------------------|-------|
| 市営住宅長寿命化改修等事業 | 市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の長寿命化などの整備事業を実施 | 開発指導課 |

### ③ 市営墓地の運営等

| 主要事業     | 事業概要                                       | 担当課 |
|----------|--|-----|
| 市営墓地管理事業 | 大住靈園の維持管理及び使用手続と台帳管理を行い、焼骨の埋蔵及び市民の祭祀の利便を確保 | 環境課 |
| 火葬料補助事業  | 市民が死亡された場合、火葬場利用における火葬料の一部を補助              | 環境課 |

### ④ 安全で安定的な水道水の確保と省エネルギー対策の推進

| 主要事業                         | 事業概要   | 担当課        |
|------------------------------|--|------------|
| 老朽水道管更新事業<br>(再掲)<br>【重点V-5】 | 水道管の老朽化更新に合わせた耐震性の強化により、地震時の応急復旧期間を短縮するため、基幹管路(導水管、送水管、配水管)を中心に更新などを推進 | 上水道課       |
| 水道施設維持管理事業<br>(再掲)           | 水道施設の耐震化を進め、災害時でも安定して給水できる強い水道を構築。ポンプや電気設備の更新時における省エネルギー、高効率機器の導入を推進   | 上水道課(薪净水場) |
| 上水道安定供給事業                    | 水源計画の見直し。身近で比較的良質な水源である自己水源について、平常時だけでなく非常時を含めた供給安定性を考え、定期的に改修を実施      | 上水道課(薪净水場) |

### ⑤ 下水道の整備

| 主要事業                           | 事業概要                                 | 担当課  |
|--------------------------------|--------------------------------------|------|
| 公共下水道整備事業                      | 排水区域の拡大などを含め下水道の事業計画に基づく整備の計画的実施     | 下水道課 |
| 下水道施設長寿命化事業<br>(再掲)<br>【重点V-5】 | 下水道施設の老朽化対策を進め、施設の長寿命化を図るとともに、耐震性を強化 | 下水道課 |

## 〈5〉活力にみちた便利で快適なまち【田園都市】

Collaboration!

### 6 その他の汚水処理

| 主要事業       | 事業概要  | 担当課   |
|------------|---|-------|
| し尿等の適正処理事業 | し尿及び浄化槽汚泥、農業集落排水施設汚泥の適正処理、施設機器の定期点検修理、し尿くみ取り料金の徴収 | 清掃衛生課 |

### 7 持続可能な上下水道事業の経営

| 主要事業                    | 事業概要                            | 担当課   |
|-------------------------|---------------------------------|-------|
| 料金収納率向上事務               | 口座振替の推進、効率的な未納料金の回収による収納率向上     | 経営管理室 |
| 下水道使用料適正化事業<br>【重点+1-3】 | 料金算定期間を4年間とし、收支均衡を図り、下水道使用料を適正化 | 経営管理室 |

## | 関連計画

- 京田辺市空家等対策計画
- 京田辺市営住宅長寿命化計画
- 京田辺市水道ビジョン
- 京田辺市水道事業中期経営計画
- 京田辺市下水道ビジョン
- 京田辺市上下水道事業経営戦略
- 京田辺市国土強靭化地域計画



水道配水管改良工事



航空写真(北部)



航空写真(中部)



航空写真(南部)

## 4 農業

### 〈現状と課題〉

- 主要な特産物であるお茶や茄子などのブランド化に取り組み、玉露については、全国、関西などの品評会において、農林水産大臣賞・産地賞を受賞しています。
- 地産地消の促進や、京都田辺茄子などの共同選果、共同出荷を促進する共同出荷推進事業に取り組んでいます。
- 農業の担い手は減少傾向にあり、一部には耕作放棄地も見られます。
- 新規就農者と農業後継者の確保を進めるとともに、農產品のブランド化などを通じて農業を活性化することが必要です。

### 〈基本方針〉

- 玉露をはじめとするブランド力のある特產品の振興と販路開拓や幅広い食育による地産地消を推進するとともに、安定的な農業の担い手の確保と育成、農業経営の高度化、効率化を図るほか、農業基盤の整備を進めます。
- 農地の保全と多様な活用を図り、魅力あふれる農業と農村を創造するとともに、基盤整備を促進します。

## Ⅰ 施策展開

### ① 安定的な担い手の育成

| 主要事業                   | 事業概要   | 担当課 |
|------------------------|--|-----|
| 農業経営活性化支援事業<br>【重点V-6】 | 効率的な農業経営に向けた農作業受委託の組織づくりや出荷・選果の共同化を促進。生産技術の高度化や新品種の導入への支援など農業経営の近代化を促進及び農業の担い手となる認定農業者など農業後継者の育成支援 | 農政課 |
| 集落営農等推進事業              | 地域において農業の将来像を考える体制づくりを推進し、農地の整備、営農の担い手への集約を計画的に進める活動を支援  | 農政課 |
| 水田活用推進事業               | 水田農業全体としての所得向上などにより、農業者の経営安定と食糧自給率向上。水田の多面的機能維持のため実施する水田農業者への支援                                    | 農政課 |

## 2 特産品の振興と販路開拓

| 主要事業                 | 事業概要  | 担当課 |
|----------------------|---|-----|
| 農業特産物振興事業<br>【重点V-6】 | 魅力ある農産物の振興に向け、茶葉振興事業、農業・農村振興事業を推進し、農産物(玉露・碾茶、ナス、えびいもなど)のブランド化や高付加価値化を目指すための取組みなどを支援 | 農政課 |

## 3 幅広い食育・地産地消の推進

| 主要事業                | 事業概要  | 担当課 |
|---------------------|---|-----|
| 体験交流型農業・地産地消・食育推進事業 | 市民農園、直売所の運営支援、食育活動団体への支援など、農業や食文化への理解の向上を図るとともに、農産物の地元での消費を促進する活動への支援 | 農政課 |

## 4 農地の保全と多様な活用

| 主要事業                | 事業概要  | 担当課 |
|---------------------|---|-----|
| 中山間地域・多面的機能保全活動支援事業 | 中山間地域など耕作条件の不利な地域における耕作放棄を防止するため、農地の維持管理のための活動、共同化、農地の流動化などの取組みを支援                                | 農政課 |
| 土地改良事業              | 地域要望による基盤整備促進への支援、府と連携した田辺排水機場の更新並びに市単独土地改良事業を活用した農道舗装などの整備。また、地元が実施する農業用施設の改修などに対する補助金交付及び原材料の支給 | 農政課 |
| 鳥獣被害防止対策事業          | 野生鳥獣による農作物の被害を抑えるため、有害鳥獣の駆除を実施  | 農政課 |

## 関連計画

- 京田辺市産業振興ビジョン



田辺なす農家養成塾

## 〈5〉活力にみちた便利で快適なまち【田園都市】

### 5 商工業・観光・企業立地

#### 〈現状と課題〉

- 市北部の商業集積地では新規開業が進んでいるものの、依然として市内での購買吸引力が低く、消費が市外に流出しています。
- 近年、市内の事業所数、従業員数、製造品出荷額等は増加傾向に転じていますが、人材や後継者の不足、また、世界的な貿易摩擦問題などで、先行きが不透明な状況です。
- 企業間交流の促進、市民と企業の連携強化、産学連携による新産業創出など、地域とともに持続的に産業が発展できる環境づくりが求められています。
- 観光では、「お茶の京都」の取組みや温浴施設開業などで、観光入込客数が順調に増えています。今後は、市内に広く周遊してもらい、さらなる経済効果を生み出すことが必要です。
- 新名神高速道路の全線開通を控え、企業の進出意欲が高い状況にあり、土地利用の需要が高まることが見込まれます。

#### 〈基本方針〉

- 市内商工業の活性化を促進するために、商工業の担い手の支援と育成を図り、経営支援の強化に取り組むとともに、市民、企業の連携を強化します。
- 商業施設などが集積した便利で魅力ある空間の形成を目指し、だれもが買い物しやすい環境づくりに努めます。
- 市民とともに魅力的な観光地をつくり、市民にも観光客にも癒しとやすらぎを提供し、「ひとやすみ」できるまちづくりを目指します。また、周辺市町村との連携による広域的な観光施策を推進します。
- 産学連携による新産業の創出を促進するとともに、交通利便性を生かした企業用地の確保と新たな企業立地を促進し、自主財源の確保と雇用の創出に取り組みます。

## | 施策展開

### ① 商工業の担い手の支援・育成と経営支援の強化

| 主要事業             | 事業概要   | 担当課   |
|------------------|--|-------|
| 商工団体支援事業         | 小規模事業者を支援する経営改善普及事業や地域振興事業を実施する商工会を支援し、市内企業の活性化を促進。また、商店街にぎわい創出支援事業により、商店主の資質向上、経営強化を支援し、地域商業の活性化を推進 | 産業振興課 |
| 中小企業融資保証料・利子補給事業 | 中小企業融資保証料・利子補給を行うことなどで中小企業者の資金調達の負担を軽減し、経営の安定を図るもの   | 産業振興課 |

### ② 商業施設等が集積した便利で魅力ある空間形成

| 主要事業                  | 事業概要  | 担当課             |
|-----------------------|---|-----------------|
| 田辺中央北地区新市街地整備促進事業(再掲) | 組合施行の土地区画整理事業を促進し、商業、業務、文化、行政サービスなどの多種多様な都市機能が集積した新市街地を形成 | 都市みらい室<br>産業振興課 |
| 新田辺駅東地区まちづくり促進事業(再掲)  | 駅前広場や安全・安心な歩行空間の整備及び商業施設などの活性化による生活利便性の高い市街地再整備の促進        | 都市みらい室<br>産業振興課 |

### ③ 市民・企業の連携強化

| 主要事業                    | 事業概要  | 担当課   |
|-------------------------|---|-------|
| 市民・企業連携推進事業<br>【重点IV-5】 | 市民との交流を通じ、産業の活性化を図ることを目的にイベントなどを開催するとともに、市民と市内企業との相互理解を進めることで、域内での人材サイクルを構築 | 産業振興課 |

### ④ 観光資源の開発と広域的な観光施策の推進

| 主要事業                  | 事業概要   | 担当課        |
|-----------------------|--|------------|
| 観光推進事業                | 市民とともに「ひとやすみ」できるまちを目指し、観光協会事業や駅ナカ案内所の運営支援などをとおして、豊かな自然、歴史、文化の魅力を高めて観光資源として生かしながら、来訪者の増加を図ることにより経済効果を向上 | 産業振興課      |
| 広域観光事業<br>【重点V-6】     | お茶の京都DMOなどとの連携による、広域的な観光施策の推進  | 産業振興課      |
| 自転車を活用した地域づくり推進事業(再掲) | 国際自転車ロードレース「ツアーオブジャパン京都ステージ」の開催。日常的に自転車を楽しめる取組みを推進し、自転車のまちとして聖地化を推進                                    | 文化・スポーツ振興課 |

## 〈5〉活力にみちた便利で快適なまち【田園都市】

Collaboration!

### 5 産学連携による新産業の創出

| 主要事業               | 事業概要   | 担当課   |
|--------------------|--|-------|
| 産業創出事業<br>【重点IV-1】 | 産業振興や雇用拡大による地域活性化推進のため、同志社などとの産学連携や起業家支援施設(D-egg)への入居あっせんや入居費を補助。市内ものづくり系中小企業のデータベース化を進め、販路拡大や技術交流を活性化 | 産業振興課 |
| 新産業創出交流センター事業      | 「新産業創出交流センター」に対する支援を通じて、関西文化学術研究都市で生まれた研究成果の事業化、産業化を推進し、新産業の創出を図るとともに、地域のベンチャー企業や中小企業などの活動を支援          | 産業振興課 |

### 6 利便性を生かした企業立地の促進

| 主要事業                            | 事業概要   | 担当課              |
|---------------------------------|--|------------------|
| 産業基盤整備事業<br>【重点IV-4】            | 大住工業専用地域拡大事業を促進するなど、基盤整備を進めるとともに、京都府などと連携した企業誘致を促進し、自主財源の確保と雇用を創出。事業環境の整備を推進                   | 産業振興課<br>建設政策推進室 |
| 学研都市建設等促進事業<br>(再掲)<br>【重点IV-4】 | 関西文化学術研究都市の建設を進めるため、関係協議会・機関と連携を取り、未着手クラスターである南田辺西地区、南田辺東地区の整備を促進。市民向けのイベントなど学研都市と連携したまちづくりを推進 | 企画調整室            |

### 関連計画

- 京田辺市産業振興ビジョン
- 京田辺市都市計画マスタープラン



中小企業売り込み隊

〈6〉

## まちづくりプランの 推進のために

【市民協働・行財政運営】

## 〈6〉まちづくりプラン推進のために【市民協働・行財政運営】

### 1 情報発信・参画協働・コミュニティ活動の推進

#### 〈現状と課題〉

- SNSなどのICT技術を活用した広報広聴と情報発信の充実が求められています。
- 情報公開制度も浸透し、年間50～80件の開示請求が行われています。引き続き、適正な文書管理による市政情報などの情報提供を推進するとともに、個人情報保護の徹底が必要です。
- 限られた財源のなかで、複雑多様化する市民ニーズに的確に対応するため、市民参画・協働を推進するとともに、区・自治会をはじめとしたコミュニティ組織の活動や、市民活動団体、学生団体の活動に対する支援が求められています。
- 市民協働の担い手を育成することに加え、有益な情報が集まり、専門的な支援を受けられる活動拠点の整備が求められています。

#### 〈基本方針〉

- SNSなど多様なコミュニケーションツールを活用して広報広聴機能の充実とまちの魅力発信に努めます。
- 適正な文書管理により市政情報や市の様々なデータの情報提供を推進するとともに、個人情報保護の厳格な運用に取り組むなど、開かれた市政を推進します。
- 市民によるまちづくりへの主体的な活動を支援するなど、市民参画・協働の推進と地域コミュニティの活性化を図ります。
- 市民活動団体やコミュニティ組織などが持続して発展するための活動拠点の充実を進めます。



市民みらいミーティング

## | 施策展開

### ① 広報広聴の充実とまちの魅力発信

| 主要事業               | 事業概要  | 担当課   |
|--------------------|---|-------|
| 広報広聴事務<br>【重点+1-1】 | SNSの活用、広報紙リニューアル、ホームページなど多様な媒体を活用した情報提供と意見収集。出前講座や市長と市民の直接対話による広聴活動。“映(ば)える”スポット、モノなどまちの魅力を発信 | 秘書広報課 |

### ② 開かれた市政の推進

| 主要事業          | 事業概要   | 担当課 |
|---------------|--|-----|
| 情報公開・個人情報保護事務 | 適正な文書管理により市民などに市政に関する「知る権利」を保障し、市政運営の透明化と公開性の向上を進め、市の諸活動に対する説明責任を果たすと同時に、厳格な運用のもとで市が保有する個人情報の保護及び自己の個人情報の開示などを保障 | 総務室 |

### ③ 市民参画・協働の推進と地域コミュニティの活性化

| 主要事業                 | 事業概要   | 担当課   |
|----------------------|--|-------|
| 市民協働推進事業<br>【重点II-1】 | 政策形成過程への市民参画の推進。市民の主体的な地域課題解決に向けたコミュニティ組織の広域的な連携の仕組みづくり。講座の開設や情報交換の場を提供し、まちづくりを担う団体や人材を育成。活動拠点の整備検討と専門的支援機能を創設 | 市民参画課 |

### ④ 活動拠点の充実

| 主要事業                 | 事業概要   | 担当課    |
|----------------------|--|--------|
| 住民センター管理運営事業<br>(再掲) | 市民のコミュニティ活動の推進、生活文化の向上、福祉及び健康の増進のため、北部・中部住民センターの機能充実と南部地域のコミュニティ活動などの拠点機能の確保   | 市民参画課  |
| 文化施設整備事業(再掲)         | 複合化・多機能化を目指して、文化施設を核とした新たな複合型公共施設を整備。中央公民館、中央図書館の後継施設として、ホール・生涯学習・図書館機能のほか、行政サービス、コミュニティ関連などの新たな機能を付与。民間活力の導入を積極的に推進 | 都市みらい室 |
| 分館公民館維持管理事業<br>(再掲)  | 分館公民館の新築、改築、増築、改造、敷地の造成工事及び外溝工事を行う場合、市の負担基準に基づき負担金を交付。市民にとって安全・快適な環境づくり及び地域活動拠点を充実                                   | 社会教育課  |

## 〈6〉まちづくりプラン推進のために【市民協働・行財政運営】

Collaboration!

### 2 交流・連携の推進

#### 〈現状と課題〉

- 同志社との「連携協力に関する協定」に基づき、京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ、京たなべ・同志社スポーツクラブの活動など、幅広い分野での連携・協力を進めています。
- 「大学のあるまち」として、地域をフィールドとした大学教員の研究や学生団体の活動など、地域と同志社との連携を進めることが必要です。
- 平成30年(2018)には、田辺高等学校と「連携協力に関する協定」を締結し連携を進めています。
- 市税徵収や社会保険、ごみ処理の分野などにおいて広域行政を進めるとともに、防災、観光、文化などの分野において都市間交流を進めており、今後とも連携を進めていく必要があります。

#### 〈基本方針〉

- 同志社などとの交流、連携をさらに進めるとともに、市民が大学の持つ先端教育に触れるとともに、地域をフィールドに市民と学生が活発に活動を行い、市民にとって大学などを身近に感じられる仕組みづくりに取り組みます。
- 広域的な課題解決のほか、本市の強みをさらに生かしていくため、必要な分野において関係自治体との連携を推進します。

## | 施策展開

### ① 大学等との交流・連携推進

| 主要事業                            | 事業概要   | 担当課   |
|---------------------------------|--|-------|
| 地学連携推進事業<br>【重点+1-5】            | 同志社などとの「連携協力に関する協定」に基づき、大学などの特徴を生かした連携事業を推進。大学などとの連携推進の新たな仕組みづくりを検討                            | 市民参画課 |
| 学研都市建設等促進事業<br>(再掲)<br>【重点+1-5】 | 関西文化学術研究都市の建設を進めるため、関係協議会・機関と連携を取り、未着手クラスターである南田辺西地区、南田辺東地区の整備を促進。市民向けのイベントなど学研都市と連携したまちづくりを推進 | 企画調整室 |

### ② 広域行政・都市間交流等の推進

| 主要事業            | 事業概要  | 担当課   |
|-----------------|---|---|
| 広域行政・都市間交流等推進事業 | 京都地方税機構、京都府後期高齢者医療広域連合、枚方京田辺環境施設組合などによる広域行政の推進。災害時相互応援協定の取組みをはじめ、防災、観光、文化などの分野における関係都市との交流を推進 | 安心まちづくり室<br>市民政策推進室<br>市民参画課<br>経済環境政策推進室<br>産業振興課 など |



全国大学まちづくり政策フォーラム in 京田辺

## 〈6〉まちづくりプラン推進のために【市民協働・行財政運営】

### 3 持続可能な行財政運営の推進

#### 〈現状と課題〉

- ICT技術などの利活用による、市民の利便性の向上と事務の効率化を進めるとともに、施策事業を進めるにあたり、実効性のある進捗管理を行うことが求められています。
- 人材育成基本方針を定め、職員研修の実施や人事評価を導入するなど、職員の人材育成に取り組んでいます。
- 新行政改革プランに基づき、経常収支比率の上昇抑制、財政シミュレーションにおける収支均衡を進めるとともに、市税の適正な課税と収納率の向上に取り組んでいます。
- PPP\*・PFI\*の促進をはじめ、公共施設における総合的なマネジメントの推進が必要です。
- 限られた資源を効率的に運用し最大の効果を上げるために、引き続き持続可能な行財政運営を推進することが必要です。

#### 〈基本方針〉

- ICT技術などのさらなる利活用と、まちづくりプランにおける実効性のある進捗管理などにより、効率的・効果的な行政運営を推進します。
- 職員の資質向上や意識改革を推進するため、人材育成に取り組みます。
- 新たな行政改革実行計画に基づき「行政経営改革」と「財政健全化」を推進するとともに、適正な課税と収納率の向上に取り組むことで、持続可能な行財政運営を推進します。
- 公共施設マネジメントを推進するとともに、民間の活力やノウハウを活用し、効率的で質の高いまちづくりを進めます。

\*『PPP』Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用して、効率化や公共サービスの向上を目指すもの

\*『PFI』Private Finance Initiative の略。公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう

## | 施策展開

### ① 効率的・効果的な行政運営の推進

| 主要事業                             | 事業概要  | 担当課              |
|----------------------------------|---|------------------|
| 情報化推進事業<br>【重点+1-2】              | 行政事務の効率化を図るため、システム化の推進及び情報システムの適正管理、AI-OCR、RPAなどによる事務作業の効率化推進           | 管財情報課            |
| マイナンバーカード発行支援・取得推進事業<br>【重点+1-2】 | 個人番号(マイナンバー)カードの円滑な発行を行い、市民生活の利便性向上を推進。さらに、迅速な交付を行うため予約システムを導入するなど取得を推進 | 市民年金課<br>市民政策推進室 |
| 第4次総合計画まちづくりプランレビュー<br>【重点+1-4】  | 限られた財源を効率的かつ効果的に活用するため、まちづくりプランのレビューを実施し、重点プロジェクトなどの実効性のある進捗管理を推進       | 企画調整室            |

### ② 職員の人材育成

| 主要事業   | 事業概要  | 担当課 |
|--------|---|-----|
| 人事評価事業 | 人材育成基本方針に基づき、職員の資質向上や意識改革を推進するため、人事評価を実施。評価結果を人材育成に活用するとともに、給与処遇などへ反映                   | 職員課 |
| 職員研修事業 | 人材育成基本方針に基づき、職員の能力開発や意識改革を支援するため、毎年度、職員研修基本方針を定め、職員研修を実施。職場研修のほか、集合研修、実地・派遣研修、自己啓発支援を実施 | 職員課 |

### ③ 持続可能な財政運営の推進

| 主要事業                 | 事業概要  | 担当課   |
|----------------------|---|-------|
| 行政改革推進事業<br>【重点+1-3】 | 新たな行政改革実行計画に基づき、「行政経営改革」と「財政健全化」を推進。市民との協働、質の高い行政サービス、効率的な行政運営などに取り組むもの | 企画調整室 |
| 賦課徴収事業               | 市・府民税や固定資産税をはじめとした市税について適正な課税を行い、徴収について納税者が納付しやすい環境を整え、利便性の向上を図るもの      | 税務課   |

## 〈6〉まちづくりプラン推進のために【市民協働・行財政運営】

Collaboration

### ④ 公共施設マネジメントの推進

| 主要事業           | 事業概要   | 担当課   |
|----------------|--|-------|
| 公共施設マネジメント推進事業 | 公共施設などの総合的かつ計画的な管理の推進、PPP・PFIなどの民間活力導入に向けた検討 | 企画調整室 |

### | 関連計画

- 京田辺市人材育成基本方針
- 京田辺市行政改革実行計画(京田辺市行政改革大綱)
- 京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 京田辺市公共施設等総合管理計画



マイナンバーカード取得推進

# — 第4次 — 京田辺市 総合計画

## ◆ 資 料 編 ◆

### 1 市の概況

|           |     |
|-----------|-----|
| (1) 位置・面積 | 119 |
| (2) 人口    | 120 |
| (3) 財政状況  | 121 |

### 2 第4次京田辺市総合計画策定について

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| (1) 策定体制              | 122 |
| (2) 策定経過              | 123 |
| (3) 諒問書               | 125 |
| (4) 答申書               | 126 |
| ①基本構想                 | 126 |
| ②まちづくりプラン             | 127 |
| (5) 審議経過              | 128 |
| (6) 京田辺市総合計画審議会委員名簿   | 130 |
| (7) アンケート・ワークショップ結果概要 | 131 |
| ①市民・中学生アンケート結果概要      | 131 |
| ②市民ワークショップ結果          | 136 |
| ③高校生・大学生ワークショップ結果     | 139 |
| (8) 条例・規則             | 141 |
| ①京田辺市総合計画条例           | 141 |
| ②京田辺市総合計画審議会規則        | 143 |



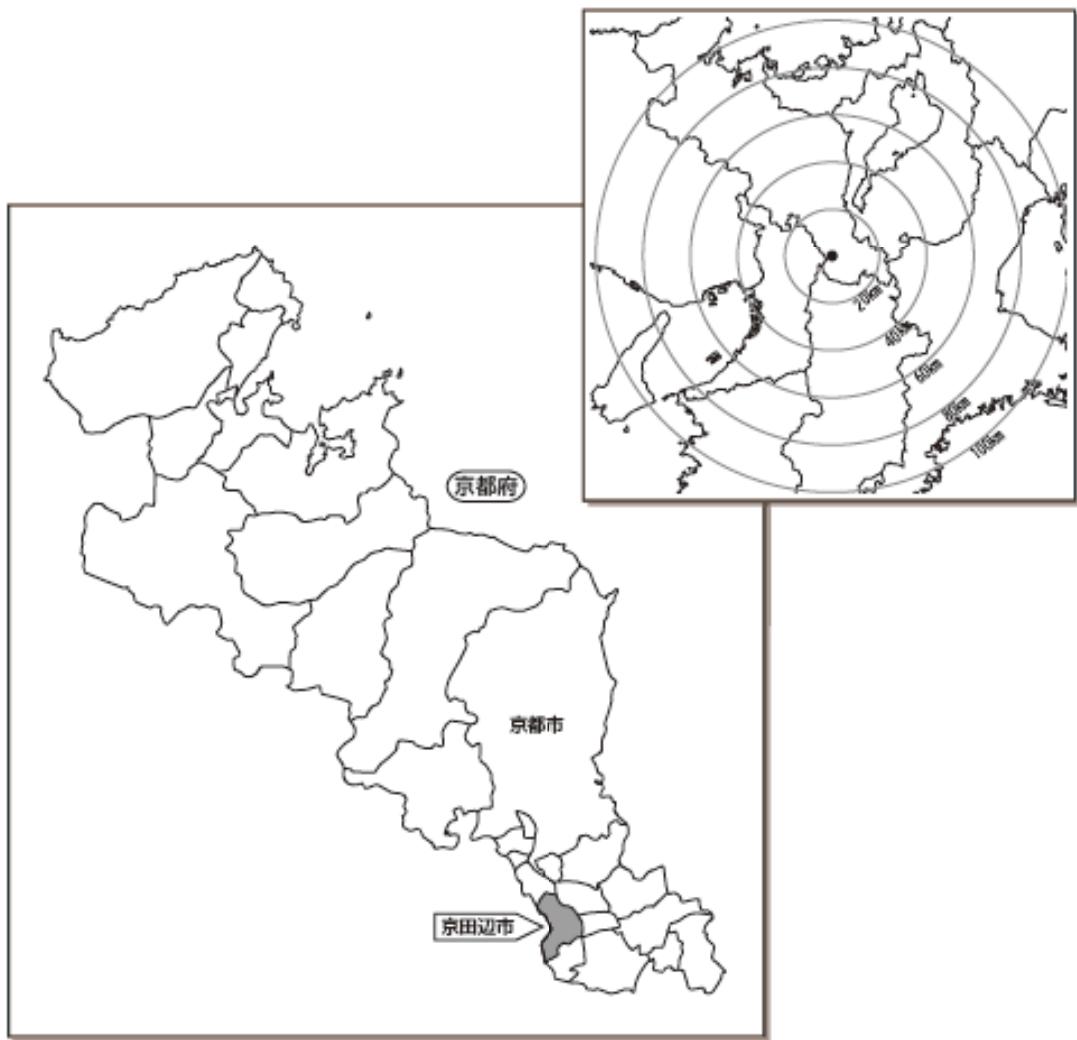
# 1 市の概況

## (1) 位置・面積

本市は、京都府南部の南山域地域の中央やや西寄りに位置しています。京都府、大阪府、奈良県にまたがる京阪奈丘陵の北東部にあたり、市の中心部から京都市へ約22km、大阪市へ約28km、奈良市へ約15kmの距離で、三都市を結ぶ三角形のほぼ中心に位置しています。

東は木津川をはさんで城陽市及び井手町、南は精華町、西は大阪府枚方市及び奈良県生駒市、北は八幡市と接しています。

面積は、 $42.94\text{km}^2$ で、その広がりは東西約 5.5km、南北約 10.9km となっています。



【京田辺市の位置】

## (2) 人口

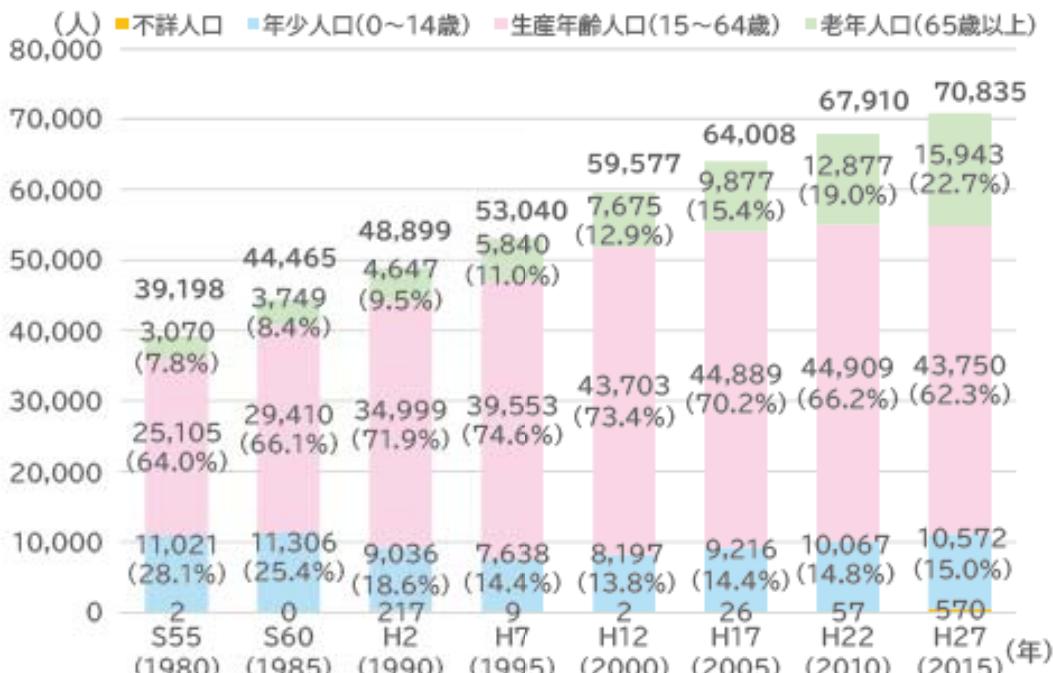
近年では多くの市町村が人口減少に転じているなか、本市の総人口は昭和55年(1980)以降増加傾向が続いており、現在も増加傾向にあります。

生産年齢人口は、昭和55年(1980)から平成12年(2000)まで急激に増加し続け、その後は緩やかな増加となり、平成22年(2010)にピークを迎え、以降は減少傾向に転じています。

年少人口は、昭和60年(1985)にピークを迎え、平成7年(1995)まで減少に転じたものの、それ以降は再び増加に転じています。

老人人口は、昭和55年(1980)より増加の一途をたどっており、平成27年(2015)には昭和55年(1980)の約5倍まで増加しています。

高齢化率は平成27年(2015)現在22.7%で増加傾向となっていますが、京都府(27.5%)や全国(26.6%)に比べて低い水準となっています。



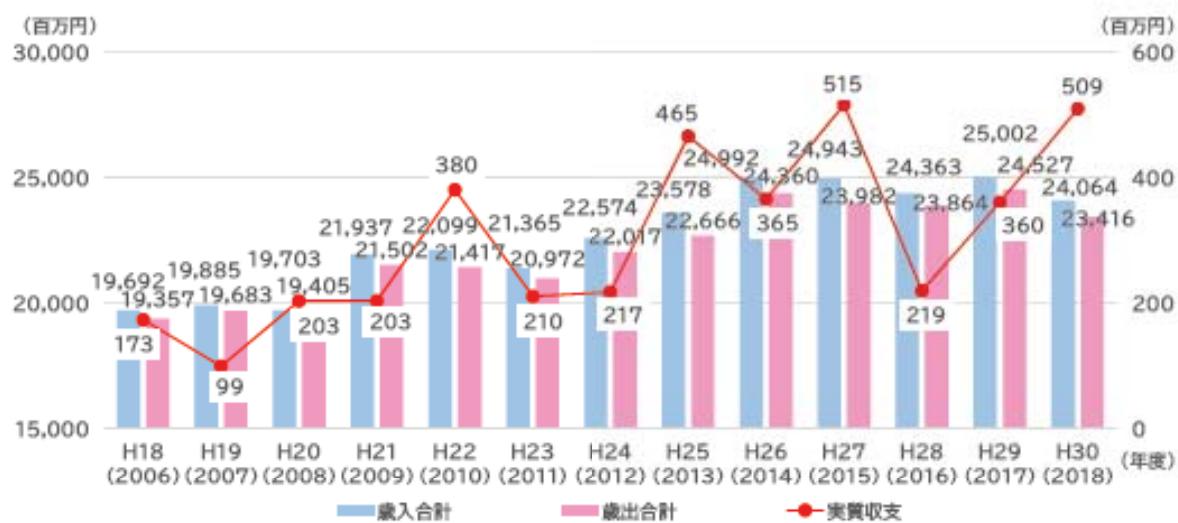
資料：国勢調査

【年齢3区分別人口の推移】

### (3) 財政状況

本市の歳入は平成18年度(2006)より平成26年度(2014)まで増加傾向となっていましたが、平成27年度(2015)以降はほぼ横ばいで推移しており、歳出も歳入と同様の傾向となっています。

実質収支※は増減はあるものの、プラスで推移しています。



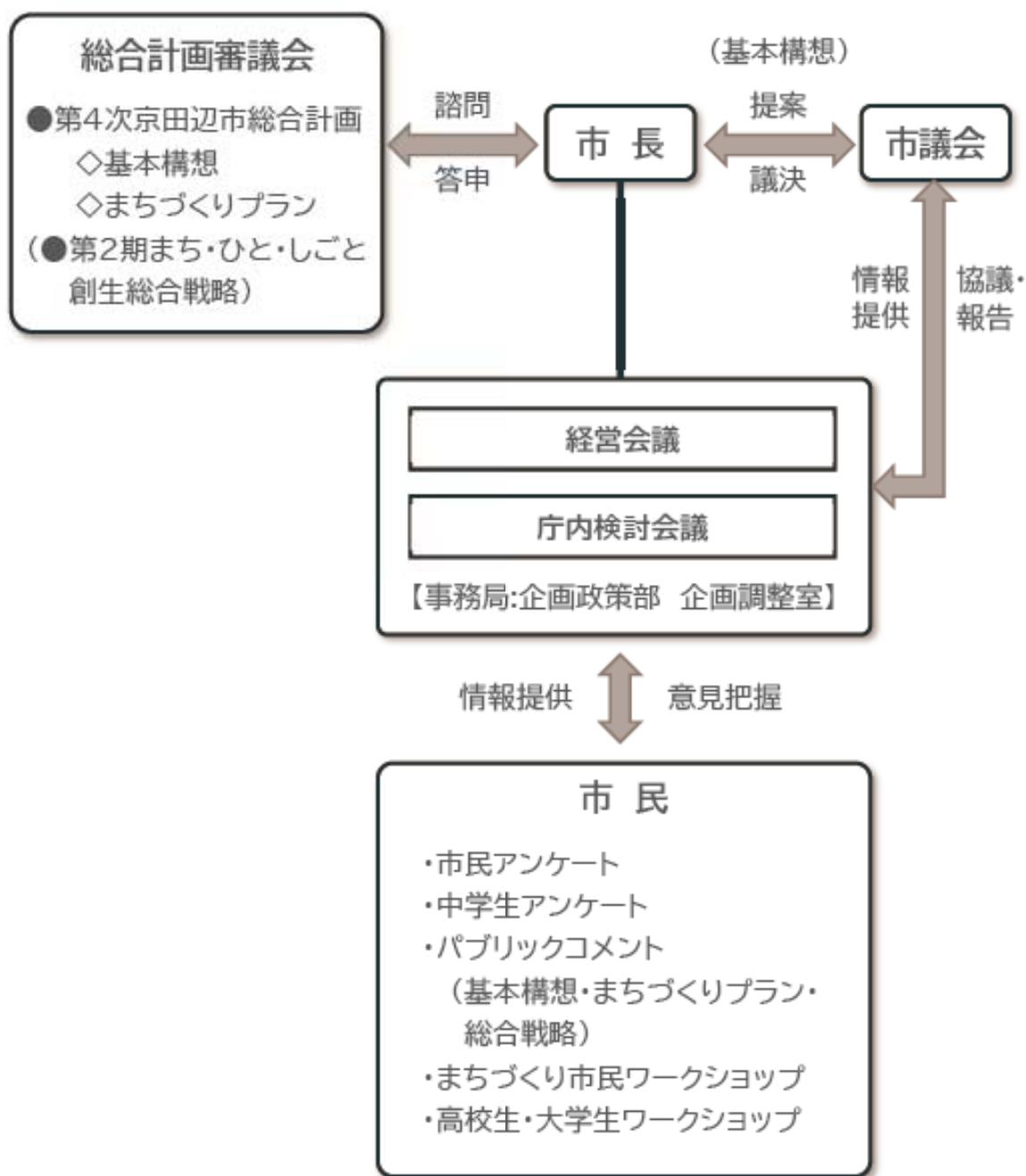
資料:京田辺市

【普通会計決算額の推移】

※実質収支:形式収支から事業繰越等により翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたもの。  
形式収支は、歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた差額。

## 2 第4次京田辺市総合計画策定について

### (1) 策定体制



## (2) 策定経過

- 平成 30 年 5 月 ○庁内検討会議【第1回】  
○経営会議  
○総合計画審議会【第1回】
- 6 月 ○市議会総務常任委員協議会  
○第4次京田辺市総合計画策定のための市民・中学生アンケート  
(6月～7月)
- 7 月 ○庁内検討会議【第2回】
- 8 月 ○経営会議  
○総合計画審議会【第2回】
- 9 月 ○まちづくり市民ワークショップ【第1回・第2回】  
○市議会総務常任委員協議会
- 10 月 ○まちづくり市民ワークショップ【第3回】  
○庁内検討会議【第3・4回】
- 11 月 ○経営会議  
○総合計画審議会【第3回】
- 12 月 ○市議会総務常任委員協議会  
○庁内検討会議【第5・6回】
- 平成 31 年 1 月 ○経営会議
- 2 月 ○総合計画審議会【第4回】  
○庁内検討会議【第7回】
- 3 月 ○市議会総務常任委員協議会  
○「第4次京田辺市総合計画 基本構想(案)」に係る  
パブリックコメントの実施(3月～4月)
- 4 月 ○庁内検討会議【第8回】
- 令和元年 5 月 ○経営会議  
○総合計画審議会【第5回】
- 7 月 ○市議会総務常任委員協議会  
○庁内検討会議【第9回】  
○経営会議  
○総合計画審議会【第6回】(基本構想答申)
- 8 月 ○第4次京田辺市総合計画策定のための高校生・大学生  
ワークショップ

- 9月 ○市議会本会議(基本構想上程)  
○経営会議  
○市議会第4次総合計画特別委員会  
○庁内検討会議【第10回】
- 10月 ○経営会議  
○総合計画審議会【第7回】  
○市議会第4次総合計画特別委員会
- 11月 ○市議会第4次総合計画特別委員会(基本構想可決)  
○庁内検討会議【第11回】
- 12月 ○市議会本会議(基本構想可決)  
○経営会議  
○総合計画審議会【第8回】
- 令和2年 1月 ○市議会総務常任委員協議会  
○庁内検討会議【第12回】  
○「第4次京田辺市総合計画・まちづくりプラン(案)」に係る  
パブリックコメントの実施(1月～2月)  
○「第2期京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」に係る  
パブリックコメントの実施(1月～2月)
- 2月 ○経営会議  
○総合計画審議会【第9回】(まちづくりプラン答申)
- 3月 ○市議会総務常任委員協議会

### (3) 諒問書

京企第24号

平成30年(2018年)5月29日

京田辺市総合計画審議会

会長 谷口栄一様

京田辺市長 石井明三

第4次京田辺市総合計画の策定について（諒問）

第4次京田辺市総合計画を策定するにあたり、京田辺市総合計画条例第6条の規定に基づき、次の事項について諒問します。

記

1 基本構想の策定

2 まちづくりプランの策定

## (4) 答申書

### ①基本構想

令和元年(2019年)7月29日

京田辺市長  
上 村 崇 様

京田辺市総合計画審議会  
会長 谷 口 栄 一

### 第4次京田辺市総合計画・基本構想について（答申）

平成30年5月29日付け京企第24号で諮問のありました上記のことについて、本審議会で慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

## ②まちづくりプラン

令和2年(2020年)2月27日

京田辺市長  
上 村 崇 様

京田辺市総合計画審議会  
会長 谷 口 栄 一

第4次京田辺市総合計画・まちづくりプランについて（答申）

平成30年5月29日付け京企第24号で諮問のありました上記のことについて、本審議会で慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

## (5) 審議経過

|     |                  |   |
|-----|------------------|---|
| 第1回 | 平成 30 年 5 月 29 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○会長・副会長の互選</li> <li>○諮詢書の交付</li> <li>○第4次京田辺市総合計画の策定方針等について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次京田辺市総合計画策定方針について</li> <li>・市民アンケート及び中学生アンケートについて</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul> </li> </ul>   |
| 第2回 | 8 月 23 日         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民アンケート・中学生アンケート結果の報告</li> <li>○将来人口推計の報告</li> <li>○基本構想の検討           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の概況について</li> <li>・目指すまちの姿(都市像)について</li> <li>・将来人口について</li> <li>・将来都市構造について</li> </ul> </li> <li>○分野別の現況と課題の報告</li> <li>○まちづくり市民ワークショップ開催の報告</li> </ul> |
| 第3回 | 11 月 29 日        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○まちづくり市民ワークショップの結果(概要)の報告</li> <li>○基本構想(骨子)(目指すまちの姿、将来人口、将来都市構造)の確認</li> <li>○基本構想(基本姿勢・基本方向)の検討</li> </ul>   |
| 第4回 | 平成 31 年 2 月 7 日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○第3回京田辺市総合計画審議会におけるご意見と対応について</li> <li>○基本構想(パブリックコメント案)について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想</li> <li>・策定にあたって</li> </ul> </li> <li>○スケジュール等について</li> </ul>   |
| 第5回 | 令和元年 5 月 31 日    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○基本構想(案)に係るパブリックコメントの結果について</li> <li>○スケジュール等について</li> </ul>   |
| 第6回 | 7 月 29 日         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○第4次京田辺市総合計画・基本構想の答申について</li> <li>○重点プロジェクト(骨子)について</li> <li>○その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生・大学生ワークショップについて</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul> </li> </ul>  |

|     |            |  |
|-----|------------|--|
| 第7回 | 10月24日     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○第4次京田辺市総合計画まちづくりプランについて           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生・大学生ワークショップの結果について</li> <li>・重点プロジェクト(案)の検討について</li> <li>・第3次総合計画まちづくりプランの達成状況について</li> <li>・分野別計画(骨子)の検討について</li> </ul> </li> <li>○第2期京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定方針について</li> <li>・第1期の達成状況(効果・検証)について</li> <li>・人口ビジョン(案)の検討について</li> </ul> </li> </ul> |
| 第8回 | 12月20日     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○第4次京田辺市総合計画まちづくりプラン(パブリックコメント案)について</li> <li>○第2期京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略(パブリックコメント案)について</li> </ul>  |
| 第9回 | 令和2年 2月27日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○第4次京田辺市総合計画まちづくりプランのパブリックコメントの対応について</li> <li>○第2期京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略のパブリックコメントの対応について</li> <li>○第4次京田辺市総合計画まちづくりプランの答申</li> </ul>   |

## (6) 京田辺市総合計画審議会委員名簿

|     | 氏名     | 役職名等(委嘱時)                      | 備考    |
|-----|--------|--------------------------------|-------|
| 会長  | 谷口 栄一  | 京都大学 名誉教授                      |       |
| 副会長 | 野田 遊   | 同志社大学 政策学部 教授                  |       |
|     | 米田 泰子  | 京都ノートルダム女子大学 名誉教授              |       |
|     | 中山 まき子 | 同志社女子大学<br>現代社会学部現代こども学科 教授    |       |
|     | 青木 二三代 | 京田辺市社会福祉協議会 副会長                |       |
|     | 足立 阿季子 | 京都府府民生活部 男女共同参画監               |       |
|     | 上原 学   | 京都銀行田辺支店 支店長                   | 第1回   |
|     | 倉橋 一彰  | 京都銀行田辺支店 支店長                   | 第2回から |
|     | 角丸 真一  | 椿本チエイン 総務部長代理                  |       |
|     | 川嶋 一生  | 京田辺市農業振興協議会 会長                 |       |
|     | 潮 義行   | 京田辺市文化協会 会長                    |       |
|     | 白川 紀子  | 京田辺市消防団 団員                     |       |
|     | 鈴木 逸子  | みみづく保育園 園長                     |       |
|     | 鈴木 俊寛  | 京田辺市商工会 会長                     |       |
|     | 田邊 宗一  | 京田辺市観光協会 理事長                   | 第5回まで |
|     | 田宮 正康  | 京田辺市観光協会 理事長                   | 第6回から |
|     | 寺西 章郎  | 京田辺市市政協力員連絡協議会 会長              |       |
|     | 中川 容子  | 京田辺市老人クラブ連合会 副会長               | 第4回まで |
|     | 喜多 英男  | 京田辺市老人クラブ連合会 会長                | 第5回から |
|     | 畠山 智子  | 京田辺子育て支援者ネットワーク<br>「おててつないで」代表 |       |
|     | 藤田 久美子 | 京田辺市食生活改善推進員協議会 会長             |       |
|     | 柳田 正廣  | 京田辺市社会体育協会 会長                  | 第5回まで |
|     | 井上 晃志  | 京田辺市社会体育協会 会長                  | 第6回から |
|     | 山本 邦彦  | 薪甘南備山保存会 代表理事                  |       |
|     | 河内 弘安  | 公募市民                           |       |
|     | 多富 博   | 公募市民                           | 第8回まで |
|     | 有坂 菜恵子 | 同志社女子大学<br>現代社会学部社会システム学科 学生   |       |
|     | 宮寄 康氣  | 同志社大学 政策学部 学生                  |       |

(順不同、敬称略)

## (7) アンケート・ワークショップ結果概要

### ①市民・中学生アンケート結果概要

<期間> 平成30年6月21日～7月5日

<発送・回収数>

| 種類           | 配布対象者                     | 配布数   | 回収数   | 回収率            |
|--------------|---------------------------|-------|-------|----------------|
| 市民<br>アンケート  | 18歳以上の市民の中から無作為抽出<br>(注1) | 5,000 | 1,649 | 33.0%          |
| 中学生<br>アンケート | 市内の公立中学校の3年生全員            | 552   | 552   | 100.0%<br>(注2) |

(注1)市民アンケートについては、昨年度実施された市民満足度調査において、若い世代の回収率が低かったことを踏まえ、回収後の比率が年齢構成比に合うよう、配布数の調整を行った。

(注2)中学生アンケートは、学校で配布し、その場で記入・回収を行ったため、回収率は100%となっている。

## ■ 京田辺市の魅力(市民・中学生アンケートより)

市民・中学生ともに「交通の便がよい」が最も多い、それぞれ 81.3%、56.0%となっています。次に、市民では「自然環境」で 23.2%となっています。



### ※中学生アンケートの選択肢

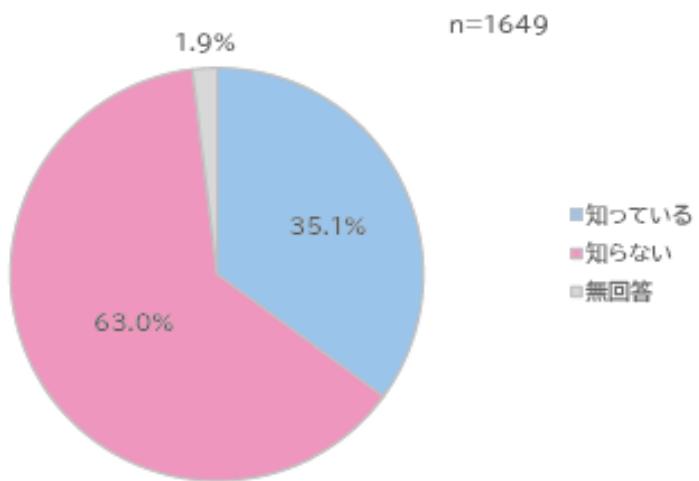
- ・一休寺など歴史に触れることができる資源に恵まれている
- ・同志社大学、同志社女子大学があり教育に熱心な雰囲気がある
- ・文化や芸術に関する活動が盛んである
- ・図書館や住民センターなどの施設が充実している
- ・スーパー・コンビニなど日常生活で利用する施設が充実している
- ・子育てがしやすい環境がある
- ・働く場所、住む場所、学校、遊び場所などのバランスがとれている
- ・災害に強く、安心して生活できる
- ・事故や犯罪が少なく、安全に暮らせる

### 凡例

|  |
|--|
| <span style="background-color: #4f81bd; border: 1px solid black; padding: 2px 5px;"></span> 市民アンケート  |
| <span style="background-color: #ff8c00; border: 1px solid black; padding: 2px 5px;"></span> 中学生アンケート |

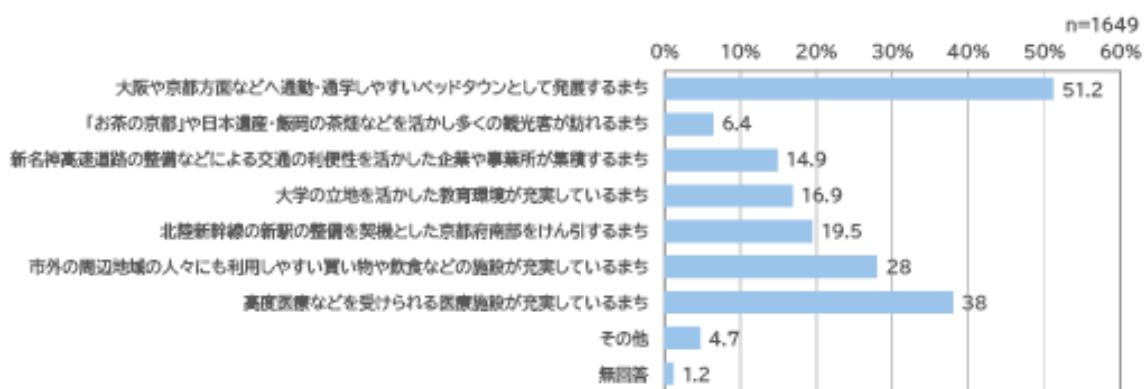
### ■ 都市像の知名度(市民アンケートより)

都市像については3人に1人が「知っている」と回答しており、一定の定着が見られます。



### ■ 広域的な視点からみた京田辺市の姿(市民アンケートより)

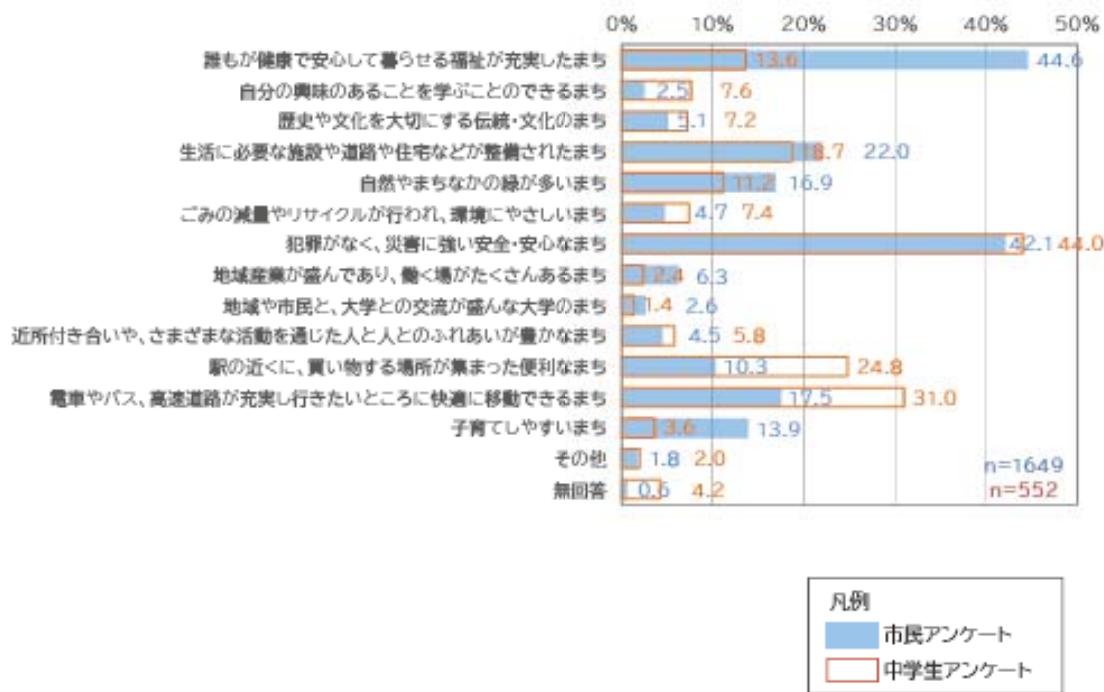
「通勤・通学しやすいまち」は5割以上であり、「医療施設が充実しているまち」が4割弱でそれに続いています。



### ■ 京田辺市がめざすべきまちの姿(市民・中学生アンケートより)

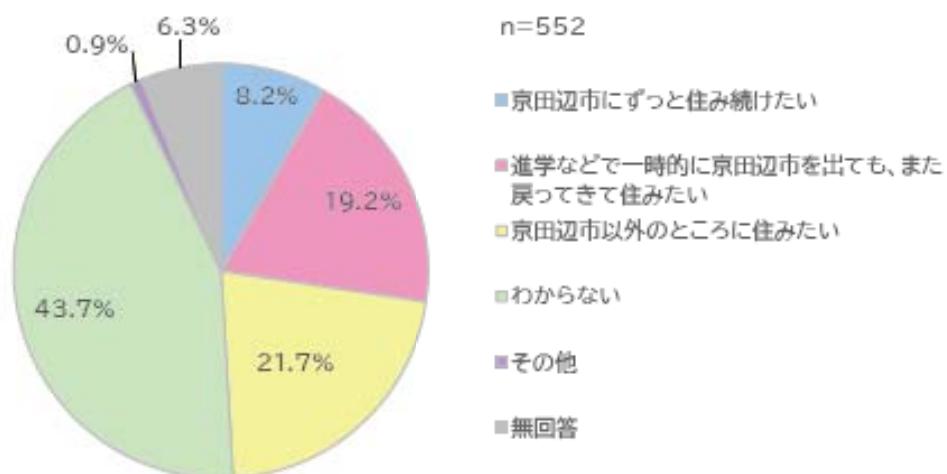
市民では「犯罪がなく、災害に強い安全・安心なまち」「誰もが健康で安心して暮らせる福祉が充実したまち」が4割以上を占めています。

中学生では「犯罪がなく、災害に強い安全・安心なまち」が4割以上、次に「快適に移動できるまち(3割)」「便利なまち(2割)」の回答が多くなっています。



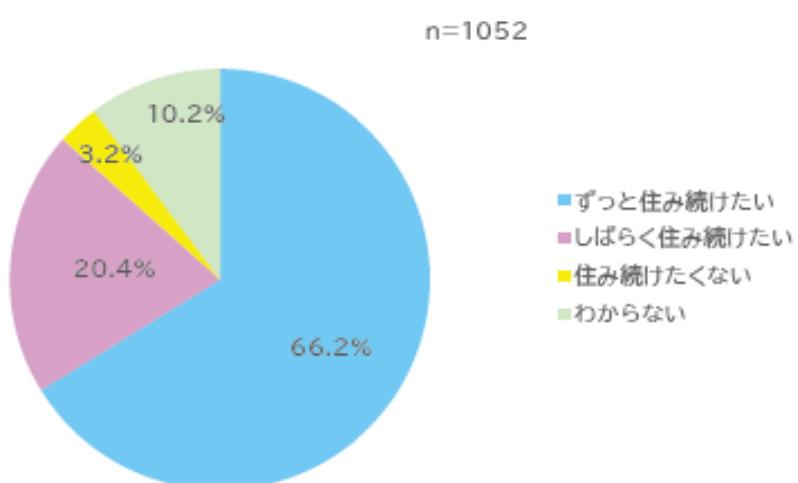
### ■ 居住意向(中学生アンケートより)

「わからない」が最も多く4割以上であり、「京田辺市以外」が2割以上、「また戻ってきて住みたい」が2割弱で続いています。



### ■ 参考(平成 29 年度市民満足度調査による定住意向)

「ずっと住み続けたい」が約7割、「しばらく住み続けたい」が約2割となっており、住み続けたい人が約9割を占めています。



## ②市民ワークショップ結果

第4次京田辺市総合計画策定のためのまちづくり市民ワークショップを3回にわたり開催しました。

- ・ファシリテーター：同志社大学政策学部教授 野田 遊 氏
- ・場所：京田辺市商工会館301／302

|             | 日時／参加人数※  | 内容『』…テーマ  |
|-------------|---|---|
| 第<br>1<br>回 | 平成30年<br>9月11日(火)<br>午後7時～<br>午後8時45分<br>16人(職員は含まない) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○開会にあたり、石井市長から「これまでのまちづくりや市の魅力」について説明。</li> <li>○『10～20年後の理想のまちの姿・自分の姿を考えよう！！』</li> <li>● 3グループに分かれ、自分や家族が10～20年後に、どんな住まい方をしているか、どんな生活を送っているか、どんなまちであってほしいかなど、意見を出し合い共有しました。</li> <li>● 結果をまとめて「自然・環境」「安全・安心」「賑わいづくり」「産業創出」「コミュニティ」の5分野に区分しました。</li> </ul> |
|             | 9月25日(火)<br>午後7時～<br>午後9時15分<br>16人(職員は含まない)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○『住み続けたいまちをめざしてアクション！！』</li> <li>● 第1回で話し合った5分野ごとにどのようなアクション(取組)が必要か意見を出し合って共有。ワールドカフェ方式で、順にグループを組み直しました。</li> <li>● テーマごとに2～3つのアクション(取組)にまとめました。</li> </ul>   |
|             | 10月9日(火)<br>午後7時～<br>午後8時45分<br>17人(職員は含まない)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○『アクションを実行するために私たちは何をする？』</li> <li>● 第2回で話し合ったアクションについて、市民として何ができるのか、どこでするのか、どんなふうにするのかなど、さらに具体的に考えて分野ごとに一つのプロジェクトにまとめました。</li> <li>● テーマは「コミュニティ」の内容を他の分野と統合して、「自然・環境」「安全・安心」「賑わいづくり」「産業創出」の4グループとして、各班に分かれて意見を出し合い共有しました。</li> </ul>                     |
|             |   |   |

※参加者は、地域性、分野(子育て、農業、文化、商工)を考慮し総合計画審議会委員からご紹介いただいた方…10人程度。公募の方…4～5人。学生の方3人(同志社大学1人・同志社女子大学2人)。加えて市職員(係長級)3人が参加。

## ■ 第3回ワークショップとりまとめ結果

### 1. 自然・環境

#### 私たちが考える 緑あふれるまちづくりプロジェクト（案）

##### アクション：地域の豊かな自然環境と共存する仕組みづくり

| 取組                | 私たちができること               | 行政にお願いしたいこと       |
|-------------------|-------------------------|-------------------|
| ① 子どもが遊べる公園をつくる   | ・日高山を源子で山歩き、ハイキングをします   | ・自然、芝生の広がる運動公園の整備 |
| ② 年中花が咲いている場所をつくる | ・耕作放棄地を利用した花づくりを進めます    |                   |
| ③ 自然観察のイベントを催す    | ・季節ごとに観察の機会をつくります       |                   |
| ④ 自然に触れ合う機会をつくる   | ・色々な場所を自転車などで回れるようにします  |                   |
| ⑤ ごみの落ちていない街づくり   | ・自治会の清掃+ちょっとの場所まで掃除をします |                   |
| ⑥ ホタルを守る会をつくる     |                         |                   |



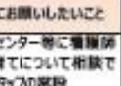
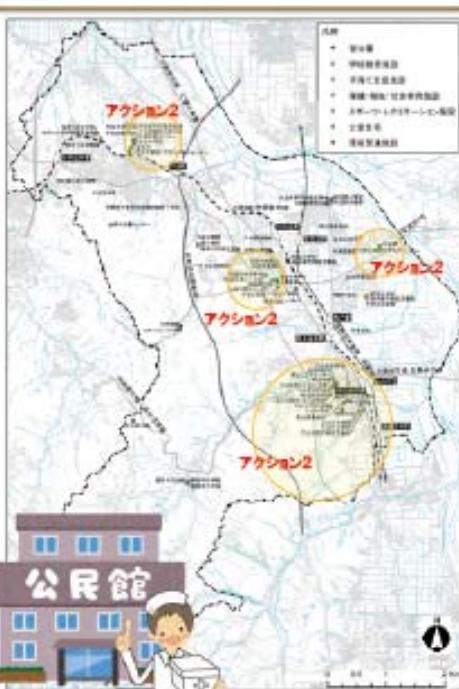
### 2. 安全・安心

#### 私たちが考える ほっと HOT ネットワーク プロジェクト（案）

##### アクション1：多様な主体間のネットワークづくり

| 取組   | 私たちができること   | 行政にお願いしたいこと         |
|--|---|---------------------|
| 市民が主体的にまちづくりに携わって人の絆を大切にし、まちづくり協議会をつくり地域の課題を解決する | ・NPOとして協議会のネットワークづくりにスタッフとして活動します<br>・地域の主役は「自分だ」という自重事として登場します<br>・自治会活動に積極的に参加します<br>・地域内での声かけ、接觸を励行します                             | ・幹線道路の通学路への防犯カメラの設置 |
| 災害に備えた住民による連絡網の整備、ご近所ネットワーク（地域SNS）を構築する          | ・SNSのメンバーを集めます<br>・女性のリーダーを作りましょう<br>・NPOとして災害時に活動します<br>・消防士を囲やしましょう<br>・老人会のスタッフとして昼間の連絡に協力します<br>・非常時の情報共有として行政・団体・団員・自治会の大元共有をします |                     |

※市域全体として取組みます。



##### アクション2：安心して医療相談できる環境づくり

| 取組                            | 私たちができること  | 行政にお願いしたいこと                      |
|-------------------------------|--|----------------------------------|
| 公民館やコミュニティホールで医療相談できる（遠隔地でも可） | ・三世代交流、地域公園館でご近所づきあいをします<br>・環境地をつなぐITツールの導入、セットを支援します | ・住民センター等に看護師や子育てについて相談できるスタッフの常設 |

## 3. 楽わいづくり

### 私たちが考える みんなの広場づくり プロジェクト（案）

#### アクション1：目に見える広場づくり

⇒新たな箱物を作るのではなく、今ある道を使う工夫

| 取組                  | 私たちができること  | 行政にお願いしたいこと  |
|---------------------|--|--|
| 組織的な行事を行う           | <p>【商工会】<br/>・事務局になります<br/>・ボランティア団体に働きかけ、店を出してもらいます<br/>・ボーリング場、パチンコ屋に働きかけ場所（駐車場）を提供してもらったりステージを作ります<br/>【市民】<br/>・店を出します</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通規制、警察の協力要請</li> <li>・市の広報でのPR</li> <li>・イベント枠に対する予算化</li> <li>・市議会の出店（市民相談のブース）</li> </ul> |
| 店・市場をPRする（産業創出と一体化） | <p>・観光協会は地場野菜、果物、茶等をアピールします<br/>・各所属部門と連携します</p>   |  |
| イルミネーションを冬の風物詩にする   | <p>・文化協会のサークルが協力します<br/>・社会福祉協議会がボランティアをします<br/>・同志社大学のクラブが協力します（例：グリックラブ、オーケストラ、手品、落語等）<br/>・小中学校のバランスや芸術展示を行います</p>          |  |



#### アクション2：ふれあい広場づくり

老若男女、日本人、外国人、同志社の学生

学生とのふれあい  
⇒住民同士のふれあい

東西南北、市全境のふれあい  
⇒住民同士のふれあい

| 取組                      | 私たちができること  | 行政にお願いしたいこと   |
|-------------------------|--|---|
| 学生と地域の交流の場（スポーツ・芸術）をつくる | <p>・体育会は小学校、中学校、市内にスクール、音楽、英語等の指導を行います<br/>・サッカーのユースチームやラグビーのジュニアユースチーム、野球のリトルチームと同志社との試合を行います<br/>・受講生を市民に開放し学生と一緒に学ぶ機会をつくります</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力型リーダーシップ</li> <li>・教育委員会の積極的な協力、参加</li> </ul> |



## 4. 産業創出

### 私たちが考える 京田辺 魅力発見・発信 プロジェクト（案）

#### アクション1：京田辺市の特産品のブランド化

| 取組              | 私たちができること   | 行政にお願いしたいこと  |
|-----------------|---|--|
| 新たな特産品をみんなで生み出す | <p>・市民・企業・行政が一体となって協議会に参画します<br/>・一つの特産品にこだわって開拓！！こじつけでもOKなストーリーを開拓を進めます<br/>・1つ成功事例をつくります<br/>・一件品の活用⇒投票イベント⇒観光協会+市民が協働し、超一件品を作ります</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特産品開拓の協議会立ち上げ</li> </ul> |



#### アクション2：地域資源を活かした観光振興

| 取組                                   | 私たちができること   | 行政にお願いしたいこと  |
|--------------------------------------|---|--|
| 自転車を活用した観光振興を進める                     | <p>・乗人コース、サイクリストコース、お楽しみ店舗、観光コースなどのサイクルマップづくりをします</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車のまち京田辺のネットワークを広げます</li> <li>・ツーリングジャパン認定地と連携し、コースを開拓はオリジナルグッズがもらえる仕掛けづくり</li> </ul> |
| 意外に知らない資源を学ぶ（古代・歴史）、一休寺を活用した観光振興を進める | <p>・一休寺までの道程をもっと生がします<br/>・土産物の店舗を企画が立地します</p>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・インバウンド（外国人）にも対応したシーズン無料バス</li> </ul>   |

#### アクション3：産・官・民 竹プロジェクト

| 取組                         | 私たちができること                  | 行政にお願いしたいこと  |
|----------------------------|----------------------------|--|
| 学研都市・同志社大学の研究として竹資源の活用を進める | <p>・カカフを復活し、市民への周知をします</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業・大学・行政による研究会の立ち上げ</li> <li>・産業祭での開催</li> </ul> |

### ③高校生・大学生ワークショップ結果

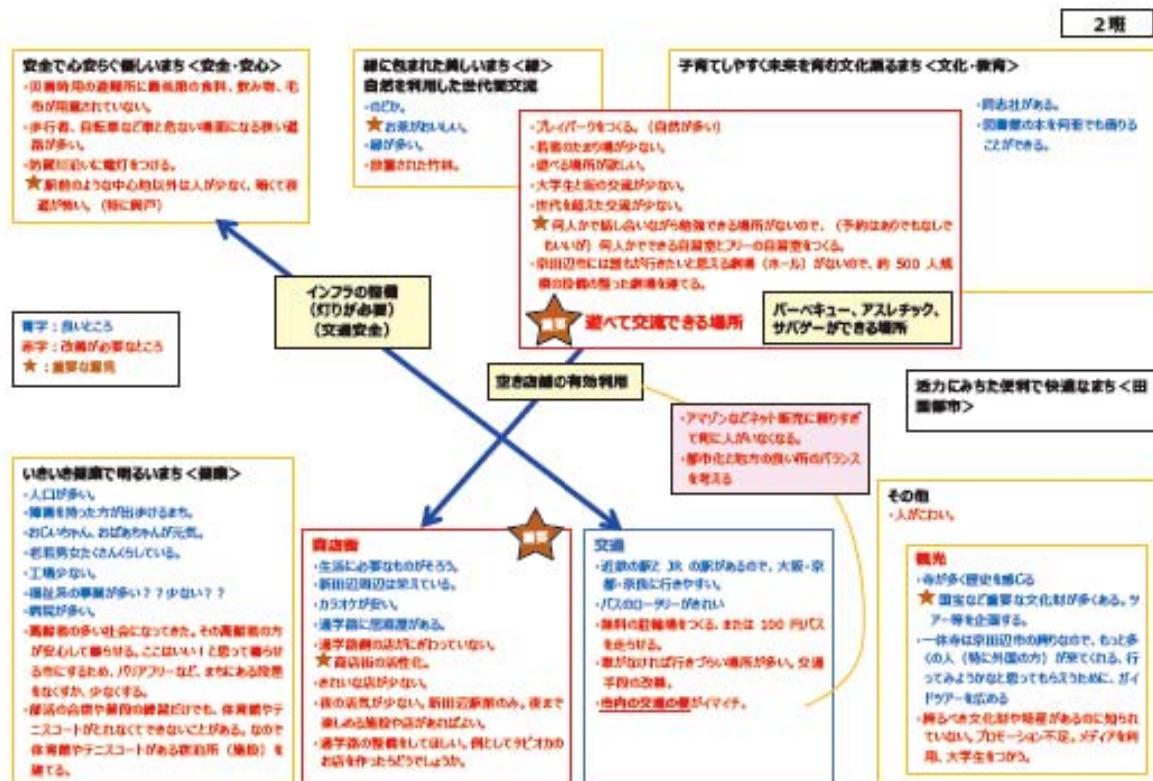
第4次京田辺市総合計画策定のための高校生・大学生ワークショップを開催しました。

・場所：京田辺市役所305会議室

| 日時／参加人数         | 内容『』…テーマ  |
|-----------------|---|
| 令和元年<br>8月9日(金) | ○上村市長から「まちづくりに対する思い」を説明。  |
| 午前9時～           | ○“京田辺の未来”について考えよう！  |
| 午前11時30分        | ● 11名の高校生・大学生が2班に分かれ、『住み続けたい！一度外に出てもまた戻ってきたい！と思える京田辺市とは？』というテーマで話し合いを行いました。 |
| 11人             | ○上村市長との意見交換。  |

### ■ 高校生・大学生ワークショップとりまとめ結果





## (8) 条例・規則

### ①京田辺市総合計画条例

平成 30 年 3 月 28 日

条例第 1 号

#### (目的)

第1条 この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市のまちづくりの基本的な指針であり、基本構想及びまちづくりプランからなるものをいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念、施策展開の基本的な方向性及び目標を示すものをいう。
- (3) まちづくりプラン 基本構想に基づき、基本施策の体系及び施策を実現するための主要な事業を示すものをいう。

#### (総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

#### (市政運営の基本方針)

第4条 市は、市政の運営における事務を処理するに当たっては、総合計画に即して行うものとする。

#### (位置付け等)

第5条 総合計画は、市の最上位の計画とし、市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

#### (京田辺市総合計画審議会への諮問)

第6条 市長は、基本構想及びまちづくりプランを策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、京田辺市総合計画審議会に諮問するものとする。

#### (議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

#### (京田辺市総合計画審議会)

第8条 第6条の規定による諮問に応じ、調査審議を行うため、京田辺市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長が委嘱する委員24人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から第6条に規定する諮問に対する答申の日までとする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 審議会に専門事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(京田辺市総合計画審議会設置条例の廃止)

2 京田辺市総合計画審議会設置条例(昭和 57 年京田辺市条例第5号)は、廃止する。

## ②京田辺市総合計画審議会規則

京田辺市規則第3号

### (趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市総合計画条例(平成30年京田辺市条例第1号)第8条第6項の規定に基づき、京田辺市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (委員の構成)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) その他市長が適当と認める者

### (会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (専門部会)

第5条 専門部会(以下「部会」という。)に属する委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

3 前条の規定は、部会の会議の運営において準用する。

### (意見の聴取)

第6条 会長は、審議会又は部会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

### (委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 第4次京田辺市総合計画

令和2年3月発行

京田辺市 企画政策部 企画調整室

〒610-0393 京都府京田辺市田辺80番地

電話:0774-63-1122 (代表)

URL : <http://www.kyotanabe.jp/>





便利でええやん!京田辺